

平成 2 5 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
人事の紹介	4
議長報告事項	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案上程	6
議案第 1 号 平成 2 4 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 2 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 2 4 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 2 4 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 2 4 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 2 4 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 2 4 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 8 号 平成 2 4 年度旭市病院事業会計決算の認定について	
議案第 9 号 平成 2 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 0 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 5 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 旭市子ども・子育て会議条例の制定について	
議案第 1 4 号 旭市防災会議条例及び旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第 1 5 号	財産の無償貸付について	
議案第 1 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
報告第 1 号	平成 2 4 年度旭市土地開発基金の運用状況について	
報告第 2 号	平成 2 4 年度旭市奨学基金の運用状況について	
報告第 3 号	平成 2 4 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について	
報告第 4 号	平成 2 4 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について	
報告第 5 号	平成 2 4 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について	
報告第 6 号	株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について	
報告第 7 号	私債権等の放棄について	
提案理由の説明並びに政務報告		7
議案の補足説明及び報告の説明		1 7
散 会		6 7

第 2 号 (9月6日)

議事日程	6 9
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	6 9
欠席議員	7 0
説明のため出席した者	7 0
事務局職員出席者	7 0
開 議	7 1
議案質疑	7 1
議案第 1 6 号直接審議 (先議)	9 2
決算審査特別委員会設置	9 3
決算審査特別委員会委員の選任	9 3
決算審査特別委員会議案付託	9 4
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告	9 5
常任委員会議案付託	9 5
常任委員会陳情付託	9 5
散 会	9 6

第 3 号 (9月10日)

議事日程	9 7
本日の会議に付した事件	9 7
出席議員	9 7
欠席議員	9 7
説明のため出席した者	9 7
事務局職員出席者	9 8
開 議	9 9
一般質問	9 9
8 番 伊 藤 房 代	9 9
9 番 林 七 巳	1 0 5
2 0 番 高 橋 利 彦	1 1 0
1 2 番 滑 川 公 英	1 3 7
2 番 飯 嶋 正 利	1 5 0
散 会	1 6 9

第 4 号 (9月11日)

議事日程	1 7 1
本日の会議に付した事件	1 7 1
出席議員	1 7 1
欠席議員	1 7 1
説明のため出席した者	1 7 1
事務局職員出席者	1 7 2
開 議	1 7 3
一般質問	1 7 3
5 番 伊 藤 保	1 7 3
1 5 番 木 内 欽 市	1 8 6
1 番 大 塚 祐 司	2 0 9
4 番 太 田 將 範	2 2 0

散 会	2 3 7
-----	-------

第 5 号（9月26日）

議事日程	2 3 9
本日の会議に付した事件	2 3 9
出席議員	2 3 9
欠席議員	2 4 0
説明のため出席した者	2 4 0
事務局職員出席者	2 4 1
開 議	2 4 2
決算審査特別委員長報告	2 4 2
質疑、討論、採決	2 4 4
常任委員長報告	2 4 7
質疑、討論、採決	2 5 0
常任委員長陳情報告	2 5 3
質疑、討論、採決	2 5 4
発議案上程	2 5 6
発議第1号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	2 5 6
質疑、討論、採決	2 5 8
事務報告	2 5 8
閉 会	2 5 9

平成25年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成25年9月4日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 大 塚 祐 司 | 2 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番 | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保 | 6 番 | 島 田 和 雄 |
| 7 番 | 平 野 忠 作 | 8 番 | 伊 藤 房 代 |
| 9 番 | 林 七 巳 | 10 番 | 向 後 悦 世 |

11番 景山岩三郎
 14番 柴田徹也
 16番 佐久間茂樹
 18番 林俊介
 20番 高橋利彦
 22番 林一哉

12番 滑川公英
 15番 木内欽市
 17番 日下昭治
 19番 嶋田茂樹
 21番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	刃田哲雄	代表監査委員	木村哲三
秘書広報課長	堀江通洋	行政改革推進課長	林清明
総務課長	米本壽一	企画政策課長兼被災者支援室長	伊藤浩
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	馬淵一弘	環境課長	新行内弘
保険年金課長	加瀬喜久	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	大久保孝治	建設課長	高野晃雄
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	菅谷敏之史
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員兼事務局長	田杭平三
農業委員会事務局長	高木寛幸		

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、クールビズ期間中ですので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（日下昭治） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成25年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（日下昭治） 日程第2、人事の紹介。

ここで、人事の紹介をいたします。

去る8月19日、教育長に再任されました茅田哲雄氏をご紹介します。

茅田哲雄教育長より挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

茅田教育長、ご登壇願います。

（教育長 茅田哲雄 登壇）

○教育長（茅田哲雄） ただいまご紹介をいただきました茅田哲雄でございます。

去る8月19日の教育委員会臨時会において、教育長として2期目の任命を受け、心新たに教育行政に取り組んでまいり所存でありますので、今後とも、どうぞ、ご指導、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

昨今、教育委員会制度の改革が議論されているところでありますが、今後の動向をしっかりと受け止め、地方教育行政のさらなる発展に邁進していく所存でありますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（日下昭治） ありがとうございました。

◎日程第３ 議長報告事項

○議長（日下昭治） 日程第３、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第４ 会議録署名議員の指名

○議長（日下昭治） 日程第４、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

19番、嶋田茂樹議員、20番、高橋利彦議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第５ 会期の決定

○議長（日下昭治） 日程第５、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月26日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月26日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（日下昭治） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第16号までの16議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長（日下昭治） 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第16号までの16議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件を一括上程いたします。

議案第1号 平成24年度旭市一般会計決算の認定について

議案第2号 平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第3号 平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第4号 平成24年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第5号 平成24年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第6号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第7号 平成24年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第8号 平成24年度旭市病院事業会計決算の認定について

議案第9号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第10号 平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第11号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について

議案第12号 平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第 13 号 旭市子ども・子育て会議条例の制定について

議案第 14 号 旭市防災会議条例及び旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 財産の無償貸付について

議案第 16 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1 号 平成 24 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 24 年度旭市奨学基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 24 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 4 号 平成 24 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第 5 号 平成 24 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

報告第 7 号 私債権等の放棄について

◎日程第 7 提案理由の説明及び政務報告

○議長（日下昭治） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成 25 年旭市議会第 3 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

8 月の臨時会でも申し上げましたとおり、1 期目の任期の途中、予期せず発生しました東日本大震災からの復興も、今、やっとその姿が見えてきたところであります。また、人口減少対策、医療福祉・食・交流の郷づくりなどは、継続して推進していかなければなりません。

2 期目を迎えた今、この 4 年間で築き上げた国・県とのパイプ、信頼関係という財産を生かして、まず、被災された方々に安心して安定した生活に戻っていただくという責任を果たしたいと考えております。

そのほか、行政改革の一層の推進に不可欠な市役所庁舎の建設にも取り組んでまいります。
また、産業発展の起爆剤として道の駅もぜひ成功させたいと思っております。

いずれにいたしましても、合併9年目を迎えた今、旭市が掲げる将来都市像「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現のため、私の信条であります「ふれあい まごころ 思いやり」の心で、市民一人一人が固い絆で結ばれ、合併してよかったと思える一体感を醸成し、市政を推進してまいりたいと考えております。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、平成24年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成24年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額315億9,375万2,558円、歳出総額290億7,457万6,727円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7億127万5,761円を差し引いた実質収支は、18億1,790万70円となりました。

議案第2号は、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額95億889万4,447円、歳出総額90億785万7,279円、差し引き5億103万7,168円となりました。施設勘定は、歳入総額7,338万2,895円、歳出総額5,506万3,891円、差し引き1,831万9,004円となりました。

議案第3号は、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額4億5,840万595円、歳出総額4億4,696万2,197円となり、歳入歳出差し引き1,143万8,398円となりました。

議案第4号は、平成24年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額42億4,864万1,503円、歳出総額41億4,857万2,655円、差し引き1億6万8,848円となりました。

議案第5号は、平成24年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額6億3,047万1,749円、歳出総額5億2,942万4,176円、歳入歳出差し引き1億104万7,573円となりました。

議案第6号は、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額8,724万5,636円、歳出総額6,927万7,015円、差し引き1,796万8,621円となりました。

議案第7号は、平成24年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万9,133件、普及率は83.8パーセント、年間給水量は580万9,837立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は14億3,605万3,587円、事業費用は13

億621万7,297円となり、差し引き 1 億2,983万6,290円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入4,418万9,150円、支出は 4 億555万3,558円となり、収支不足額 3 億6,136万4,408円は減債積立金等で補填いたしました。

なお、決算の認定とともに当該年度の未処分利益剰余金 1 億2,983万6,290円の処分について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 8 号は、平成24年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は 27万4,588人、外来患者数は73万7,274人となりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は346億8,624万3,549円、事業費用は345億4,843万1,245円となり、当期純利益は 1 億3,781万2,304円となりました。

資本的収支については、収入11億1,203万5,500円に対し、支出は46億5,428万3,343円となり、収支不足額35億4,224万7,843円は当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

なお、年度末未処分利益剰余金 4 億7,574万1,319円については全額翌年度に繰り越しいたします。

議案第 9 号は、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ24億1,100万円を追加し、予算の総額を293億5,040万円とするものであります。

議案第10号は、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ3,800万円を追加し、予算の総額を93億9,800万円とするものであります。

議案第11号は、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ400万円を追加し、予算の総額を5,700万円とするものであります。

議案第12号は、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、事業収入に 6 億8,135万4,000円を増額し、事業費用を 7 億7,518万1,000円減額するものであります。増減額の内容は、総合事務組合退職手当負担金減免に伴うものであります。

議案第13号は、旭市子ども・子育て会議条例の制定についてでありまして、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援法の規定に基づき旭市子ども・子育て会議を置くことに伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第14号は、旭市防災会議条例及び旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定

についてでありまして、災害対策基本法の一部改正に伴い、旭市防災会議の所掌事務及び組織に関する規定を改めるとともに、旭市災害対策本部について所要の規定の整理を行うものであります。

議案第15号は、財産の無償貸付についてでありまして、「旧食彩の宿いいおか荘」の貸付について、震災により被災した施設の修繕費用など初期投資を借主が負担することなどを考慮し、土地及び建物を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成25年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、熱田みち子氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

報告第1号は、平成24年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成24年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成24年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、平成24年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号は、平成24年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第7号は私債権等の放棄について、それぞれ報告するものであります。

次に、東日本大震災から間もなく2年6か月が経過し、第2回定例会においてもご報告いたしました。報告後の対応も含め、復興に向けた取り組みについて申し上げます。

初めに災害の支援状況について申し上げます。

災害義援金については、4月30日をもって支給申請受付を終了しておりますが、現在まで3,575世帯に対して、国・県・市分を合わせて13億6,579万5,700円を配分しており、このうち市の義援金としては4億8,879万5,700円を配分しております。

なお、本市単独の災害見舞金の支給状況については、6月定例会の報告から変更はございません。

次に、国及び県の生活再建支援制度について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99パーセントにあたる803世帯に、加算支援金が、対象世帯の約79パーセントにあたる633世帯に、合わせて13億4,125万円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、284世帯に、1億4,233万6,000円を支給したところであります。

次に、災害公営住宅整備事業について申し上げます。

災害公営住宅については、6月18日から本体工事に着手し、2か月半余りが経過し、順調に進捗しているところであります。

また、入居募集についても、8月15日から30日まで行い、この間8月19日は旭地区仮設住宅で、20日は飯岡地区仮設住宅において申し込みの出張受付を行い、現在、平成26年4月からの入居を目指して取り組んでいるところであります。

次に、復興交付金について申し上げます。

災害復興事業の財源となる復興交付金については、6月25日に復興庁から第6回申請分に対する配分がありました。対象事業は、旧いおか荘の屋上避難施設や文化の杜公園の防災倉庫などで、交付金の配分額は約9,100万円であります。今後は、これらの事業を確実に推進してまいります。なお、避難道路については継続協議となりましたので、引き続き復興庁と協議を進めてまいります。

次に、千葉大学の学生による復興活動について申し上げます。

東北の被災地で、花と緑で被災地を元気にする活動を行っている千葉大学園芸学部の学生達が、この度、旭市内で復興活動に取り組むこととなりました。この活動に共感した地元区長や市内の高校等多くの組織により、「花と緑で旭を元気にするプロジェクト協議会」が結成されました。市としてもこの活動を支援してまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅施設整備事業については、5月以降4回の建設準備委員会を開催し、駅長の募集方法と採用時期及び法人設立準備組織について協議を行うとともに、実施計画の内容を周知するため、市内関係団体へ説明を行っております。

また、実施設計及び測量調査業務については、委託業者が決定しましたので、関係地権者の承諾をいただき、7月22日より現地測量作業を始めております。

なお、建設用地の取得については、税務署との事前協議をはじめ、交渉を行うための準備を進めております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

一昨年の震災からの復興やまちづくりにあたり、市民の皆様と直接話し合い、ご意見やご提案をいただくとともに、旭中央病院検討委員会報告書の説明を行うために、10月16日から市内6か所で地区懇談会を開催いたします。

次に、旭市イメージアップキャラクターについて申し上げます。

イメージアップキャラクター「あさピー」については、4月のデビュー以降、市内外の各種イベントにおいて旭市のPR活動を行っております。また、10月19日と20日に滋賀県彦根市で開催される、今年で第6回目となる日本最大のご当地キャラクターイベント「ご当地キャラ博 in 彦根」に出場して、全国から集まる多くのキャラクターや来場者とふれあいながら、旭市の様々な魅力をさらにPRしてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、今月16日の敬老の日に、保育所の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3施設を会場として開催いたします。

また、隔年で実施しております戦没者追悼式は、10月17日に東総文化会館において挙行いたします。

次に、子育て支援について申し上げます。

子ども・子育て支援新制度については、国の示したスケジュールに合わせて準備を進めているところであります。本市においても「子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等の事業量の見込みやサービス提供体制及び子育て支援施策等についての意見を聴くための機関として「旭市子ども・子育て会議」を設置することとし、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、母子保健事業について申し上げます。

生後4か月から乳幼児の定期健康診査は、90パーセントを超える受診率を維持しており、また、妊婦健康診査や赤ちゃん全戸訪問事業を通じて、育児環境における異常の早期発見と育児不安の軽減を図っているところであります。

今後も、妊娠・出産期から乳幼児期における母子保健の一層の向上に取り組んでまいります。

次に、感染症予防について申し上げます。

首都圏を中心に大人の「風しん」が流行しており、妊婦と赤ちゃんの健康を守るための緊急対策として、予防接種費用を助成しているところであります。8月1日現在での助成申請者数は、191人となっております。

今後も引き続き、市民の健康保持の支援に努めてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

今月24日から27日までの4日間、総合体育館において、「世界ジュニア卓球選手権大会女

子日本代表選手選考会」が開催され、全国各地から選手が集い、熱い戦いが繰り広げられます。

また、10月13日には、「旭市復興支援第4回旭市民体育祭」を東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目のほか、小中学校の吹奏楽や郷土芸能等のエキシビジョンなど、市民の一体感のさらなる醸成を図るため、多くの市民が参加できる大会にしていまいります。

11月4日と5日の2日間、あさひ健康パークにおいて、「第5回向太陽杯パークゴルフ大会」を開催いたします。全国各地の選手と市内選抜選手合わせて160名の選手が参加する予定ですが、運営にあたっては、心温まるおもてなしで「食の郷」「交流の郷」をPRしてまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、飯岡、矢指ヶ浦ともに、昨年より1週間早い7月13日から8月25日まで44日間開設いたしました。

記録的に暑い夏でありましたので、海水浴やサーフィンなどを楽しむ多くの人々で賑わい、区域内での事故もなく無事終了することができました。

7月13日から31日まで「あさひ砂の彫刻美術展」が開催され、7月20日には「光と音楽の花火ショー」などのイベントが行われました。なお、「あさひ砂の彫刻美術展」は、一般財団法人地域活性化センター主催の平成24年度「ふるさとイベント大賞・優秀賞」並びに「復興応援特別賞」を受賞しており、旭市を広くPRできたものと思っております。

また、21日には「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」が開催されゲーム大会や宝探しなどが行われ、多くの皆様が楽しんでおりました。

7月27日と28日には、「いいおかYOU・遊フェスティバル」が、8月6日と7日には「光る汗・笑顔の旭」をテーマとした「旭市七夕市民まつり」が開催されました。6日はあいにくの雨模様ではありましたが、旭市観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーやキャラクターショーなどが行われ、県内外から多くの人々で賑わい、盛況のうちに終了することができました。

事業運営にご協力をいただきました観光協会をはじめ、各関係機関に心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、秋の観光について申し上げます。

恒例となりました袋公園秋の釣り大会が10月下旬に、長熊釣堀センターの釣り大会が11月

3日に、菊花大会が11月上旬に開催される予定であります。

次に、「食彩の宿いおか荘」について申し上げます。

貸付先の募集を行いましたところ1社からの申込みがありましたので、8月19日に「いおか荘貸付先選定委員会」を設置し、選定を行いました。その結果、「合同会社みやぎ蔵王高原ホテル」に貸し付けをすることとし、関連議案を本定例会に提案するものであります。

次に、産業振興について申し上げます。

市内企業32社で構成する旭市雇用対策協議会が主催し、旭市及び旭市教育委員会の後援により、国民栄誉賞を受賞された「なでしこジャパン」佐々木則夫監督をお招きして組織論を題材とした講演会が開催されました。

講演会には、企業従業員をはじめ、一般市民の方も参加され、世界一を極めた監督の話に企業が学ぶ事も数多くあり、大変有意義な講演会となりました。

なお、講演会場のロビーに企業ブースを設営して市民等に広く企業の紹介を行い、雇用の促進、各企業の相互理解を図りました。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、「経営所得安定対策」の加入申請期限の6月末で、213名が加入しました。なお、飼料用米の取り組みは173ヘクタールとなりました。

また、今年の米の放射性物質の検査については、県から1か所の検査を求められ、8月21日に安全が確認され、順調に集出荷が進んでいるところであります。

野菜の生産振興については、生産現場を支援するため県補助事業の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業を活用して、生産施設と管理機等の整備について、18件の事業を進めているところであります。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

飯岡西部地区の基盤整備事業については、昨年度の事業区域見直しを受けて、現在、土地改良法に基づく事業計画変更手続きに向けた同意取得、並びに換地作業を進めております。県と地元との連絡調整を密に図り、事業を進めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

今年はジェフユナイテッド市原・千葉レディースU-13から中学1年生の選手15名が7月22日から26日までの5日間、市内農家5軒において寝食を共にして、猛暑の中で農作業に汗を流し、農作物を育てる苦労を体験いたしました。また、東総運動場でサッカー教室を開催し、市内スポーツ少年団との交流を図りました。今回参加された若い選手の方々には、この

体験を通じて不断の努力と社会性を養われるとともに、旭市との交流が一層深まることを願うものであります。なお、事業については、受入農家のご理解ご協力により継続できますことを感謝申し上げます。

次に、産業まつりについて申し上げます。

今年の産業まつりについては、旭地区と干潟地区が11月17日に旭文化の杜公園で合同開催となることから、相乗効果に期待しているところであります。海上地区については、例年どおり23日に海上コミュニティ運動公園で開催いたします。会場周辺には多くの駐車場を確保できないため、市内各所に臨時駐車場を設けシャトルバスで送迎いたしますので、大勢の方々にご来場いただき、ステージイベントや買物、飲食で秋の一日を楽しんでいただきたいと思います。

次に水産朝市について申し上げます。

天候の影響などで水揚げが少ない時期が続いたようですが、8月25日に海匠漁協青年部による水産朝市が漁協の荷さばき場を会場として開催されました。

待ちに待った水産朝市に、生しらす、ハマグリには長蛇の列ができるなど、飯岡漁港で水揚げされた新鮮な魚介類を買い求める方や青年部の方々が調理する焼きハマグリなどの出店に盛況な朝市となりました。秋には2回目の朝市を開催すると聞いております。今後も飯岡漁港で水揚げされる地元の豊富な水産物のPRを支援してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から広域農道までの整備に向け、物件調査、用地取得等を進めてまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、引き続き工事を進めてまいります。未取得地については関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

また、津波避難道路については、復興交付金事業の採択を目指して継続協議中ですが、早急に整備すべく取り組んでまいります。

次に街路事業について申し上げます。

平成20年度より事業を進めてまいりました谷丁場遊正線整備事業については、8月26日に国道交差部より市道交差部に至る全区間を完了し供用開始いたしました。

また、この市道交差部については、信号制御とすることで交通安全対策の充実を図ってまいります。

次に、旭文化の杜公園について申し上げます。

本公園については、平成24年4月1日から11.16ヘクタールを供用開始後、多くの市民の皆様にご利用をいただき、各種イベントも開催されておりますが、公園が仁玉川により中央で分断されており、これを歩道橋でつなぐことで公園の利便性が向上し、機能も発揮させられることから、現在施工中の歩道橋設置工事については、11月の産業まつり開催に合わせ、完成できるよう進めてまいります。

次に地域安全について申し上げます。

6月25日に初めての試みとして、東総文化会館大ホールにおいて、市民約800人が集まる中「旭市防災フェア」を実施いたしました。

防災フェアは「講演会」と「復興の歌」による二部構成で、講演会は群馬大学の片田敏孝教授により「想定を超える災害にどう備えるか」と題して行いました。一昨年3月11日に発生した東日本大震災で、甚大な被害が発生した岩手県釜石市において、平成16年から小中学校で実施している津波防災教育が功を奏して、小中学校の児童生徒から犠牲者が全くでなかったこと等のいわゆる「釜石の奇跡」を紹介しながら、災害に立ち向かう考えや姿勢について講演をいただきました。

また、復興の歌は、あさひ少年少女合唱団の合唱と本市在住のテノール歌手斉藤幸一さんによる独唱で構成され、最後に復興支援ソングである「花は咲く」を会場全員で合唱し、盛況のうちに終了いたしました。

総合防災訓練については、9月1日に海上コミュニティ運動公園をメイン会場に、地元住民の皆様をはじめ、関係団体のご協力をいただき実施いたしました。

今回は、メイン会場以外にも、海上地区4か所の避難場所開設や海岸地域の津波避難ビル等10か所における高所への自主避難訓練も併せて実施し、市民主体の避難場所等への訓練参加のご協力をいただきました。

今後も、災害時において適切な行動ができるよう、防災訓練実施後も機会をみながら、海岸地域を対象として津波避難訓練を実施するなど、平常時の訓練の重要性を周知・啓発してまいります。

最後に、国から要請されております職員の給与減額について申し上げます。

本来、職員の給与は、地方自治の本旨に基づき、地方で決めることが基本であり、千葉県市長会においても一致して反対の表明をした経緯があります。

また、旭市は、大きな被害を受けた被災地でもあり、全職員が一丸となって震災からの復

興に一生懸命働いてくれており、全国一律の削減というのは私自身納得がいかないものであります。これらの事を踏まえ、今回の給与減額は、旭市では行わないことと判断いたしました。ご理解のほどお願い申し上げます。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（日下昭治） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（日下昭治） 日程第 8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第 1 号、平成24年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成24年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。

資料の 1 ページになります。

第 1 の決算規模ですが、平成24年度一般会計の決算規模は、歳入が315億9,375万3,000円で、前年度と比べて23億7,143万9,000円、7.0%の減、歳出が290億7,457万7,000円で、前年度と比べて20億7,203万円、6.7%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源 7 億127万6,000円を差し引いた実質収支は18億1,790万円となりました。

2 ページをお願いいたします。

第 2 の歳入の決算額ですが、第 2 の 1 表は、歳入の構成比の推移を表したものです。

平成24年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で29.7%、2 番目は市税で22.1%となっております。

次に、3 ページになります。

第 2 の 2 表、歳入の主な 4 項目について決算額の推移を表しております。

平成24年度は、前年度と比べて、市税は0.7%の増、地方交付税は13.1%の減、国・県支出金は8.5%の減となりました。市債については、7.8%の減となっております。それぞれの額は、記載してあるとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第3の歳出の決算額です。

第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、公債費、教育費、土木費、衛生費となっております。

次に、5ページに移りまして、第3の2表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて1.2ポイントの上昇、経常的経費の割合は、3.2ポイント低下、また、投資的経費の割合についても0.4ポイント低下しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したものです。

24年度の経常収支比率は85.8%で、前年度の84.5%と比べて1.3ポイント上がりましたが、県平均値を下回る見込みであり、財政の弾力性は維持できているものと考えております。

次に、7ページに移りまして、第5は、将来の財政負担であります。

このうち、上のグラフ第5の1表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しております。24年度の決算では13.2%となり、前年度の14.9%と比べて1.7ポイント下がり、前年度と同様、起債の借り入れについては同意で済むこととなります。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、基準を大きく下回っているものでございます。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表しています。これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成24年度決算の数値は83.2%となり、前年度の103.9%と比べて20.7ポイント下がりました。本数値につきましても、早期健全化基準の350%を大きく下回っているものでございます。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど、報告第4号でご説明申し上げます。

次に、8ページになります。

第5の3表です。市債現在高、借入額、償還額の推移でございます。

市債の現在高は、平成24年度末で279億4,121万円となり、前年度と比べて2億6,807万7,000円増加いたしました。

9ページに移りまして、第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額を表しております。

棒グラフの平成24年度をご覧いただきたいと思います。

短い方が一般会計だけ、長い方が全会計を合わせたものです。

初めに、短い方のグラフですが、一般会計の平成24年度末の市債現在高279億4,121万円に對しまして、交付税算入見込額が226億7,206万8,000円で、交付税算入見込額割合は約81.1%となっており、実質負担額は年々減少しております。

また、長い方のグラフの全会計では、平成24年度末の市債現在高626億7,918万4,000円に對しまして、交付税算入見込額が328億979万1,000円で、交付税算入見込額割合は52.3%となっております。

なお、交付税算入見込額は、国の理論計算に基づき積算したものでございます。

10ページをお願いいたします。

第6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したもので、平成24年度末における基金の総額は99億4,652万5,000円で、前年度と比べて20億8,518万8,000円増えております。

増の主な理由は、財政調整基金、庁舎整備基金の増及び東日本大震災復興交付金基金を新たに設置したことによるものであります。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように、105億8,671万7,000円となっております。

11ページになります。

復興関連事業費として、震災からの復興に要した事業費及び歳入についてまとめた資料で、事業費総額は24億483万1,000円です。

歳入の主なものは、国からの東日本大震災復興交付金9億3,127万3,000円、災害廃棄物処理事業費補助金4億4,121万9,000円です。

歳出の主なものは、基金への積み立てを除き、災害廃棄物処理事業4億4,110万2,000円、災害に強い地域づくり事業1億3,010万3,000円です。

以下、12ページから22ページまでは、昨年と同様のデータをお示ししてございます。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、平成24年度決算におけます主な施策の事業概要を決算書の掲載ページ順に掲載したものでございます。これらも、後ほどご覧いただければと思います。

以上で資料による説明は終了いたしまして、次に、決算書によりご説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明申し上げます。

まず、3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でございまして、説明は省略いたしまして、18ページの歳入からご説明いたします。

左右見開きとなっております。右ページの収入済額をご覧いただきたいと思います。右の2枠目になります。

なお、各款ごとの差し引きの増減は、先ほど説明いたしました決算説明資料の13ページに記載してございます。

まず、1款の市税でございますが、収入済額69億7,984万6,140円で、前年度比4,599万8,153円、0.7%の増となっております。

市税のうち主な税目について、前年度との比較を申し上げますと、1項市民税は、収入済額33億6,583万8,290円で、前年度比7.3%の増となっております。

2項固定資産税は、収入済額27億44万6,521円で、前年度比6.3%の減、3項軽自動車税は、収入済額1億4,313万7,205円で、前年度比2.7%の増、4項市たばこ税は、収入済額5億2,794万1,771円で、前年度比1%の増、7項都市計画税は、収入済額2億3,401万5,953円で、前年度比6%の減となっております。

なお、市税につきましては、先ほどの決算に関する説明資料の14ページに市税徴収実績表を掲載してございます。後ほど、参考にご覧いただければと思います。

次に、決算書の20ページをお願いいたします。

2款地方譲与税です。収入済額3億4,678万480円、前年度比6.7%の減となっております。

3款利子割交付金は、収入済額1,332万7,000円で、前年度比14.3%の減です。

4款配当割交付金は、収入済額1,499万4,000円で、前年度17.8%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額437万8,000円で、前年度比16.9%の増です。

次に、22ページをお願いいたします。

6款の地方消費税交付金は、収入済額6億3,898万円で、前年度比1.9%の減となっております。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額9,848万3,000円で、前年度比8.9%の減です。

8 款地方特例交付金は、収入済額2,475万2,000円で、前年度比 1 億2,037万3,000円、82.9%の減となっております。減の理由ですが、児童手当分、それから自動車取得税減税の項目の廃止によるものでございます。

9 款地方交付税は、収入済額が93億8,352万8,000円で、前年度比14億1,779万2,000円、13.1%の減となっております。

内訳といたしましては、備考欄 1 番の普通交付税が83億1,345万7,000円で、0.02%の減、備考欄 2 番、特別交付税が10億7,007万1,000円で、前年度比14億1,580万5,000円の大幅な減となっております。減の理由ですが、平成23年度は、震災関連の特例交付等が約15億円交付されておりました。その差が非常に大きなものとなっております。

10 款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,323万3,000円で、前年度比4.3%の増です。

24ページをお願いいたします。

11 款の分担金及び負担金、収入済額 6 億9,253万781円で、前年度比0.3%の増、12 款の使用料及び手数料は、収入済額 4 億2,770万559円で、前年度比6.6%の増となっております。

飛びまして、28ページをお願いいたします。

13 款の国庫支出金です。収入済額39億3,569万5,222円で、前年度比13.3%の減となっております。これは増減がありまして、増の主な理由ですが、震災関係につきましては、東日本大震災復興交付金新設により 9 億3,127万3,000円増となっているんですけども、30ページになります、2 項 3 目の衛生費国庫補助金の 2 節清掃費国庫補助金、備考欄、災害廃棄物処理事業費補助金が 9 億1,758万2,000円の減、災害復旧費の合計額が 1 億8,051万7,000円の減等が減の理由でございます。

災害関連以外では、28ページに戻っていただきまして、1 項 1 目に民生費国庫負担金、2 節児童福祉費国庫負担金、備考欄 3 番の子ども手当交付金、それから備考欄 4 番の児童手当負担金で、合わせて 1 億6,295万2,000円の減、それから、経済対策関連の交付金の合計が 2 億8,685万円の減という、これらの減項目がございました。

34ページをお願いいたします。

14 款県支出金は、収入済額20億6,439万8,643円で、前年度比2.5%の増です。

42ページをお願いいたします。

15 款財産収入です。収入済額3,488万9,631円で、前年度比30.7%の減となっております。減の主な理由ですが、次の44ページになります。2 項 1 目 1 節土地売却収入の減が主なもの

でございます。

16款の寄附金です。収入済額1,159万3,069円で、前年度比3,636万2,820円の大幅な減となっておりますが、主な理由は、災害見舞金の減によるものです。

46ページをお願いいたします。

17款繰入金は、収入済額6億945万9,386円で、前年度比5億8,030万9,783円、1990.8%の大幅な増となっております。増の主な理由は、2項2目災害復興基金から1億1,150万1,000円、2項5目東日本大震災復興交付金基金から4億6,113万9,000円の繰り入れを行ったことによるものです。

48ページをお願いいたします。

18款繰越金は、28億1,858万5,136円、前年度比1億9,925万3,596円、7.6%の増となっております。

その下の19款諸収入は、収入済額5億4,359万8,511円で、前年度比7億8,135万5,277円の大幅な減となっております。減の理由は、23年度は雑入として、総合事務組合災害弔慰金、市町村振興協会災害対策支援金、市町村振興協会災害見舞金、全国市有物件災害共済会地震災害見舞金等、これらで5億円を超えるお金が震災関連として給付されておりました。今年度はこれらがなかったことによります。

20款市債は、収入済額29億3,700万円で、前年度比2億4,870万円、7.8%の減となっております。

借り入れの詳細は、各備考欄に記載のとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終了いたします。

○議長（日下昭治） 補足説明は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第1号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、引き続き、議案第 1 号の補足説明を申し上げます。

歳出となります。

款ごとに、主な事業をご説明申し上げます。

56ページをお願いいたします。

1 款議会費です。

支出済額 2 億4,555万8,791円で、前年度比7.1%の減となっております。減の主な理由は、議員共済負担金の減が大きなものでございます。

次に、58ページをお願いいたします。下の方になります。

2 款総務費、支出済額55億1,237万9,443円、前年度比14.2%の増となっております。増の主な理由は、東日本大震災復興交付金基金の創設、財政調整基金への積み立ての増によるものでございます。

翌年度繰越額は繰越明許費1,000万円となっており、繰越明許に係る事業は、旭駅バリアフリー施設整備事業の 1 件です。

少し飛びまして、69ページをお願いいたします。

備考欄の10番、庁舎整備基金積立金は、新たに 3 億円の積立を行い、平成24年度末現在高を約12億円としたものでございます。

少し飛びまして、77ページになります。

上の 1 項 4 目、財政管理費の備考欄 2 番、災害復興基金積立金 1 億8,687万5,731円は、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、一般寄附金としての災害見舞金を財源として積み立てたものです。

その下の 3 番、東日本大震災復興交付金基金積立金は、東日本大震災復興交付金を財源として積み立てたものです。

79ページになります。

上段の 1 項 6 目財産管理費の備考欄 3 番、財政調整基金積立金は、11億207万6,960円の積み立てを行いました。

83ページをお願いいたします。

1 項 7 目企画費の備考欄の 6 番、「がんばろう！旭」復興支援事業は、復興イベントの開催、復興イベントに対する助成等を行ったものであります。

次に、89ページになります。

1 項10目地域振興費でございます。備考欄の下の方、2 番、コミュニティ育成事業1,065

万円は、地区集会所の修繕や行事用備品への助成のほか、東日本大震災で破損した施設の修繕に対して助成したものでございます。

総務費に係るこれらの主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから29ページに記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、112ページをお願いいたします。

3 款民生費です。支出済額74億4,740万9,099円で、前年度比6.4%の減となっております。この説明ですが、123ページをお願いいたします。

1 項 2 目障害者福祉費、備考欄13番、自立支援給付事業 8 億7,795万8,099円は、療養介護給付や就労支援給付等の増により、前年度比 1 億4,593万7,591円の増となっております。

少し飛びまして、137ページをお願いいたします。

3 項 1 目児童福祉総務費、備考欄の 5 番、出産祝金支給事業 1 億6,850万円は、出産祝金の増額と入学祝金の廃止により、前年度と比較し、595万円の増となっています。

同じページの備考欄の 7 番、子ども医療費助成事業は 1 億2,766万2,729円ですが、平成24年度から所得制限の廃止、それから、12月から入院に係る医療費補助を中学 3 年生まで引き上げたものでございます。

139ページをお願いいたします。

2 目児童措置費の備考欄 1 番、子どものための手当給付事業は、制度改正により、決算額は10億9,274万5,404円となり、前年度比 1 億2,405万5,807円の減となっております。

なお、事業の名称についても、子ども手当給付事業から変更しております。

飛びまして、145ページをお願いいたします。

4 目保育所費、備考欄 5 番、保育所統合整備事業513万2,400円は、飯岡地域統合保育所の調査設計等の委託料です。

なお、民生費に係ります主要事業ですが、説明資料の30ページから39ページに記載してございます。

次に、4 款衛生費です。支出済額18億7,694万5,640円で、前年度比15億4,208万6,214円の大幅な減となっております。

167ページをお願いいたします。

1 項 4 目環境衛生費の備考欄 2 番、環境衛生事務費9,663万1,395円は、前年度比7,787万2,647円の大幅な増となっておりますが、これは、23年度まで衛生組合負担金を別科目で計上していたものを環境衛生事務費へ組み込んだことによるものです。

少し飛びまして、181ページになります。

2項1目塵芥処理費の備考欄4番、災害廃棄物処理事業で、その下5番の繰越明許費と合わせまして4億4,110万2,111円は、がれきの分別及び処理経費で、がれきの処理が順調に進んだため、前年度比14億7,816万2,421円の大幅な減、これが衛生費減の大きな理由でございます。

衛生費に係ります主要事業は、説明資料の40ページから46ページに記載してございます。
183ページをお願いします。

5款の労働費です。支出済額2,916万1,595円で、前年度比2.6%の増です。

185ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、支出済額12億8,198万2,315円、前年度比6億2,851万9,244円で、大幅な増となっております。

少し飛びまして、193ページになります。

1項3目農業振興費の備考欄5番、水田農業構造改革推進事業3,223万102円は、水田農業を保持していくため、転作等に対する補助を行ったものです。同じページの備考欄9番、園芸生産強化支援事業7,961万9,000円は、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金として認定農業者や生産者団体が行います園芸生産施設や省力機械等の整備に対して補助を行ったものです。

少し飛びまして、197ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費、備考欄16番、農業流通基盤強化支援事業5億8,685万円は、JAちばみどり集出荷貯蔵施設整備補助金で、財源は、全て県補助金です。この事業があったことから、農林水産業費は大幅な増となっております。

農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の47ページから52ページに記載しております。

少し飛びまして、209ページをお願いいたします。

7款商工費は、支出済額3億5,344万3,598円、前年度比0.5%の減です。

213ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費の備考欄4番、商工業災害復旧資金利子補給事業392万5,773円は、東日本大震災により被災した中小企業者が復旧資金として受けた融資に対しまして利子補給を行ったものであります。

219ページをお願いいたします。

1項3目観光費の備考欄5番、海水浴場開設事業1,762万6,123円は、飯岡海水浴場、矢指

ヶ浦海水浴場開設に伴う経費で、両海水浴場とも、震災以降、2年ぶりに開設することができました。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の53ページから58ページに記載しております。

申し訳ありません。1点、桁を一つ読み間違えまして、修正をしたいと思います。137ページの民生費の児童福祉総務費です。備考欄の5番です。出産祝金支給事業1億6,850万円と読み上げてしまったかと思うんですけども、桁が一つ違っておりました。1,685万円でございます。これは、決算書に記載のとおりでございます。

それでは、戻りまして、221ページをお願いいたします。

8款土木費は、支出済額22億9,677万6,594円、前年度比4億3,100万3,833円、15.8%の減で、翌年度の繰越額は、繰越明許費10億3,579万9,000円、事故繰越し6,918万1,061円となっております。

繰越明許に係る事業は、蛇園南地区流末排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、街路整備事業の谷丁場遊正線、災害公営住宅整備事業等、全9事業でございます。

事故繰越しに係る事業は、蛇園南地区流末排水整備事業、道路新設改良事業等の5事業でございます。

少し飛びまして、233ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄6番及び7番の蛇園南地区流末排水整備事業は、繰越明許分を含めまして1億6,697万7,370円で、同地区の排水改善のため、平成21年度から27年度までの事業として実施しているものでございます。

次のページ、235ページになります。

一番上、備考欄9番と10番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、繰越明許分を含めて1億8,696万5,831円となります。工事請負費、用地取得費、物件補償が主な内容で、本工事の完成に向けて事業の推進を図っているところでございます。

その下の備考欄11番と12番の南堀之内バイパス整備事業は、繰越明許分を含めて3,271万5,010円となりますが、この事業については、工事請負費、用地取得費、物件補償、文化財調査委託料が主な内容です。

その下の2項4目橋梁新設改良費の備考欄1番、橋梁新設改良工事5,969万円は、文化の杜公園南側橋梁の工事請負費です。

少し飛んで、241ページをお願いいたします。

3項2目街路費の備考欄2番と3番の街路整備事業は、繰越明許分を含めて4億8,006万

460円となります。谷丁場遊正線の道路新設工事、用地取得、物件補償などを行ったものでございます。

251ページをお願いいたします。

下の方、4項3目住宅建設費の備考欄1番、災害公営住宅整備事業820万6,500円は、災害公営住宅建設に係る設計、監理委託料が主なものです。

なお、土木費に係ります主要事業は、説明資料の59ページから71ページに記載してございます。

次に、一番下になりますが、9款の消防費は、支出済額14億4,454万7,094円、前年度比2億8,778万1,344円、24.9%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費1,684万2,000円、事故繰越し1,659万円となっております。

繰越明許に係る事業は、消防施設整備事業及び災害に強い地域づくり事業です。

事故繰越しは防災対策事業で、災害に強い地域づくり事業の津波避難施設整備工事分でございます。

次に、257ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費、説明欄6番、消防広域化・共同化基盤整備事業は、7番の繰越明許と合わせ2億2,628万2,357円で、共同指令センター及び消防救急無線設備の整備負担金、消防防災用備品の購入が主なものです。

次に、263ページをお願いいたします。

3目災害対策費の備考欄の3番、災害に強い地域づくり事業1億3,010万3,370円は、集水複合井戸設置工事、津波避難施設整備工事、非常用発電機設置工事が主なものでございます。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の72ページから76ページに記載してございます。

次に、265ページをお願いいたします。

10款教育費は、支出済額30億532万3,951円、前年度比0.4%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費3億1,298万1,000円となっております。

翌年度への繰越事業としましては、小学校大規模改造事業ほか2事業でございます。

少し飛びまして、281ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費の備考欄4番と5番、小学校大規模改造事業は、繰越明許分を含めて2,223万6,900円で、琴田小学校、三川小学校の実施設計委託料と大規模改造工事が主なものです。

少し飛びまして、285ページをお願いいたします。

2項2目教育振興費の備考欄8番、放課後児童クラブ室建設事業3,503万6,471円は、共和小学校敷地内に児童クラブ専用施設を設置したものでございます。

少し飛びまして、289ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費の備考欄一番下、4番、5番、飯岡中学校改築事業は、繰越明許分を含めて2,609万9,000円で、飯岡中学校改築に係ります調査・設計委託料等でございます。

大きく飛びまして、343ページをお願いいたします。

5項3目になります。学校給食費の備考欄9番と10番、学校給食センター統合改築事業は、繰越明許と合わせ9億1,783万9,814円で、老朽化した第二給食センターと第三給食センターを統合し、新たな給食センターを建設したものでございます。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の77ページから88ページに記載しております。

次に、11款災害復旧費でございます。支出済額4億3,235万8,323円で、翌年度の繰越額は、事故繰越し1,303万8,700円となっております。

事故繰越しに係る事業は、道路橋梁災害復旧費の災害復旧工事補償金です。

災害復旧費の主なものを申し上げます。

345ページになります。

一番下の3項1目道路橋梁災害復旧費1億9,468万9,523円は、道路・河川等の復旧工事分。347ページをお願いいたします。

中ほどの3項2目都市計画施設災害復旧費1億643万円は、袋公園、川口沼親水公園等の復旧工事分、一番下の4項2目社会教育施設災害復旧費9,969万3,400円は、大原幽学遺跡南側斜面、それから、飯岡・海上両野球場等の復旧工事を行ったものです。

なお、災害復旧費に係る主要事業は、説明資料の89ページ及び90ページに記載しております。

349ページをお願いいたします。

12款公債費です。支出済額30億3,025万5,749円、前年度比1億3,979万9,102円、4.4%の減となっております。

以上で、歳出の説明を終了させていただきます。

それでは、最後に、財産に関する調書についてですが、これは決算書の530ページから533ページに記載されております。

533ページには、物品の関係が記載されております。24年度に重要物品調査を実施いたしまして、記載項目の追加等を行っております。今回の決算書で調査後の適正な数量に改めて

おりますので、よろしくお願いいたします。

次の534ページからは24年度末の基金現在高ですので、これはご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第1号、平成24年度旭市一般会計決算についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（日下昭治） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 加瀬喜久 登壇）

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成24年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万3,311世帯で、前年度比112世帯、0.8%の減であります。

また、被保険者数は2万7,907人で、前年度比597人、2.1%の減であります。

年度末の加入割合は、世帯比で55.1%、人口比で40.5%となっております。

被保険者数の内訳でございますが、一般被保険者が2万6,856人で、前年度比493人、1.8%の減であります。

退職被保険者は1,051人で、前年度比104人、9.0%の減であります。

介護保険2号被保険者は1万1,762人で、前年度比517人、4.2%の減であります。

次に、国民健康保険税の税率について申し上げますと、医療給付費分が、所得割6.5%、資産割30%、均等割1万2,000円、平等割2万円、後期高齢者支援金分が、所得割1.5%、均等割1万2,000円、介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円、また、課税限度額は、医療給付費分が47万円、後期高齢者支援金分が12万円、介護納付金分が9万円であります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

決算書の353ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は95億889万4,447円で、前年度比3.6%の増となり、歳出決算額については90億785万7,279円で、前年度比2.9%の増となっております。

362ページをお開きください。

歳入歳出差引残額5億103万7,168円につきましては、平成25年度に財政調整基金へ2億5,100万円を積み立てまして、残額2億5,003万7,168円は繰越金とするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

373ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は23億8,665万5,861円となり、前年度比で0.8%の減となっております。収納率は63.5%となり、前年度と比べて1.0ポイント上昇しましたが、還付未済額233万2,910円を含んでおりますので、これを差し引くと63.4%となります。

また、不納欠損額は1億5,336万7,361円で、収入未済額は12億2,286万8,433円であります。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は14億6,611万3,282円となります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は、4 億3,507万6,680円となります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は、1 億9,501万3,997円となります。

4 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は、1 億2,649万9,518円となります。

5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収入済額は、3,207万4,352円となります。

6 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は、1,809万1,581円となります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は、6,930万598円となります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は、2,073万6,267円となります。

介護納付金分現年分の収入済額は、1,803万1,478円となります。

4 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は、382万60円となります。

5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収入済額は、93万3,067円となります。

375ページをご覧ください。

6 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は、96万4,981円となります。

4 款国庫支出金の収入済額は27億1,042万2,388円となり、前年度比1.6%の増であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は19億6,734万3,837円となり、前年度比2.0%の減であります。内訳は、療養給付費負担金が13億2,976万5,878円で、後期高齢者支援金負担金が4億2,154万6,430円、介護納付金負担金が2億1,603万1,529円であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、5,518万1,622円であります。

3 目特定健康診査事業費等負担金は、1,741万3,000円であります。

377ページをご覧ください。

2項1目財政調整交付金の収入済額は6億7,013万3,000円で、前年度比39.4%の増であります。内訳は、普通調整交付金として3億2,721万9,000円、特別調整交付金として3億4,291万4,000円であります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、65歳未満の方のうち退職被保険者の医療費に対する交付金で、収入済額は3億3,493万3,000円となり、前年度比5.9%の減であります。

6款1項1目前期高齢者交付金は、65歳以上74歳以下の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は11億3,325万3,960円となり、前年度比10.9%の増であります。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の5,518万1,622円であります。

379ページをお願いします。

2目特定健康診査事業費等負担金1,741万3,000円であります。

2項1目県財政調整交付金は5億6,877万8,000円で、前年度比29.7%の増であります。内訳は、普通調整交付金として3億6,399万9,000円、特別調整交付金として2億507万9,000円であります。

8款共同事業交付金の収入済額は11億5,638万7,003円で、前年度比1.1%の増となっております。その内訳を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業交付金の収入済額については2億5,763万4,506円で、前年度比2.3%の増となっております。これは、高額医療費のうち、1か月につき80万円を超えるものについて、交付の対象となるものであります。

2目の保険財政共同安定化事業交付金については、その収入済額は8億9,875万2,497円で、前年度比0.7%の増となっております。内容としましては、高額医療費のうち、1か月につき30万円を超え、80万円以下のものが交付の対象となります。

10款の繰入金について申し上げます。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、収入済額が1億7,919万6,362円となり、前年度比3.4%の増であります。内訳は、保険税軽減分が1億3,757万4,000円、保険者支援分が4,162万2,362円であります。

2節職員給与費等繰入金の収入済額は4,726万4,000円となり、前年度比10.2%の増であります。

381ページをご覧ください。

3節出産育児一時金等繰入金の収入済額は4,610万円となり、前年度比26.1%の増であり

ます。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は2,077万1,000円となり、前年度比4.2%の増であります。

5 節その他一般会計繰入金の収入済額は、昨年と同額の5億円となっております。

2 項 1 目財政調整基金繰入金の収入済額は、8,400万円となっております。

11 款繰越金の収入済額は、2 億1,179万1,216円となっております。

12 款諸収入の収入済額は5,574万3,808円で、主なものは、保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入並びに交通事故等による第三者納付金などであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

387ページをお願いします。

1 款総務費の支出済額は4,232万5,252円となり、前年度比37.1%の増であります。内訳は、国保事業の管理運営費である一般管理費2,012万1,985円と国保税徴収に係る賦課徴収費1,868万5,332円が主であります。

389ページをお願いします。

2 款保険給付費の支出済額は56億340万5,239円となり、前年度比1.5%の増であります。

また、審査支払手数料と第三者納付金並びに返納金を差し引いた1人当たりの給付費は19万9,894円で、前年度比3.6%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は49億7,113万9,286円となり、前年度比1.7%の増であります。

391ページをお願いいたします。

2 項高額療養費の支出済額は5 億5,445万7,357円となり、前年度比で1.5%の減であります。

395ページをご覧ください。

3 款後期高齢者支援金の支出済額は13億8,404万4,588円となり、前年度比8.2%の増であります。

4 款前期高齢者納付金の支出済額は142万2,826円となり、前年度比62.5%の減であります。

397ページをお願いします。

6 款介護納付金の支出済額は6 億7,625万2,200円となり、前年度比5.1%の増であります。これは、第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は5万6,554円で、1万2,284人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対して、1人当たり2,363円の増となっております。

7 款共同事業拠出金は10億6,428万7,216円で、前年度比6.5%の増であります。その主な内容を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は2 億2,072万6,490 円で、前年度比23.8%の増であります。

2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、1 か月につき30万円を超え80万円以下的高額医療費が対象でありまして、その支出済額は8 億4,355万9,259円で、前年度比2.8%の増であります。

399ページをお願いします。

8 款保健事業費は1 億448万5,648円となり、前年度比2.1%の減であります。

401ページをお願いします。

11款諸支出金は1 億3,143万1,270円で、その主なものは、403ページになりますが、国庫支出金の精算に伴う返還金及び国保税の還付金並びに中央病院と滝郷診療所への繰出金であります。

少し飛びまして、422ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

戻っていただきまして、363ページ、施設勘定です。

滝郷診療所の決算について、ご説明申し上げます。

歳入決算額は7,338万2,895円となり、前年度比15.7%の減となっております。歳出決算額は5,506万3,891円となり、前年度比23.2%の減となります。

368ページをお願いします。

歳入歳出差引残額1,831万9,004円につきましては、平成25年度に財政調整基金へ950万円を積み立てまして、残額881万9,004円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

飛びまして、409ページをお願いします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入の収入済額は5,842万8,346円となりまして、前年度比18.0%の減であります。これは、診療日数の減に伴う患者数の減によるものであります。

411ページをご覧ください。

6 款繰入金の収入済額は、470万円となっております。

7 款繰越金の収入済額は、731万1,023円であります。

8 款諸収入の収入済額は18万8,200円で、主な内容は、介護保険意見書料であります。

訂正いたします。411ページのところで、6 款繰越金の収入済額740万円のところを470万円と言ってしまいました。訂正いたします。

続いて、歳出になります。

417ページをお開きください。

1 款総務費ですが、支出済額は1,847万3,381円となり、前年度比43.3%の減となっております。主に非常勤医師の賃金及び派遣医師委託料の減によるものであります。

419ページをお願いいたします。

2 款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入費でありまして、支出済額は3,656万8,584円となります。前年度比4.4%の減であります。

423ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第2号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成24年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は9,001人で、前年度比145人、1.6%の増となります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で、3割負担の方が318人で、前年度比11人、3.3%の減、1割負担の方は8,683人で、前年度比156人、1.8%の増となっております。

保険料率につきましては、平成24年度に見直しが行われましたが、旭市においては制度開始前の医療費が低いことから軽減措置がとられ、県下均一の年額3万7,400円のところを1,600円安い3万5,800円となっております。所得割につきましても、7.29%のところを、0.32ポイント低い6.97%となっております。また、限度額につきましては、県下一律で55万円に引き上げられました。

なお、保険料の軽減につきましては、世帯の所得の状況に応じまして、均等割においては、9割、8.5割、5割、2割の軽減、所得割においても5割軽減がとられております。また、国民健康保険以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割はかからず、均等割も9割減額されております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

425ページをお願いいたします。

歳入決算額は4億5,840万595円で、前年度比9.2%の増となり、歳出決算額は4億4,696万2,197円で、前年度比9.0%の増となっております。

歳入歳出差引残額は、430ページにございますように1,143万8,398円でありまして、平成25年度の繰越金とするものです。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

435ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は3億1,280万8,100円となり、前年度比で9.6%の増となっております。収納率は、99.1%であります。

また、不納欠損額は60万9,000円で、収入未済額は312万1,700円であります。

1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は、2億758万1,700円となります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は、1億307万8,400円となります。

3 節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は、214万8,000円となります。

2 款繰入金の収入済額は1億3,247万8,234円で、前年度比7.5%の増となっております。これは、徴収事務費等に係る経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れたものです。

3 款繰越金の収入済額は971万8,855円となっております。前年度比15.7%の増となっております。

4 款諸収入の収入済額は339万5,406円となり、前年度比18.3%の増となっております。この主な内容は、保険料の延滞金及び還付金収入と広域連合からの賦課徴収業務委託金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

441ページになります。

1 款総務費の支出済額は1,074万9,363円となり、前年度比0.1%の増であります。

1 項 1 目一般管理費の867万989円は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、前年度比0.4%の増であります。

2 項 1 目徴収費の207万8,374円は保険料の徴収に要した経費で、前年度比1.0%の減であ

ります。

2 款広域連合納付金の支出済額は 4 億 3,510 万 8,934 円となり、前年度比 9.2% の増であります。これは、徴収した保険料と低所得者等の保険料軽減分を保険基盤安定拠出金として広域連合へ納付したものであります。

443 ページになります。

3 款諸支出金の支出済額は 110 万 3,900 円となり、前年度比 52.1% の増であります。これは、保険料還付金であります。

444 ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第 3 号、平成 24 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

昼食のため、午後 1 時ジャストまで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第 4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第 4 号、平成 24 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成 24 年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

1 番の高齢者人口等ですが、この資料は、平成 25 年 3 月末の状況を第 5 期介護保険事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は前年度と比較して説明いたします。

上から 2 行目の B 欄になります。

65歳以上の第1号被保険者数は1万7,315人で、前年度比581人の増となり、伸び率3.5%となりました。

3行下になります。65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は25.2%で、前年度比1.0ポイントの増となりました。要介護認定者数は2,540人で、前年比169人の増、伸び率7.1%となりました。

一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は14.1%で、前年度比0.5ポイントの増となりました。

以下、2番は介護度別認定者数、2ページは、3番、介護保険料、4番、所得段階別第1号被保険者数、3ページは、5番、保険料納付状況、6番、保険給付費のサービス別支出状況で、記載のとおりとなっております。後ほど、ご覧いただきたいと思います。

それでは、決算書をご用意いただきたいと思います。

決算の内容については、前年度と比較しながら、主なものを説明させていただきます。

445ページをお開きください。

歳入歳出予算額43億600万円に対し、歳入決算額は42億4,864万1,503円で、前年度と比較して6.5%の増となりました。

歳出決算額は41億4,857万2,655円で、前年度と比較し4.4%の増となり、歳入歳出差引残額は1億6万8,848円となりました。

次の446ページから450ページの歳入歳出決算の内容については、451ページからの事項別明細書の中でご説明いたします。

次の452ページと453ページは、歳入の総括表ですので説明は省略しまして、454ページの歳入から順を追って説明いたします。

それでは、454ページをお願いいたします。

1款保険料の収入済額は8億993万9,567円で、前年度と比較して37.0%の増となります。収納率は、96.1%であります。

3行下になります。1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料の収入済額は7億1,151万180円となりました。

2節現年度分普通徴収保険料の収入済額は、9,476万8,208円となります。

3節過年度分普通徴収保険料の収入済額は、366万1,179円となりました。

2款国庫支出金の収入済額は9億9,822万4,919円で、前年度と比較して1.4%の増となりました。内容は、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれル

ール分と介護保険災害臨時特例補助金であります。

3 款支払基金交付金の収入済額は11億7,346万2,393円で、前年度と比較して2.4%の増となりました。内容については、456ページになります。第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分です。

4 款県支出金の収入済額は6億6,117万7,189円で、前年度と比較して14.5%の増となりました。内容は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分と財政安定化基金の返還金です。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金として介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金で5億8,751万6,000円で、前年度と比較して6.8%の減となりました。これは458ページになりますが、2 項2 目の介護保険給付費準備基金からの繰入金が前年度は8,000万円あったことによるものでございます。

7 款繰越金の収入済額は1,349万3,152円で、前年度からの繰越金となります。

8 款諸収入の収入済額は479万4,423円で、内訳としましては、地域支援事業利用収入413万514円、雑入66万3,909円で、備考欄記載のとおりです。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次の460ページと461ページは、歳出の総括表ですので説明は省略しまして、462ページの歳出から順を追ってご説明いたします。

それでは、462ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は4,853万1,871円で、主な経費は、介護保険料賦課徴収に係る経費及び認定審査会、認定審査費などがございます。

一番下の欄になりますが、3 項1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,085万6,767円で、審査回数は96回、審査件数は2,958件です。

464ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費1,328万8,242円で、調査件数は2,998件です。

466ページをお願いいたします。

2 款保険給付費の支出済額は40億921万1,843円で、前年度比1億9,350万3,575円の増で、伸び率5.1%となりました。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,540人、地域密着型サービスが88人、施設サービスが609人で、合計2,237人です。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費で、主なものは、1 目居宅介護サービ

ス給付費が14億3,484万5,009円、2目地域密着型介護サービス給付費は2億8,024万4,836円で、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホームなどが該当いたします。

3目施設介護サービス給付費は17億4,862万8,455円で、月平均の施設入所者数は590人です。

468ページをお願いいたします。

6目居宅介護サービス計画給付費は2億279万4,389円で、ケアプラン作成費でございます。

2項介護予防サービス等諸費は8,277万2,150円で、要支援者の保険給付費です。

470ページをお願いいたします。中段の下になります。

3項1目審査支払手数料は351万4,440円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で5万8,574件分です。

4項高額介護サービス等費は6,415万9,746円で、利用者負担が高額になった時に支給するもので6,084件分です。

472ページをお願いいたします。下段になります。

6項特定入所者介護サービス等費は1億6,646万190円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、25年度末における減免対象者は665人でした。

474ページをお願いいたします。一番下になります。

基金積立金の支出済額は、3万3,860円です。これは、利子分を積み立てたもので、平成24年度末の介護保険給付費準備基金の残高は1億1,402万1,195円となりました。

476ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費の支出済額は5,794万5,150円で、事業の主なものは、1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費の備考欄2番、通所型介護予防事業491万607円で、介護予防拠点において運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ219人です。

478ページをお願いいたします。

2項1目包括的支援事業費の支出済額は2,068万3,414円で、事業の主なものは、備考欄3番、総合相談・支援事業の13委託料500万円で、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものです。

480ページをお願いいたします。

3項1目任意事業費の支出済額は2,205万6,416円で、主なものは、備考欄記載のとおり、

1 番、家族介護用品給付事業、2 番、介護相談員派遣事業、3 番、配食サービス事業などを行いました。

482ページをお願いいたします。

6 款諸支出金の支出済額は3,284万9,931円で、主なものは、1 項 2 目償還金3,225万5,062 円で、23年度保険給付費の精算による国県支払基金及び一般会計への返還金です。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

484ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わりにいたします。

○議長（日下昭治） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第 5 号、平成24年度旭市下水道事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、公共下水道の整備状況についてご説明申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

2 ページをお開きください。

1、下水道の状況をご覧ください。

平成24年度末の処理区域は187.8ヘクタールで、処理区域内人口は6,413人、使用人口は3,682人であります。

普及率は、行政区域内人口 6 万8,725人に対して処理区域内人口6,413人で9.3%となっており、前年度比0.1ポイント減となっております。これにつきましては、平成24年度から外国人を含めた住民基本台帳人口となったことによるものであります。

水洗化率は、処理区域内人口6,413人に対して使用人口3,682人で57.4%、1.4ポイント増となっております。

なお、供用開始区域187.8ヘクタールは、事業認可区域202ヘクタールに対して93%が整備されたことになりました。

それでは、決算書によりご説明申し上げます。

485ページをお開きください。

平成24年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入 6 億3,047万1,749円、歳出 5 億2,942

万4,176円で、歳入歳出差引残額は490ページとなりますが、1億104万7,573円であり、翌年度への繰越金でございます。

歳入歳出決算額の主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。
494ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は、受益者負担金でありまして、収入額2,740万3,200円でございます。

なお、平成24年度の受益者負担金の収納率は52.3%で、前年度比10.2ポイント上昇いたしました。

2款使用料及び手数料ですが、下水道使用料は7,159万9,465円、納付率は95.9%で、前年度比1.5ポイント上昇いたしました。

3款国庫支出金は1,650万円でありまして、管渠建設事業費に対する補助金でございます。

5款繰入金は3億6,016万2,000円で、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計より繰り入れたものでございます。

6款繰越金は1億622万6,368円で、前年度からの繰越金でございます。

496ページをお願いいたします。

7款諸収入は690万542円で、主な内容といたしましては、備考欄1番、消費税及び地方消費税還付金687万542円でございます。

8款市債は4,140万円でありまして、建設事業費に係ります地方債でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

500ページをお開きください。

1款総務費の支出済額は6,500万1,515円で、これは公共下水道事業に係る人件費及び事務経費でございます。

502ページをお願いいたします。

2款事業費は1億9,123万9,578円でございます。

1項の管理費は1億4,615万5,085円で、施設維持管理に係る人件費や運転業務委託料、汚泥運搬処理業務委託料等でございます。

不用額の1,924万9,915円の主な内容といたしましては、運転業務委託料などの入札執行残や維持管理において補修工事が少なかったことなどによるものでございます。

504ページをお願いいたします。

2 項の工事費は、4,508万4,493円でございます。主な内容といたしましては、15節工事請負費は4,361万700円で、ロの新田地区面整備工事と中央病院進入路周辺の平成23年度整備地区の舗装復旧工事等を行ったものでございます。

なお、不用額4,416万1,507円の主な内容といたしましては、15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う水道管の切り回し工事に係る負担金が現場対応により不要となったことなどによるものでございます。

506ページをお願いいたします。

3 款公債費は2 億7,318万3,083円でありまして、起債借入金の償還金でございます。内訳といたしましては、元金支払費が1 億7,881万6,062円、利子支払費が9,436万7,021円でございます。

最後に、508ページでございますが、実質収支に関する調書であり、記載のとおりでございます。

以上で、議案第5 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（日下昭治） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第6 号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成24年度末における農業集落排水事業の状況について申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

資料の2 ページでございます。

1 番の普及状況でございます。平成24年度全体の処理区域内人口2,238人に対し、使用人口は1,546人で、普及率は69.1%となっております。

それでは、内容につきまして、決算書のほうをお開き願いたいと思います。

決算書の509ページをお開きください。

歳入歳出予算額8,562万7,000円に対しまして、歳入決算額につきましては8,724万5,636円で、執行率は101.9%となっております。歳出決算額につきましては6,927万7,015円で、執行率は80.9%となりました。

次に、内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

518ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

1 款分担金及び負担金の収入済額84万円は、琴田地区の新規加入による2件で、徴収率は14.4%でございます。

収入未済額498万8,000円の未納件数は、いずれも過年度分でございます。江ヶ崎地区6件、琴田地区7件となっております。

続きまして、2 款使用料及び手数料は1,592万752円でありまして、処理施設の使用料であります。徴収率は97.6%でございます。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

3 款繰入金は6,375万9,000円でありまして、全体事業費から使用料、特定財源等を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

4 款繰越金は672万5,884円でありまして、前年度繰越金でございます。

5 款諸収入につきましては、ございませんでした。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

522ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は559万2,851円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

2 款事業費は4,373万1,046円で、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費並びに資源循環事業費となっております。また、翌年度繰越額、繰越明許費として934万円がございますが、これにつきましては、対象道路沿いの管路の入れ替えに係る実施設計委託料を繰り越したものでございます。

続きまして、526ページをご覧いただきたいと思います。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,911万3,118円となっております。借入先につきましては、財務省財政融資資金並びに地方公共団体金融機構でございます。

なお、平成24年度末の地方債残高は、2億5,756万2,129円となっております。

4 款繰出金は、84万円でございます。これは、歳入で受けました受益者分担金を一般会計へ繰り出したものでございます。

最後に、528ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、ご覧のとおりでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） 議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の11ページをご覧ください。

事業報告書でございます。

5行目の業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,582人、給水件数は1万9,133件、普及率は83.8%です。普及率は、前年度と比較しまして0.4ポイント増となっております。

年間給水量については580万9,837立方メートルとなり、前年度と比較しますと3万7,606立方メートルの減となっております。

料金収入の基礎となります年間有収水量は557万6,045立方メートルとなり、前年度と比較しますと1万1,254立方メートルの増となっております。

有収率は96.0%で、前年度と比較しますと0.8ポイント増となっております。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをお願いいたします。

平成24年度の決算報告書でございます。

初めに、（1）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額15億5,153万6,000円に対し、決算額15億727万587円となり、収入率は97.1%となりました。内訳は、第1項の営業収益は水道料金等、第2項の営業外収益は一般会計補助金等、第3項の特別利益は過年度損益修正益であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額14億4,125万1,000円に対し、決算額13億7,580万6,619円となり、執行率は95.5%となりました。内訳は、第1項の営業費用は、受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は不納欠損等の過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額1億1,574万5,000円に対し、決算額は4,418万9,150円となり、収入率は38.2%となりました。内訳は、第1項負担金は、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金等でございます。第2項は給水申し込み納付金で、第3項企業債は配水管等整備に係る企業債でございます。第4項出資金は、一般会計からの出資金であります。決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

下の支出の部に入ります。

第1款資本的支出は、予算額5億4,682万8,000円に対し、決算額は4億555万3,558円となり、執行率は74.2%であります。内訳は、第1項建設改良費は、排水管布設工事及び旭配水場塩素滅菌設備更新工事等で、第2項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還元金でありまして、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

翌年度繰越額につきましては、国の経済対策による臨時交付金事業により干潟配水場からの基幹管路の布設替え工事であります。

2ページの一番下の欄外ですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,136万4,408円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額153万234円、減債積立金1億6,838万3,985円、過年度分損益勘定留保資金1億9,145万189円で補填をいたしました。

続いて、3ページの損益計算書をお願いいたします。

1の営業収益として、2列目の数字になりますが、14億3,397万1,015円、2の営業費用として12億8,008万7,816円、差し引き営業利益は3列目になりますけれども、1億5,388万3,199円となりました。

4ページをお願いいたします。

3の営業外収益として、2列目になりますが、207万8,272円、4の営業外費用として2,458万3,489円、差し引きは3列目になりますけれども、マイナス2,250万5,217円となり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は1億3,137万7,982円となりました。

5の特別利益4,300円から6の特別損失の2列目154万5,992円を差し引いた額、これは3列目になりますが、マイナス154万1,692円となり、前段の経常利益に加えますと1億2,983万6,290円が平成24年度の純利益となり、当年度末処分利益剰余金も同額となります。

次に、5ページの剰余金計算書をお願いいたします。

表の左の資本金であります。前年度末残高は23億9,352万2,178円であり、当年度の変動額は、中ほどの段になりますが、一般会計出資金の受け入れ、減債積立金からの組み入れ、

企業債の発行、企業債の償還で合計 1 億6,147万2,334円のマイナスとなり、当年度末残高は、一番下になりますが、22億3,204万9,844円となります。

次に、右側ですけれども、資本剰余金のうち受贈財産評価額は、宅地開発等により開発者負担で水道管を布設したもののうち道路部分について寄附を受けたもので、当年度末残高は 4 億2,227万8,280円となります。

補助金は、国・県・市からの補助金で、今年度予定した国庫補助事業が繰り越しとなったため、当年度末残高は前年度末残高と同じ11億4,464万3,263円となります。

負担金は、他会計負担金及び工事負担金でありまして、当年度末残高は 5 億2,983万6,396円となります。

給水申し込み納付金の当年度末残高は、15億7,141万9,280円となります。

その他資本剰余金の当年度末残高は、42万8,640円となります。

以上 5 項目の資本剰余金の合計当年度末残高は、36億6,860万5,859円となります。

次に、利益剰余金ですが、表の右から 3 列目になりますが、未処分利益剰余金は、前年度末残高の 1 億6,838万3,985円の全額を減債積立金に積み立てて処分しましたので、処分後の残高はございません。

当年度純利益の 1 億2,983万6,290円は、当年度末処分利益剰余金となります。

表の右から 4 列目の減債積立金は、ただいまご説明申し上げました 1 億6,838万3,985円全額を当年度に資金的収支不足額の補填財源として使用しましたので、当年度末残高はございません。

次に、表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計でありまして、当年度末残高は一番右下になりますが、60億3,049万1,993円となります。

続きまして、6 ページの剰余金処分計算書についてご説明申し上げます。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の右の未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億2,983万6,290円の全額を減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、7 ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の 1、固定資産、次のページの 2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列61億7,377万1,843円となります。

次に負債の部ですが、3、固定負債と次のページになりますが、4、流動負債の合計である負債合計は 1 億4,327万9,850円となります。

次に、資本の部ですが、5 番、資本金、6 番、剰余金の合計額は、次の10ページの下から

2行目に記載してあります資本合計60億3,049万1,993円となり、これに前のページの負債合計を加えますと、負債資本合計は61億7,377万1,843円となりまして、資産合計と一致いたします。

13ページをお願いいたします。

2番、工事についてですが、(1)は建設工事の概況であります。

15ページをお願いいたします。

15ページは年間の業務量であり、前年度と比較して記載してございます。

16ページのほうをお願いいたします。

16ページは事業収入に関する事項、次の17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してあります。

続いて、19ページをお願いいたします。

(2)は企業債及び一時借入金の概況で、イ、企業債の概況は、記載のとおりでございます。

次の20ページをお願いいたします。

20ページから25ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

27ページのほうをお願いいたします。

こちらは企業債明細書で、記載のとおりでございます。ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長(日下昭治) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 議案第8号、平成24年度旭市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の14ページをお開きください。

平成24年度事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、当院では、公営企業の目的である公共性と経済性を発揮し、地域医療の確保と向上に努めてまいりました。このような中で、平成24年度は地域医療センターの整備を進め、医師、看護師のスキルアップのための研究、研修や、近隣病院への医師派遣等、当医療圏の医療機能の強化や医師、看護師の確保を図る拠点として本格稼働さ

せております。

決算につきましては、引き続き、本館の減価償却費の増大など、厳しい経営環境ではございますが、当期利益金 1 億6,800万円余り、税抜き処理 1 億3,700万円余りを計上することができました。

次に、業務の状況でございますが、入院・入所患者数年間延べ35万7,612人、1 日平均980人、外来通所患者数年間延べ75万5,015人、1 日平均3,077人となりました。

具体的な収支につきましては、決算報告書にてご説明いたします。

それでは、前に戻りまして決算書の 1 ページをお開きください。

決算報告書であります。この決算額につきましては税込み処理で記載しております。

(1) 収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第 1 款病院事業収益は、予算額359億7,777万4,000円、決算額は347億5,842万1,362円となり、収入率は96.6%となりました。

収入のうち、主なものとしましては、第 1 項医業収益の決算額は309億4,868万2,573円で、この内訳は、入院収益163億3,697万3,749円、外来収益136億4,539万6,192円などでした。

第 2 項医業外収益の決算額は26億3,936万59円で、この内訳は負担金交付金などであります。

2 ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

第 1 款病院事業費用は、予算額357億2,447万6,350円に対し、決算額は345億9,018万8,504円となり、執行率は96.8%でした。

支出のうち、主なものとしましては、第 1 項医業費用の決算額は314億381万665円で、その主な内訳は、給与費142億8,091万994円、材料費102億4,397万1,630円であります。

第 2 項医業外費用の決算額は、15億8,071万9,130円でした。このうち、診療費の不納欠損額は1,040万821円であります。

3 ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第 1 款資本的収入は予算額15億5,130万円に対し、決算額11億1,203万5,500円で収入率は71.7%となりました。

主なものとしましては、第 1 項企業債は10億7,000万円、第 2 項補助金は4,166万8,000円となりました。

4 ページをお開き下さい。

資本的支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額52億7,298万3,758円に対し、決算額は46億5,428万3,343円で、執行率は88.3%でした。

また、翌年度繰越額の合計1億5,482万8,708円は、再整備事業改修工事などの予算繰り越しであります。

第1項建設改良費の決算額は35億3,548万7,855円で、主なものは、資産購入費で25億4,472万8,605円であります。

第2項企業債償還金の決算額は、11億1,879万5,488円でした。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35億4,224万7,843円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

5 ページをご覧ください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は、(1)入院収益から(4)介護保険事業収益までの合計で308億9,029万3,102円であります。

2、医業費用は、(1)給与費から(6)研究研修費までの合計で312億1,964万7,983円であり、差し引きの医業損失は3億2,935万4,881円となりました。

3、医業外収益から次ページの10グループホーム・ケアホーム事業収益までの合計は、37億9,595万447円でした。

11医業外費用から18グループホーム・ケアホーム事業費用までの合計は、30億6,912万7,380円でした。

この結果、当年度経常利益は3億9,746万8,186円、純利益は1億3,781万2,304円となりました。これに前年度繰越利益剰余金3億3,792万9,015円を合わせた当年度末処分利益剰余金は、4億7,574万1,319円となっております。

8 ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

資本金のうち借入資本金ですが、当年度企業債の発行額は10億7,000万円、償還金額は11億1,879万5,488円で、当年度末残高は292億8,925万9,094円であります。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、受贈財産評価額の63万円は、テーブルと椅子の寄附であります。

国県補助金の4,166万8,000円は、香取海匝地域自治体病院支援事業補助金であります。

また、1億4,361万8,551円は、固定資産廃棄による取り崩しであります。

これにより、国県補助金の当年度末残高は121億8,435万2,672円であります。

続いて、利益剰余金ですが、未処分利益剰余金のうち当年度純利益は1億3,781万2,304円で、前年度残高と合わせて当年度末残高は4億7,574万1,319円で、先ほど、損益計算書でご説明申し上げたとおりであります。

9ページの剰余金処分計算書についてご説明申し上げます。

23年度決算から剰余金の処分につきましては、議会の議決をお願いしているところでありますが、未処分利益剰余金の当年度末残高4億7,574万1,319円につきましては、処分を行わず、翌年度へ繰り越すものであります。

また、10ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は473億1,155万7,738円でした。

11ページをご覧ください。

(2)無形固定資産と(3)投資を含めた固定資産合計は、479億1,658万5,672円となっております。

2、流動資産合計は、138億3,340万3,536円となっております。

3、繰延勘定合計34億2,004万4,229円を合わせた資産合計は、651億7,003万3,437円となっております。

12ページをご覧ください。

次に、負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は29億3,947万5,593円となっております。

13ページをお開きください。

続きまして、資本の部であります。

6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は622億3,055万7,844円となり、これと負債合計を合わせた負債・資本の合計は651億7,003万3,437円となりまして、資産合計と一致するものであります。

14ページからは、事業報告書であります。

1、概要の(1)は総括事項となっており、先ほど、ご説明させていただいたとおりであります。

16ページの（２）は議会議決事項、次の17ページの（３）は行政官公庁許認可事項となっております。

18ページ、（４）は、職員に関する事項が記載されております。

20ページ、（５）は、料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

21ページの２、工事には、（１）建設改良工事の概況、22ページには、（２）保存工事の概況が記載されております。

次に、24ページをお開きください。

３、業務には、（１）業務量が記載されております。

25ページ、（２）は事業収入に関する事項、次の26ページ、（３）は事業費に関する事項です。

続いて、27ページをお開きください。

27ページから31ページは、４、会計、（１）重要契約の要旨、（イ）工事請負、（ロ）医療機器等購入、（ハ）ソフト開発費の契約内容などが記載されております。

32ページから39ページまでは、収益及び費用の明細で税抜き処理で記載されております。

40ページは、固定資産の明細となっております。

41ページから44ページは、企業債の明細となっております。

以上で、議案第８号についての補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（日下昭治） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成24年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成24年度旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計を初めとした五つの特別会計並びに水道事業、病院事業の公営企業会計の各決算の審査結果についてご報告いたします。

決算審査については、地方自治法第233条第２項及び地方公営企業法第30条第２項の規定により付されました決算書及び決算関係書類について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われて

いるか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合・精査するとともに関係職員の説明を求め、さらに各種監査・検査の結果等も踏まえて慎重に行いました。

その結果、審査に付された一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と各公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し、正確であり、また、予算の執行及び事務処理についても、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

公営企業会計の事業運営についても、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

総じて歳入に関しては、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が収納率の向上に表れていますが、依然として多額の収入未済額が生じており、公平性の観点と貴重な自主財源を確保するためにも、さらなる収納対策の充実を求めるものであります。

なお、おのおのの数値等の詳細については、審査意見書に記載したとおりです。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により付されました基金の運用状況の審査については、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により付されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、健全化判断比率については法令等の趣旨に沿って適切になされており、いずれの比率も良好な状態にあることを確認いたしました。

中でも、実質公債費比率は13.2%となっており、前年度の比率14.9%から1.7ポイントの改善が図られており、将来負担比率についても83.2%であり、前年度の103.9%から20.7ポイント低下し、早期健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でありました。

また、公営企業の資金不足比率の審査においては、いずれも資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されず、良好であることが認められました。

次に、個別の事業の中で配慮願いたい2事業について申し上げます。

初めに、下水道事業についてであります。

下水道事業は、平成12年3月の供用開始以来、本年度末において、全認可区域202ヘクタールのうち93.0%が整備されたものの、処理区域内の水洗化率は57.4%にとどまっており、

これからも施設整備や維持管理に多額の経費が予定されているところであります。

今後の事業経営に当たっては、一般会計からの繰入金の高割合ことから、負担金や使用料などの収納率の向上と併せて、普及啓蒙活動を積極的に実施することや効果的な事業を展開し、経営基盤の強化に努めるよう要望します。

次に、病院事業について申し上げます。

新本館の稼働から2年目となった本年度は、時間外選定療養費の導入などによる外来患者数の減少、給与費や再整備事業に伴う委託費の増加により医業損失が生じていますが、医業外利益、附属施設損失等を加算した事業収支では、昨年に引き続き、1億3,700万円の当期純利益を計上しています。

資金繰り面では、資金不足比率は算出されず問題はないものの、新本館建設などによる減価償却費も増大しており、これらの費用は、今後も恒常的に見込まれるものであります。

旭中央病院は市民にとっての宝であり、安定した経営のもと、地域医療の核としての役割を果たしていくためには、医師や看護師の確保、また診療単価の増加などによる収益の向上と併せ、経営状況の分析によりさらなる経費の削減に努め、より質の高い医療の提供と経営の効率化、改善に努力されるよう望むものであります。

最後に、結びとして申し上げます。

東日本大震災から2年が経過し、復興計画の基本方針に基づく事業を展開するに当たっては、有利な財源の確保に努め、着実かつ早期に事業を推進する必要があると考えます。合併による国の財政支援の終了を間近に控え、一般財源の減少が見込まれる中、事務事業の見直しや行財政改革を進め、健全な財政運営のもと、魅力あるまちづくりに取り組まれるよう要望するものであります。

以上、平成24年度決算審査の報告といたします。

○議長（日下昭治） 木村代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

ここで、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時20分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ24億1,100万円を追加し、予算の総額を293億5,040万円とするものです。

第2条、繰越明許費と第3条の地方債の補正につきましては、別ページで、後ほどご説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。1事業につきまして繰越の設定をお願いするものです。

6款2項林業費の減災林整備事業は、三川地先の被災した保安林の整備を行うもので、設計に期間を要しまして、年度内では標準工期が確保できないため、繰越明許費の設定をあらかじめお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正は、2事業ありまして、農業農村整備事業は、事業費の増加に伴いまして限度額を270万円増額し、7,710万円とするものです。

防災基盤整備事業は、その一部が東日本大震災復興交付金の対象となったことから、財源の見直しを行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

なお、詳しい事業内容につきましては、歳出の方でご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

9ページになります。

13款2項1目総務費国庫補助金9,134万8,000円の追加は、備考欄1番、東日本大震災復興交付金です。

4目土木費国庫補助金146万円の追加は、社会資本整備総合交付金で、橋梁維持補修を行うものです。

14款2項1目総務費県補助金10億8,460万6,000円の追加は、説明欄の1番、「がんばろ

う！千葉」市町村復興基金交付金の新規計上によるものであります。

2目民生費県補助金284万4,000円の追加は、説明欄1番、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の新規計上でございます。

3目衛生費県補助金145万円の追加は、説明欄1番、住宅用太陽光発電設備導入促進事業費補助金の増によるものでございます。

5目農林水産業費県補助金332万2,000円の追加は、説明欄1番のさわやか畜産総合展開事業費補助金及び2番、農地集積対策交付金の新規計上によるものです。

10ページになります。

17款2項2目災害復興基金繰入金1億5,454万6,000円の追加は、「がんばろう！旭」復興支援事業、観光施設整備事業、減災林整備事業、道路新設改良事業に充当を予定するものです。

5目東日本大震災復興交付金基金繰入金4,234万8,000円の追加は、災害に強い地域づくり事業、観光施設整備事業に充当を予定しております。

18款1項1目繰越金10億3,715万3,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

19款5項3目雑入362万3,000円の追加は、いいおか荘の火災被害に対する保険金でございます。

11ページになります。

20款1項3目農林水産業債及び5目消防債につきましては、第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、歳出になります。

12ページをお願いいたします。

2款1項2目人事管理費6億5,189万1,000円の減は、退職手当一般負担金の減免により減額をするものでございます。

4目財政管理費11億7,595万4,000円の追加は、説明欄1番の災害復興基金積立金及び2番、東日本大震災復興交付金基金積立金は、歳入で説明したとおりでございます。

6目財産管理費9億1,000万円の追加は、説明欄1番の財政調整基金積立金で、平成24年度決算の確定に伴いまして、繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7目企画費297万円の追加は、説明欄1番の「がんばろう！旭」復興支援事業のための経費でございます。

13ページになります。

2項2目賦課徴収費177万9,000円の追加は、キャッシュカードによる口座振替システム導入を行うための経費でございます。

3款2項3目生活支援費284万4,000円の追加は、グループホームのスプリンクラー設置に当たり、補助を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費27万円の追加は、説明欄1の子ども・子育て支援事業で、子ども子育て会議を設置するに当たり、委員の報酬を計上しております。

4款1項5目公害対策費200万円の追加は、説明欄1番の住宅用太陽光発電システム設置助成事業で、県補助金の追加配分に合わせまして事業費を増額するものでございます。

6款1項3目農業振興費2,100万円の追加のうち、説明欄1番の園芸生産強化支援事業2,000万円は、燃油価格の高騰に伴いまして、施設園芸農家の経営安定を図るため、燃油購入費用の一部を補助するものでございます。

説明欄2番の地域農業経営再開復興支援事業100万円は、農地集積協力金でございます。

15ページになります。

4目畜産振興費348万3,000円の追加は、説明欄1番のさわやか畜産総合展開事業で、浄化処理施設等の整備に対し、補助するものでございます。

5目農地費1,561万7,000円の追加のうち、説明欄1番の農業水利施設改修事業は、農業用排水路工事補助金及び用水施設改修事業補助金で、大利根土地改良区内、それから、北総東部土地改良内13施設に対しまして補助を行うものでございます。

説明欄2番の農業集落排水事業特別会計繰出金は、特別会計への繰出金でございます。

6款2項1目林業総務費1億300万円の追加は、三川地区減災林の整備を行う事業費でございます。

16ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費8,268万9,000円の追加は、説明欄1番の観光施設整備事業で、火災で被害を受けました部分のいいおか荘の客室等の改修工事、それから、緊急避難施設の整備等を行うものでございます。

8款2項3目道路新設改良費3,850万円の追加は、説明欄1番の道路新設改良事業で、飯

岡支所東側道路工事及び物件補償と井戸野浜地先砂丘堤取付道路舗装工事を実施するものでございます。

17ページになります。

4目橋梁維持費1,800万円の追加は、説明欄1番橋梁維持補修事業で、谷丁場橋ほか2橋の防護柵の補修を行うものでございます。

10款2項2目教育振興費343万1,000円の増は、説明欄1番、放課後児童クラブ室建設事業で、干潟児童クラブ室及び琴田児童クラブ室建設に伴う設計業務委託料が主なものでございます。

13款2項2目病院事業公営企業費6億8,135万4,000円は、平成25年度退職手当負担金の減免分を病院事業会計へ繰り出すものでございます。

最後の19ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

第3表の地方債補正で説明したところでございますが、農業農村整備事業債を270万円の増額と防災基盤整備事業債1,440万円の減額によりまして、平成25年度末現在高見込額は、一番右下になりますけれども、289億1,092万4,000円となるものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終了いたします。

○議長（日下昭治） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 加瀬喜久 登壇）

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億9,800万円とするものです。

2ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、3ページと4ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、5ページ以降でご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

歳入について、ご説明申し上げます。

11款1項2目その他繰越金は、財源調整として、前年度繰越金のうち3,800万円を追加し、

3,800万1,000円とするものであります。

続いて、6ページをご覧ください。

歳出について、ご説明申し上げます。

3款1項1目後期高齢者支援金は563万1,000円を減額し、14億2,871万8,000円に、4款1項1目前期高齢者納付金は58万1,000円を追加し、143万円とするものです。ともに納付額の決定によるものであります。

11款1項3目償還金は4,305万円を増額し、4,980万8,000円とするもので、前年度の退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴う返還金であります。

以上で、議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 議案第11号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を5,700万円とするものでございます。

2ページにつきましては各款ごとの補正額ですので、説明を省略させていただきます。

それでは、5ページをお開きください。

歳入について、ご説明申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金は、400万円でございます。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出について、ご説明申し上げます。

2款1項1目維持管理費400万円、これは、説明欄1番の江ヶ崎地区排水施設維持管理費の修繕料でございまして、江ヶ崎地区処理場の上澄水排出電動弁が故障した関係で、早急な対応が必要となったため、補正するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 議案第12号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額360億8,786万1,000円に対し、6億8,135万4,000円増額し、事業費用既決予定額360億283万4,000円に対し、7億7,518万1,000円減額補正するものであります。

9ページをお開きください。

平成25年度旭市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画内訳書によりご説明申し上げます。

収益的収入1款10項特別利益ですが、総合事務組合において、本年度から退職手当負担金減免基準額が引き下げられたことにより、市から市分減免額6億8,135万4,000円の交付を受けることから、これを増額補正するものであります。

続きまして、収益的支出1款1項1目3節法定福利費6億9,159万8,000円、3項1目1節給与費916万円、4項1目1節給与費4,176万9,000円、5項1目1節給与費711万5,000円、6項1目1節給与費1,714万7,000円、7項1目1節給与費261万8,000円、8項1目1節給与費426万3,000円、9項1目1節給与費151万1,000円は、本年度の総合事務組合退職手当負担金が減免されることから、これを減額補正するものであります。

以上で、議案第12号についての補足説明を終わります。

○議長(日下昭治) 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、子育て支援課長、登壇してください。

(子育て支援課長 山口訓子 登壇)

○子育て支援課長(山口訓子) それでは、議案第13号、旭市子ども・子育て会議条例の制定について補足説明を申し上げます。

第1条は、設置についての根拠規定で、子ども・子育て支援法、この法律は、昨年、平成24年8月に可決・公布されておりますが、この法律第77条第1項の規定により設置するものです。

第2条は、用語の定義についての規定です。

第3条は、この会議の所掌事務でございますが、第1号から第4号まででございますけれども、まず、この内容を一部申し上げますと、第1号の中の特定教育、保育施設とは、幼稚園、保育所、認定子ども園のことです。

第2号にあります特定地域型保育事業とは、利用定員5人以下の家庭的保育や利用定員6人から19人以下の小規模保育等のことでございます。

1号及び2号では、こういった各施設や各事業の利用定員の設定に関する事を、3号では、子ども・子育て支援事業計画に関する事、4号では、子ども・子育て支援の推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況に関する事などが所掌事務となっています。

次に、第4条は、組織の規定で、委員は15人以内としております。

第5条は、委員の構成についての規定で、第1号、学識経験者から第6号、前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者としております。

次に、2ページをご覧ください。

第6条は、委員の任期でございますが、任期は4年とし、連続して委嘱できる期数を3期までとしております。ここで任期を4年といたしましたのは、子ども・子育て支援事業計画を策定するだけではなく、ある程度、長い期間で実施状況等も見守っていただけるようにと考えてのことでございます。

次の第7条から第10条までは、説明を省略させていただきたいと思います。

附則でございますが、附則1で、この条例は、公布の日から施行するものです。

附則の2におきまして、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、子ども・子育て会議委員への報酬として日額6,000円を加えるものでございます。

最後に、参考といたしまして、この条例の県下の設置状況を申し上げます。

県下54市町村のうち、既に新規条例等を制定して設置済みが27市町村、そして、この9月及び12月議会で設置予定が18市町で、合わせて45の市町村、全体の83.3%の市町村が設置済みとなる予定でございます。

以上で、議案第13号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（日下昭治） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 米本壽一 登壇）

○総務課長（米本壽一） 議案第14号、旭市防災会議条例及び旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表の準備をお願いしたいと思います。

本条例につきましては、東日本大震災を踏まえ、災害対策基本法が改正されたことに伴い、各自治体の条例で定める事項について改正する必要性が生じたため、旭市防災会議条例及び旭市災害対策本部条例の一部を改正するものです。

まず、旭市防災会議条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをお願いしたいと思います。

第2条は、防災会議の所掌事務について、追加と変更を行っております。

まず、第2号については、災害発生時において、防災会議で災害に関する情報の収集を行うよりも、災害対策本部で一元的にその事務を行うことが効果的であることから、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することを削除したものでございます。

また、第2号と第3号に、平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化し、市長の諮問に応じ、防災に関する取り組みを幅広く防災会議において議論することを明確化させるため、新たに所掌事務として追加しました。

第3条は、防災会議の組織、構成員について追加を行っております。

第5項第9号と第10号において、多様な主体の意見を反映できるよう、構成員として、自主防災組織を構成する者、または学識経験者、防災上、特に必要と認める者を追加しました。

また、構成員の追加に伴い、第6項と第7項で委員の定数の増員や任期を追加しております。

次に、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

同じく、対照表の4ページをお願いいたします。

これは、第1条ですけれども、災害対策基本法の改正によりまして、市町村災害対策本部に係る条文が別個に新設されたことに伴い、旭市災害対策本部条例で引用する災害対策基本法の条文が変更となり、そういった改正でございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第15号、財産の無償貸付につきまして補足説明を申し上げます。

議案第15号は、旧食彩の宿いいおか荘の無償貸付についてであります。観光拠点施設とし

て運営をしていただける民間事業者の募集を7月1日から31日まで行いましたところ、1社からの申し込みがありましたので、市民の代表等による旧食彩の宿いいおか荘貸付先選定委員会を設置し、審査を行い、貸付先候補者が選定されました。

貸付先の候補者として、宮城県蔵王町遠刈田温泉字倉石岳国有林六林班、合同会社みやぎ蔵王高原ホテル、代表、高山正文氏であります。

なお、賃貸料につきましては、津波被害を受けた施設の修繕費用は借り主が負担することなどを考慮しまして、無償で貸し付けしたいと考えております。

また、貸し付けの条件として、観光の拠点として宿泊業の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

以上のようなことを考えております。

貸付期間といたしましては、平成25年10月1日から平成35年9月30日までとしたいと考えております。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 馬淵一弘 登壇）

○市民生活課長（馬淵一弘） 議案第16号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には、現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が平成25年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市米込2265番地にお住まいの熱田みち子氏、昭和21年11月26日生まれの方であります。

熱田みち子氏は、平成23年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で、地域での信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 報告第1号、平成24年度旭市土地開発基金の運用状況についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きいただきまして、表のほうをご覧くださいと思います。

まず、上から2行目のA欄でございますが、平成23年度末現在高でございます。現金・預金、土地、貸付金、そして合計額を表示しております。

3行目のB欄から下から2行目のJ欄までは、平成24年度中の増減の内訳を、そして、一番下段のK欄に平成24年度末現在高を表示してございます。

一番下段の合計欄、右下の数字をご覧くださいと思います。この9億6,418万3,989円が土地開発基金の平成24年度末の現在高でございます。平成23年度末と比較して2万2,535円の増となっております。

この内訳について説明いたしますと、平成24年度中の基金の運用としては1件でありまして、H欄の現金・預金と3の貸付金が258万9,888円のプラスとマイナスで相殺されています。これは、土地開発公社への貸付金が返済されたことによるもので、また、I欄の利子2万2,535円は、この貸し付けに伴う年利0.1%の利子でございました。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号、平成24年度決算に基づきます旭市の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものでございます。

まず、算定項目1、実質赤字比率でございますが、これは、一般会計に係ります実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。本市におきましては黒字のため、該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率でございます。これは、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全会計とも黒字であったため、該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表したものでございます。

次に、3の実質公債費比率でございますが、これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。本市は、早期健全化基準の25%を下回る13.2%となっております。昨年度の14.9%と比べますと1.7ポイント下がりまして、議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度決算以来、5年連続で前年度を下回っている状況でございます。

次に、4の将来負担比率でございます。これは、一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。本年度は83.2%で、昨年度の103.9%と比べまして20.7ポイント下がり、早期健全化基準の350%を大きく下回っているものでございます。

以上のとおり、平成24年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしました。これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第4号の説明を終了いたします。

続きまして、報告第5号、平成24年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件は、報告第4号と同じく、公営企業につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を報告するものでございます。

平成24年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業はありませんので、全て該当いたしません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成24年度は、全ての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく、公営企業につきましても、引き続き、財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第5号の説明を終了いたします。

○議長（日下昭治） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 菅谷充雅 登壇）

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、報告第2号、平成24年度旭市奨学基金の運用状況に

ついでご報告申し上げます。

2枚目の一覧をご覧くださいと思います。

初めに、A欄の積み立てでございますが、運用利息1万5,410円を積み立ててございます。

続きまして、B欄の基金現在高でございますが、平成24年度末で6,746万3,112円となりました。

C欄の返還につきましては、560万4,000円が返済されました。

D欄の貸付残高でございますが、これが未返済残高となりますが、24年度末で29人、1,170万3,000円となり、E欄の預金残高は5,576万112円となっております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 加瀬喜久 登壇）

○保険年金課長（加瀬喜久） 報告第3号、平成24年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表のほうをご覧ください。

初めに、平成24年度末の基金現在高でございますが、左上をご覧ください。1,000万円があります。

次に、貸し付け等の状況でございますが、右上をご覧ください。平成23年度末の貸付残高が1件、4万5,000円、預金残高が995万5,000円でありました。

平成24年度中におきまして、下段をご覧ください。合計で42件、606万6,000円を貸し付けまして、41件、601万7,000円が返済されました。

この結果、24年度末の貸付残高は、2件、9万4,000円となります。預金残高は、990万6,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（日下昭治） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成24年度の事業经营状况及び平成25年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告いたします。

初めに、平成24年度事業報告書についてご説明いたします。

お手元の資料では、第18期事業報告書となります。

公社の当期の経営について、牛の屠畜頭数は、前年度実績に対して4,270頭の減少、豚の屠畜頭数は、前年実績に対して1万5,364頭の増加となりました。

収支面では、販売頭数の拡大により、当期純利益は増益となっております。

1ページをお開きください。

事業実績として、屠畜頭数は、牛が1万3,617頭、前年比マイナス4,270頭、76.1%となっております。豚が40万6,196頭、前年比1万5,364頭、103.9%となりました。

次に、収支でございますが、損益計算書でご説明させていただきます。

9ページをお開きください。

収入となる売上高69億8,631万5,000円に対し、費用となります売上原価は、66億232万5,000円、売上総利益は3億8,399万円で、これから販売費等を差し引いた営業利益は1億5,953万5,000円、税引き後の当期純利益は8,455万4,000円となりました。

続いて、13ページをお開きください。

平成25年度事業方針でございます。

近年は、飼料価格の高騰、枝肉価格の低迷、T P Pの動向、近隣諸国での口蹄疫の発生等、畜産業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございますが、食肉公社としては、施設の整備や集荷・販路拡大を着実に進めながら、県下の食肉流通の基幹センターとして、安全・安心、より新鮮な食肉の提供を基本に、食肉処理の効率化・衛生管理体制のさらなる強化を図り、地域の発展と畜産振興に寄与できる体質の強化に取り組んでいくというものでございます。

14ページをお開きください。

経営計画ですが、平成25年度においての集荷目標は、豚40万頭、牛1万4,000頭を見込んでございます。

15ページをお開きください。

平成25年度収支計画であります。

本年度も効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとし、当期利益を2,477万5,000円と見込んでおります。

なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しては、当期までの返済元金の累計は24億6,826万円余りとなり、返済計画に対し、着実に償還が実行されてございます。

以上で、報告第 6 号、株式会社千葉県食肉公社の平成24年度事業経営状況及び平成25年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（日下昭治） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第 7 号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 林 清明 登壇）

○行政改革推進課長（林 清明） 報告第 7 号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

この私債権等の放棄は、昨年12月に議決いただきました旭市私債権等管理条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、市長及び病院事業管理者が平成24年度に放棄した私債権等の内容を同条第 2 項の規定により議会へ報告するものであります。

2 枚目の表をご覧ください。

表にありますように、放棄した債権は全部で 5 種類ありまして、債権ごとに放棄した事由と件数、金額を掲載しております。

内訳として、市営住宅家賃については、時効期間の満了等により、合計64件で1,412万9,600円、学校給食費については、失踪・行方不明等により、合計 9 件で22万7,686円、児童クラブ受託料については、時効期間の満了により、5 件で16万4,000円、水道料金については、時効期間の満了等により、合計1,476件で3,305万9,715円、旭中央病院の診療費については、失踪・行方不明等により、合計51件で1,040万821円となり、全体としては1,605件で5,798万1,822円の債権を放棄いたしました。

以上で、報告第 7 号、私債権等の放棄についての説明を終わります。

○議長（日下昭治） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は 6 日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 5 分

平成25年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成25年9月6日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第16号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会陳情付託
-

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英

14番 柴田 徹也
16番 佐久間 茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋 利彦
22番 林 一哉

15番 木内 欽市
17番 日下 昭治
19番 嶋田 茂樹
21番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 寿一
教 育 長	刃田 哲雄	秘書広報課長	堀江 通洋
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	米本 壽一
企画政策課長 兼被災者支援室長	伊藤 浩	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課長	馬淵 一弘
環境課長	新行内 弘	保険年金課長	加瀬 喜久
健康管理課長	野口 國男	社会福祉課長	加瀬 恭史
子育て支援課長	山口 訓子	高齢者福祉課長	石毛 健一
商工観光課長	堀江 隆夫	農水産課長	大久保 孝治
建設課長	高野 晃雄	都市整備課長	林 利夫
下水道課長	石毛 隆	会計管理者	宮應 孝行
消防 長	佐藤 清和	水道課長	鈴木 邦博
病院事務部長	菅谷 敏之史	病院経理課長	土師 学
庶務課長	横山 秀喜	学校教育課長	菅谷 充雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石嶋 幸衛
監査委員 事務局 長	田杭 平三	農業委員会 事務局 長	高木 寛幸

事務局職員出席者

事務局 長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
-------	-------	-------	-------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（日下昭治） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第16号までの16議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、議案ご質疑申し上げます。

まず、ページ数からいきます。227ページ、翌年度繰越額、事故繰越しの件がありますが、これはどうして事故繰越しになったのかご説明をお願いいたします。3,789万円の件です。

○議長（日下昭治） 木内議員、それだけ。一括で。

○15番（木内欽市） そのごとにちょっと質問したいと思うので、一括のほうがいいですか。
（発言する人あり）

○15番（木内欽市） 全部やっちゃっていい、ああそう、それで質問は3回だけ、再質問は。
（発言する人あり）

○15番（木内欽市） 分かりました。

それと、あと229ページ、これもやはり事故繰越しの件です。道路補修工事。

それと、231ページ、翌年度繰越額6,539万1,601円と、その下にも同じ事故繰越しがあります。この3件についてお尋ねをいたします。

次に、ページ数が263ページです。やはりこれも事故繰越しがございますので、この事故繰越しの件についてです。

最後に、345ページ、同じく事故繰越しがございますので、この件について、どうして事故繰越しになったのか説明を求めます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、ちょっと順不同になっちゃいますけれども、263ページの翌年度への事故繰越しについてお答えいたします。

1,659万円です。これは、椎名内の津波避難タワーの工事3,318万円のうち、2分の1の1,659万円を平成25年度へ事故繰越ししたものです。その理由ですけれども、タワーの設置スペースや作業スペース及び資材保管場所が狭かったこと、強風や雨による天候不順が続いたこと、これによりまして当初の工期、これを変更したものでございます。工期は25年3月25日を4月10日に変更したものです。

以上です。

○議長（日下昭治） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、事故繰越しの内容につきまして説明させていただきます。

最初に、227ページの事故繰越し378万9,450円でありますけれども、平成24年度の交通安全施設整備工事その5の工事全額を平成25年度へ事故繰越ししたものであり、理由としましては、水路防護柵の材料製造に日数を要したため繰越ししたものでございまして、工事のほうは25年4月に完了しております。

続きまして、229ページの備考欄4の道路維持補修事業の事故繰越しでございますけれども、この工事は、道路維持補修事業として平成22年3月に補正した予算を平成23年度へ繰越明許したものを平成24年度へ1,520万6,500円を事故繰越ししたもので、工事の内容は、松ヶ谷の協同館付近の市道の道路修繕とのかみ面保護工でございます。完成は24年6月に終わっております。この工事につきましては、前払金が1,391万円生じております。繰り越しの理由としましては、工事に伴う電柱の移転及び特注のガードレール兼転落防止柵の製造に不足の日数を要したためでございます。

続きまして、231ページの事故繰越しですが、まず、15節の工事請負費の事故繰越し5,696万9,450円の内容でございますけれども、この内容は、平成24年度に道路新設改良事業として執行した四つの工事を25年度へ事故繰越ししたものでございます。一つは、飯岡地区の新しい飯岡中の横の市道の改良事業で、繰り越し理由としましては、電柱移転に時間を要し、1,549万5,000円を平成25年度へ事故繰越ししたものでございます。この工事につきましては、

前払金が1,548万円生じております。2番目は、滝郷地区の排水工事でありまして、この繰り越し理由は、材料の調達に時間を要したため、10万8,500円を平成25年度へ事故繰越ししたもので、前払額は280万円を支払ってございます。次に、3番目は、蛇園南地区流末排水整備工事における国道の工事区間でありまして、電柱の移転に不足の日数を要したため、4,021万950円を平成25年度へ事故繰越ししたものでございます。この工事につきましても、前払い金が3,333万円生じております。最後の4番目の工事は、飯岡海上連絡道三川蛇園線の道路改良工事の附帯工事であり、繰り越し理由につきましても、材料の調達に不足の日数を要したため、115万5,000円を平成25年度へ事故繰越しいたしました。この4本の工事については、既に工事は完了しております。

続きまして、17節の公有財産購入費の事故繰越しでございますけれども、まず、事故繰越しのうち395万4,225円については、当該土地に設定されておりました仮差押さえ等の解除に時間を要したため、25年度へ事故繰越ししたものでございます。

続きまして、22節の補償補填及び賠償金ですが、事故繰越し446万7,936円については、東京電力やN T Tの電柱の移設に不足の日数を要したため、25年度へ事故繰越ししたものでございます。

続いて、345ページ、道路橋梁災害復旧費の15節工事請負費の事故繰越し1,246万8,750円でございますけれども、平成23年度発生の道路災害復旧工事の岩井地先の海上キャンプ場、龍福寺付近の道路災害復旧工事を24年度へ繰越明許したところ、湧き水が多く発生し、その対策のため工事が遅延したため事故繰越ししたものでございます。この工事につきましても、前払いと出来高払いということで、平成24年度までに5,315万6,250円を支払い済みで、工事のほうは24年4月に終了しております。

続いて、347ページ、22節の補償補填及び賠償金の事故繰越しですが、この道路災害工事の工事延長に伴い、工事用迂回路の借地料及び電柱をもとの場所への移転費用として56万9,950円を平成25年度へ事故繰越ししたものでございます。

また、備考欄3の道路橋梁災害復旧費の事故繰越し6,050万2,500円については、23年度予算の東日本大震災による道路復旧工事14路線が震災の影響で官民境界を確認する作業が難航し、また人員等の不足のため着手できず、24年度へ事故繰越しをしたものでございます。

以上です。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 229ページ、今、建設課長が繰越明許費を事故繰越ししたということ

でございますが、法的には問題はないでしょうが、繰越明許したものはできるだけ事故繰越しをしないようにという、こういうことでございますが、なるだけこういうことのないようにということで質問をさせていただきました。

この事故繰越しという言葉、合併になってからちょいちょいたびたび聞くんです。旧町的时候には事故繰越しなどというのは恐らく私の記憶では1件もなかったんですが、本来ですと会計年度独立の法則というのがありまして、例外的に認められているのが繰越明許費であるとか事故繰越しであろうかと思いますが、この事故繰越しの乱用は避けるべきだと、議会としてもこれは干渉しなければならないと、こういう指導がありますので、それで質問をさせていただきました。

それでお伺いしますが、蛇園連絡道の場合、蛇園の場合に不用額が非常に多いんですが、これはあれですか、事故繰越しとは関係ありませんが、用地が買収できなかったから不用額が出たとかそういう関係ではないんですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 蛇園連絡道につきましては、用地買収ができなかった区間ですが、そういうものがありまして不用額ということで発生いたしております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、こういう当初予算を組むときには、買収できるというつもりで予算を組んであるわけですね。繰越明許の場合はあらかじめもう次年度にまたがるからこれは問題ないんですが、この場合には全く想定外の事故繰越しは、この文面のとおり、事故があったときに初めて使えるシステムでありまして、当初、用地の買収が困難ということは想定していなかったということでよろしいんですか。

○議長（日下昭治） 木内議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） こちらの蛇園連絡道路ですが、この不用額というのは事故繰越しとは別に切り離したもので、あくまでも事故繰越しは明確な理由があつて繰り越したものですけれども、この不用額につきましては、事業を実施ということで努力しておったんですけれども、地権者の方の同意が得られずに工事ができなかったため、結果的に不用額となってしまったものでございます。

○議長（日下昭治） 3回の質疑は終了したわけでございますけれども。

○15番（木内欽市） もう1回だけ特別にお願いできますか。

○議長（日下昭治） では、木内欽市議員。

○15番（木内欽市） すみません。ですから、一番私申し上げたいのは、予算を最初作るときによく検討して作るんでしょうけれども、最初に予算を盛っちゃって何にも執行できないと。例えば事故繰越し、例を挙げれば建設業者に頼んだけれども台風とか大風が来ちゃってやむを得ない場合にやるのが事故繰越しで、本来の意味だと思うんですよ。ですから、予算を今度作成するに当たって、何でも予算を最初に盛っちゃって、できない場合は全部事故繰越しと、これではやはりまずいということで申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（日下昭治） 木内議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、9号議案の12ページ、一部事務組合負担金についてお尋ねするわけですが、この6億5,189万1,000円の具体的な減額の理由について。

それから、17ページ、病院事業会計繰出金について、6億8,135万4,000円の具体的な理由について。

2点お尋ねをします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、12ページです。1行目、一部事務組合負担金についてお答えいたします。

この負担金につきましては、千葉縣市町村総合事務組合に納付しているものであります。平成25年度から退職手当一般負担金の減免適用額が60億円に引き下げられました。旭市の平成24年度末負担金の総額から退職手当支給総額、これを引いた累計収支差は80億3,309万261円となったわけであり、この累計収支差と減免適用額60億円の差は20億3,309万261円となります。旭市の平成25年度一般負担金は18億5,653万5,046円ですので、旭市の退職手当一般負担金はゼロになりました。一般負担金の市側、市長部局と申し上げたいと思います。市側と病院側、中央病院の内訳につきましては、市側は6億8,135万3,527円、中央病院側は11億7,518万1,519円で、具体的な理由はということです。今回の補正は、この市側のうち、一

般会計分の一般負担金 6 億 5,189 万 1,000 円を減額補正するものでございます。

次に、17 ページの一番下段になります病院事業会計繰出金についてお答えいたします。

旭市全体での累計収支差は負担金と退職手当の差、これがプラス 80 億 3,309 万 261 円ですが、市側、市長部局と中央病院に分けますと、市長部局、市側はマイナス 29 億 6,361 万 6,961 円、中央病院ですけれども、今度はプラスになります。109 億 9,670 万 7,222 円となっています。今回、旭市が減免されるのは、中央病院の納付した負担金が 109 億円余り多いという累積収支に起因するものであるわけです。そのため、市側の一般会計と、先ほど申し上げました一般会計分と特別会計、企業会計分の合算した一般負担金合計 6 億 8,135 万 3,527 円分を中央病院に繰り出す、こういったものでございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20 番（高橋利彦） それではお尋ねしますが、最高 60 億円ということですね。その差は減免されるということで、そういう中で 6 億 5,100 万円ですか、これは水道会計やほかの企業を除いた金額ということでよろしいかと思うわけですが、そういう中でこの問題については理解しました。

そして、17 ページでございますが、この病院事業会計繰出金 6 億 8,135 万 4,000 円ほどあるわけですが、これはなぜ病院に繰り出しをしなければならないのかということは、私、減額だけでいいと思うんですよ。あえて市が、これは今年からこの制度は始まったわけでしょう、前は全然関係ないわけですよ、前の分は戻していくことを全然うたっていない。今年からですから市が払う必要はないと、中央病院もただ減額だけでいいと思うのを、なぜ市から出さなくちゃならないのか、その点お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今年から始まった制度、なぜ出さなくてはいけないかということになるわけであります。確かにこの制度そのものは以前からあったわけであります。たまたま今年からというのは、今まで 76 億円という基準額が今年から、この 25 年の今年から 60 億円になった。だから、制度としてはもともとあったんです。ですので、今年から始まったということではなくて、それは前々からあったけれども額が下がった、減免の基準額が下がったということで、まず理解してもらいたいと思います。

そうしますと、中央病院分と旭市分の全額が今年はゼロになったと、これ今までかつてこんな差があったことはもちろんありません。ですので、先ほど申し上げましたように、こち

らから見て多く納め過ぎている中央病院と、多くもらっている市分ということで、それは全額返してもらったわけですから、返してもらったというか、全額というかゼロになったわけですから、それは市の分は病院にという考えに基づいて繰り出すと、こういうふうになったわけであります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 会計上は市とそれから病院、これは別なのは理解できます。それを行った場合は、今度は何ですか、ほかの市長部局というんですか、ほかの水道会計を含めた、これだってそういう結果になると思うんです。それと同時に、これが返ってくるのならいいんですよ、制度上は返ってこない。60億円アップだからそれ以上は返しますよとかそういう条項があれば別に、そういうことがない中で、ただ減らすだけで私はいいいと思うんです。これ一般会計から出ていくわけでしょう。ちょっと私は制度的におかしいと思うし、それから6億8,100万円、中央病院返したらちょっとこれ、それでもやりますけれども、中央病院は約7億7,500万円ほど減額しているわけです、今度。そうしますと、これ足しますと14億5,000万円ほどになっちゃうんです。そうしますと、中央病院のこの11億7,600万円ですか、これオーバーしちゃうんですよ。そうすると、この負担金の金額がだいぶ違っちゃうわけです。経理上、本来なら正しい経理をしていかなければならないのが、今度は中央病院が本来の計上金額よりこれらの数字が少なくなっちゃうんですよ、ちょっとその辺、矛盾していると思うんです。

だから、何だかんだ言ってもあれですけども、なぜそれを返さなければならないのか、減額で私は済むと思うんです。その辺、再度お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） このなぜというのは、これは高橋議員は減らすだけで、やる必要ないんじゃないですかという、きっとそうだと思います。でも、なぜというのは先ほどお答えしたとおり、納め過ぎているほうともらい過ぎているほう、もらい過ぎているというかもらった金額が多いところとのバランスだけですので、考え方の違いだと思って、この辺は高橋議員にはご理解をいただくしかないのかなというふうに思っています。

申し訳ございません、以上でございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑は終わります。

続いて、木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、議案第9号についてご質疑申し上げます。

ページ数が14ページです。農林水産業費ですか、たまたまこれ昨日の新聞に旭市が重油費助成と、このことだと思うんです。恐らくキュウリ、イチゴ、トマト、そういう農家からの要望があつてこの予算をつけたということでございます。2,000万円ですか。ということであれば、例えば苦しいのはみんな一緒であつて、例えば漁業にしたって燃料が上がってますし、畜産にしても今円安で飼料が非常に高くなって、もう鶏も豚も牛も全部今赤字だと、このような状況でありますので、やはりこういうのを申請すればこのような方々も該当になるのかなということをお尋ねします。

限られちゃうので一緒にやります。それと、あとこの重油が2,000万リットルってどのぐらいの量か分からないんですが、1件当たり大体、大ざっぱで結構です、1件当たりどのぐらいの補助金いくのかちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、お答えを申し上げます。

まず、他の業種でございます。漁業用の燃料でございます。こちらにつきましては、国のほうでやはり漁業経営安定対策の一環として実施しております。今回、市のほうは基準単価を90円と設定しておりますが、漁業に関しましては、既に国の対策事業として実施されておきまして、従来はいわゆる基準単価が65円でございます。ですから、農業と比較しますとかなり低額な部分で実施いたします。さらには、24年度の国の補正で特別対策が実施されておきまして、この枠ですが、国のほうの野菜に関しましては生産者と国で1対1の割合での出資、それから補填をする仕組みになっております。漁業の場合ですが、特別対策におきましては、国が3、漁業者が1とかなり手厚い対策が講じられております。

それともう一つ、畜産のほうでございます。畜産に関しましては、既に国の補正予算、24年度からの補正予算でございますが、飼料穀物の備蓄対策事業、それとこのほかに畜産の経営安定対策事業、これは肥育牛、いわゆる肉用牛あるいは酪農にもございます。それと、豚に関しましては養豚経営安定対策事業というものはもう既に実施されております。あくまでも今回補正で組ませていただきましたものは、野菜経営者に対しての制度がまだまだ厳しいということで、あくまでも経営安定対策の一環として、今回1リッター1円を助成するというものでございます。

それと、件数でございますが……

(発言する人あり)

○農水産課長（大久保孝治） 件数のほうは、申し訳ございませんがちょっと私ども把握が全部できておりません。作付面積でいきますと、新聞報道がございましたとおり、今こちらで把握しているものは272.3ヘクタール相当になります。ちなみにですが、各品目ごとの量でございます。まず、キュウリ、これは旭市での年間の使用量が1,066万8,000リットルでございます。続きまして、トマト、こちらが172万8,000リットル、ミニトマト、237万6,000リットル、イチゴに関しましては218万4,000リットル。なお、切り花等には151万2,000リットルというような、このデータに関しましては千葉県のほうからいただいたデータです。これらを集計いたしましたものが年間で約2,000万リットルということで数字を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、量を言っていただきました。大体2,000万円が、だからこうやって見るとキュウリがおおかた大半を占めているわけで、キュウリ農家が約200軒だから単純にやると1件10万円ぐらいかなと思う、そのぐらい、その程度のものですか。うなずいてくれればそれで結構です。

それであれば、同じようなことが、野菜農家は薄いというんですが、これJAが補助金を出していることを御存じですか、ああ、御存じ。であれば、やはりJAも出して今回これも出しているということで、そうするとやはり今、今回米価もどんどん安くなっている、稲作農家も同じだと思うんです。米価なんか2日ごとに値段下がっているんです、もう。2日ごとに値段が下がっていて、毎回毎回連絡文書が来る、本当にどんどん下がっちゃって。

コンバインだとか当然トラクター、軽油使います。この場合には免税軽油というあれがあるんですが、前回も申し上げた免税は物すごく手続きが面倒なんです。重油をたけばいいんでしょうけれども、重油だとフィルターが詰まったりとかいろいろあるので、やはり故障したら困るのでほとんどの皆さんは軽油を使います。ですから、この軽油に対しては免税の手続きを簡素化して少しやってあげれば税金ぶりになるんですから、通常のこの稲作農家あたり、普通の農家でも軽油は1軒当たりやっぱり300リッターか400リッター使うんです。ですから、今税金が幾ら、例えば30円すれば相当の金額になりますね、免税になれば。そういった面でのそちらのほうからの支援をお願いしたいと、このように思いますので、よろしく願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 農林漁業揮発油税減免制度というのは国の制度でございます、全て国の指示に基づく手続きを踏まないと減免となっておりますので、その辺のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、国の指示は分かっているんですが、海匠支庁で申請するんですよね。そのときに、ですからトラクターがいつ買ったとか、年度がいつ買ったとか、古いトラクターなんか分からないですよね。コンバインだって今みんな10年以上使えるので、トラクター20年も使えるので、その買ったときの証明書を持ってこいとか、あと耕作面積は自分で分かりますが、そういったのを少し簡素化してもらえば、恐らく農家の人いても免税軽油を使っている農家は何軒もないと思うんですよ、手続きが面倒なんです。それだけなので、それ使えば本当に有利なんです、そういった意味での、国の制度は分かっていますが、申請のお手伝いをしてあげていただければなというような意味での質問でございしますが。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） なかなか個別の資産についての掌握というのは難しいものがございますが、なるべく意に沿うような形で支援をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 先ほどの高橋議員と同じ項目になりますけれども、12ページの人事管理費、一部事務組合負担金マイナス6億5,189万1,000円、それと17ページの諸支出金の6億8,135万4,000円、この件について、違った角度からお伺いさせていただきます。

この件は、議会、特に大塚祐司議員の活躍によって明らかにされたものだと思うんです。そういった意味で議会活動、議員のお力がかかなりあったと。逆の見方を見ますと、100億円という掛け過ぎのお金が長年にわたって気がつかなかった、あるいは放置されていたと、非常に残念なんです、自分自身も含めて残念に思います。というのは、100億円というと金利1%にしても年1億円、2%だと2億円です。金利だけで1年間の議会費が出ちゃうわけですから、だからそういった意味で非常に残念なんです。

それと、金額が大きいので、この件は、それで一部事務組合と市との交渉、それから市と病院との交渉、二つに分かれるんだらうと思うんですけども、特にその一部事務組合との交渉で最終的にどういう形になったのか、もう1回その時期と、多分今年度だけじゃないんですけども、もう1回その点、いつ、どういうふうになって、今年度はこう、来年度はこうということをもう1回ちょっと説明していただければと思います。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員からはもう一度ということでありますので、もう一度述べさせていただきます。

（発言する人あり）

○総務課長（米本壽一） 議員からは、いつごろ交渉に入って、いつからこうなったのかということを書べよということでもありますので、この件は長い期間ずっといろいろな、毎年のように検討会を開いて行ってきたというものであります。毎年毎年この多く払っている団体と多くもらっている団体とで。ゼロを軸にした場合には中央病院というか旭市が一番上のほう、また反対側の団体もあるわけです。ですので、これはずっと長い間議論してきたところです。

先ほど申し上げましたように、減免の基準額というか、その額を今年60億円にしたわけですけども、今までは76という数字でありました。先ほども議員からの質問でもありましたとおり、こちらから働きかけたわけです。70億円にしようと、こういった要望も去年出したわけです。組合のほうは70億円ではなくて、結果的には60億円ということをして今年の6月26日付の書類で我々は受け取りました。議員は、では今年はそうなったよと、来年はということとは、さすがにその来年はこんな大きな基準額に対して大きな差は出ないと思います。今言えるところはここまであります。

以上です。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今申し上げましたとおり、仮に6億円でも金利1%にすれば600万円ですか、金額が大きいので、とにかく掛け金を減らすというんじゃないくて、返していただく、もうすぐ返してもらったほうがかなり金利だけでも違うわけですね。だから、そういった交渉をできないのかどうか。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） この改善策はいろいろな改善策があると思います。今、議員がおっしゃられたように、返してもらえばいいじゃないかというのが先ほどの60億円という基準額に対する返してもらうというこの制度なんですね。ところが、旭市の場合には中央病院という、退職手当というのは年数ともらう額は正比例していないわけです。1年の場合には幾ら、30年たっても30倍というそんな表ではないわけです。ですので、もらう制度だって、もらう側のその制度だってやっぱり変えていかなくちやいけないんじゃないかということで我々は組合のほうに働きかけているんですけども、この辺のところはこれからも続く要望になるかと思うしますので、その辺はご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） いずれにしても、議員のほうから、議会のほうから出てきてこういったいわゆる損金というんですか、掛け過ぎのお金が返ってくる。かなり金額が大きくなっていますので、金利面も含めて、もう金利が無視できない金額だと思うんです。その辺、交渉頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、17ページのほうは12号議案のほうで聞かせていただきますので、いいです。

○議長（日下昭治） 答弁は。

○16番（佐久間茂樹） いいです。

○議長（日下昭治） いいですか、はい。

佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、第12号議案、ページ2、その他特別利益について。

6億8,100万円、市からの結局あれですね、一部事務組合負担金の減免分として入るわけですが、この使い道ですか、どのようになっているのか。当然これが、今年はもうこれだけでも利益出ちゃうわけですから、もう病院、だいぶ黒字になると思うんです。そうすればその辺は、ややもすればボーナスに回っていくのか、どういう使い道なのか具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまのご質問です。この利益をどのように使うのかということでございますが、今、病院のほうも収支の改善ということで取り組んでおりまして、経費の削減に取り組んでいるところであります。特に今回のこの収益増ということで直ちに何をというところは現在考えておりませんが、より良質で高度で安心な医療を提供するために必要な時期に必要なものに投資する留保金という意味合いで考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、今回の減免措置で市は減った分、全部中央病院に繰り出しちゃう、繰り出すわけです。ですから、そういう意味では今回の減免措置の中で市は全然メリットないんですよ、メリットあるのは中央病院だけなんです。中央病院は、そしてしかもあれですよ、市から約6億8,000万円ある。それから今年はあれですよ、この一部組合への繰り出し、減免を見越した中だと思うんですが、7億7,500万円ほど見ている。そうしますと14億5,000万円ですか、それだけ今年は病院がかなりそれだけで利益出ると思うんです。そんな中でやはり、これはちょっと余談になりますけれども、こういうただ利益として、特別利益としてこれは新しい勘定科目だと思うんですが、特別利益として出すんじゃなく、本来ならやっぱり将来の病院経営を考えた中でこの辺は、ちょっとこれは余談ですよ、やっぱり病院の今後の経営のための基金ですか、そういう制度を作った中でやっていくべきだと思うんですが、いかが一つお考えですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまありました基金等ということでの活用ということですが、そういったことも含めまして今回特別利益に受けまして、その後、通常であれ

ばこのまま利益が出ていけば利益剰余金という形になろうかと思いますが、その辺も含めまして考えさせいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 高橋議員と同じ点についての質問なんですけれども、重なるかもしれませんが、市のほうから6億8,000万円いただきまして、7億7,000万円ほど支払いが減りましたと。当然利益で14億6,000万円くらい出るわけなんですけれども、当初予算から見ますとこれに2億円くらい、17億円くらいの利益になるのかなと思うんですけれども、その辺の確認と、今の時点で、これは損益計算書ないですから、今の状態で今年度の利益がどのくらいになるか、そして来年度はどのくらいか。来年度は分からないという話をしますけれども、どちらにしろ、来年度もこのくらいの金額が24年度に比べてプラスになってくるわけですね。今まで60年間ずっと黒字で来たわけなんですけれども、今回のこの件についてこれは別枠で私はずっと黒字でいってほしいなと思うんですけれども、その辺の利益状況をお知らせ願えるかどうか。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまのご質問です。25年度の現状までの収支がどうかという話だろうと思っております。

当初予算で8,500万円プラスということで考えておりますので、そちらのほうにここで今回14億5,000万円合わせてプラスになるというところで現状のところ考えております。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） そうしますと、今年度は多分15億円くらいの利益が出ると。来年度はそれは分からないにしても、先ほど高橋議員からお話がありましたけれども、その利益をどうするか。それは市側とまた、先ほどは事務組合との交渉だったですけれども、今度は病院と市と交渉してその辺の調整はこれからの話なんだろうと思いますけれども、とにかくこの大塚議員の活躍によって出てきた利益を食い潰すことのないようにしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 答弁は。

○16番（佐久間茂樹） いいです。

○議長（日下昭治） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

太田將範議員。

○4番(太田將範) 旧食彩の宿いいおか荘の民間の貸し付けについてということでの議案が出ておりますけれども、先日、一昨日4日に貸付先の資料をいただきまして、そのときにも全員協議会で多少発言しましたけれども、いろいろ貸付先についての疑問点が出てきているということで、きちんとした説明を議場で説明をしていただきたいということで質問させていただきます。

一つには、貸付先の経営状況についてということなのですが、いただきました資料の損益計算書と貸借対照表なのですが、これによりますと、これは正確に税務申告されているかどうかということは申告書の収受印があるものがあるということと、それから、これについての附属明細書というのが必ずあるんですけれども、それがついていませんで推測する限りでの質問とさせていただきます。ただ、検討する、議決をする前までにはその辺の資料もきちんとそろえていただきたいと思います。

一つには、この会社は、前々年は多少の黒字、前年は赤字、前期については24年決算におきましては大幅な赤字になっております。経常利益の大体2割の赤字と、経常損失が大体売上高の2割の赤字になっております。自己資本が1,000万円の損失です。どういうことかと申しますと、資本金を割り込んでおりますので、簡単にいいますと、このまま決算書を見て裁判所に出しますと破産宣告を受けることができるというこういう会社なんです。ですから、これについて経営上の非常に疑問があるということが1点です。こういう経営上の疑問のあ

る会社に果たして貸付先として妥当なものかどうか、この判断をちょっとお聞きしたいということです。

もう一つは、経営形態の問題です。合同会社というのは、日本版LLCといいまして、新しい会社法によって設立された会社です。これの法人格があるのかどうか、あるいは利益の分配等、こういったことについての組織上の問題が一つあります。これについての説明を求めると同時に、この会社が社会貢献をするということでNPO法人を立ち上げるということになっております。これについての責任上の問題、あるいは職務上の指揮権限の問題、この二つの合同会社とNPO法人についての説明を求めたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、提出された書類が税務署に出してあるかどうか、これは税務署に出してあるということで、申し訳ありません、会社のほうとは確認してございます。我々もちょっとあまり疑りをかけてあまりしたくないということです。ただ、議員から言われましたように、再度確認はいたします。

今の質問にありましたように、提出されました決算書類の中から分かりますように、第4期としましての、これ第4期、平成21年8月から翌年の7月までの売上げ、ここににつきましては約2億3,700万円、このときは利益が約90万円ほど出ておったと。5期につきましては22年8月から翌年23年7月、売上げが1億9,000万円、このときも利益につきましては約121万円ほど出ておった。議員がおっしゃる、指摘ありましたように、23年8月から24年7月、売上げが落ちまして1億6,800万円、当期の損失が1,400万円ほどある。これは決算書の記載のとおりでございます。

ただ、ここは先般ご説明させていただきましたように、建っているこのみやぎ蔵王高原ホテル、宮城県に所在します。そんなことで福島原発の風評被害が多かったと、これはご理解いただきたいと思います。現場の声を聞いてみますと、ちょっと言いづらいんですけども、福島を通してなかなか宮城に来てくれない、都会の方々が宮城に来てくれない、そこはご理解いただきたいと思います。そんなことで、昨日さらに第7期の分が無いかと、ただ7期の分につきましてはまだ税理士が作成中、作成中にもかかわらず実は本年5月までの決算を今入手、送らせまして、その中では約1,600万円ほど利益が出ている、そんなことで確認をしてございます。そういうようなことで、議員から6期の分が相当赤字であったんじゃないかというご

指摘、これはあくまでも風評被害によるもの、原発による風評被害によるもの、これが多かったという、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それと、経営の組織形態でございます。これは法人格を有しているかと、御存じのように、合同会社ということでこれは当然会社組織、認められている会社組織でございます。議員のほうもこの合同会社、先般の会議の中でもいろいろご指導いただきました。私のほうからの回答としましては、さきの選定委員会の席上で審査委員、ここからも組織の代表に実はこの合同会社につきまして質問がございました。この際に、応募者から主な回答がございましたので、それを説明させていただきます。

一つは、その合同会社、働く方と資本を出す方の隔たりが無いと、そういう組織ですよ。二つ目は、株式会社であれば代表取締役あるいはあるわけですが、合同会社はあくまでも社長という表現ではなくて代表社員というそういう表現になります。会社としては合同会社、株主総会をやらなくてもいいと、規定でやらなくてもいい。合同会社につきましては、そういうようなことで議事録の作成は不要であって書類手続きが簡単である、これは認められた制度であると。将来、株式会社に簡単に移行できると。会社設立時の費用が少なく済むと、これは登記費用等も掲げまして少なくて済むと。簡単な表現を最後おっしゃいました。利益を分け合う会社というそういうことで聞いております。

我々いろいろ調べてみたんですけれども、ものの発祥は、お金を持っている会社と、実はお金が、少し資金力が無い例えばいろいろな研究機関、ここが手を組んで、お金を出すところとノウハウを出すところ、これを組んで合同会社を作っているいろいろな製品を開発する、それを売り込む、そういうようなことでこの合同会社ということを発祥したと、そんなことを聞いております。そんなことで会社組織としては認められた会社であるということでご理解いただきたいと思います。

あと、議員のほうからNPOというものがありました。ここは計画書の記載にありますように、今回無償で貸していただきたいと。我々からは再三実は以前から、無償ですけれどももし利益が出た場合どうするんですかと、利益が出た場合に合同会社のほうの懐に入れるのと、そういうような部分もいろいろ実は問うたわけですが、記載にありますように、企業の地域貢献としまして利益が出た場合には防災教育を主な目的としまして、（仮称）防災少年団、こういうものを設立するとか、あるいは防災イベントの企画をするとか、いろいろなことで地域貢献をしたい。この窓口として、できれば地元の方々と一緒に会社とは別にNPOという組織を作って、ここに対しての会社からの支援を行いたい、あるいは人材の支

援も行いたい。そういうようなことで、なかなか民間企業であるいいおか荘が事業主体として参加しにくい営利の伴わない事業、これをあくまでもNPOでやりたいんだと、そういう説明でございます。

ちょっと回答になるかどうか分かりませんが、以上でご回答申し上げます。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 回答いただきましたけれども、実際、民間委託の場合でこういうような資料を出していただいたのは今回初めてだと思いますので、そういう点ではかなり評価したいと思うんですけども、先ほど言いましたように、債務超過が1,000万円です、資本金500万円の会社で。そうしますと、普通一般的には銀行からの融資は受けられないと私は思います、私の経験から言いますと。一般から融資を受けられないから、この中に入っておりますように、一つには残高証明あるいは融資の証明、こういったものが必要になるかと思います。この決算書上からは改修費用になる二千数百万円をひねり出すことはまず無理です。融資も難しいということになれば、社長の個人的な信用力あるいは資産、こういったもので中小企業の場合、大体直接金融という形で融資を受けているんですね。ですから、この方の信用力がどれだけあるかということが代表者の方、これがひとつ非常に重要な内容になってくるんです。それについての証明が今回の資料には不足しております。ですから、これにつきましてはきちんとした裏づけをとってもらいたい。特にこの決算書の中において作られておる申告書がありますよね、そのコピーでいいですから、それは必ずもらっておく、あるいは附属明細書、特にこの中で短期貸付だとか非常に分からない勘定科目があります。これについての詳細な明細をとっておく必要があると思います。そうでないと、二千数百万円をどこから出してくるのかというこの問題があろうかと思います。ですから、この辺につきましてはきちんとした点検を必要とするものではないかと思います。

もう一つは、日本版LLCというのは有限責任です。ですから、この中身を見ますと、資料をいただいた中身見ますと、LLCが大株主というのは100%この代表者なんです。ということは個人経営と同じなんです。ですから、個人経営の場合は無限責任があるんです。ですから、自分が商売に失敗したならば全て自分が自己責任で全て処理しなければならないとなっております。ところがLLCというのは出資した範囲の中だけで責任をとればいいということになっています。ですから、原則連帯保証していなければ出資したお金だけの損失だけで済みます。

ですから、あとNPOにつきましては、これはやはり先般問題になりました。社会福祉の

ほうで、障害者福祉のほうで使い込みがあったということで問題になりました。その場合は、理事につきましては全て無限責任があります。ですから、どうしてこういうNPO法人の全部の責任のあるものを作るのかと。片方はLLCだということではちょっとやはり問題があるかと思うんです。このことにつきましてどのようにお考えになっているのか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員からいろいろご質問ありましたが、要は第6期、23年8月から7月の分が大幅に損失が出ておると。これはご承知のように、先ほどから言っております原発事故に伴います風評被害と、その風評被害につきましては、実は東電さんが損害賠償に応じるということで、ここはこの会社も東電に対しての請求は行っている。その請求の受領が実はその第7期にきていると。そういうようなことで、その6期を見ると赤字、その翌年に、お金というのは当然東電から来るのは1年あるいは2年遅れてきますので、そういうようなことでその6期の赤字につきましては原発事故のあくまでも風評被害、これが多かったということでこれはご理解いただきたいと思います。

それと、金融機関からの信用力が無いんじゃないかということで、実は会社のほうからは、宮城からこちらへ来るわけですので金融機関とは今相談をしている。金融機関のほうからしてみると、貸してくれるかどうか分からないものに対して金融機関としてはゴーサインはなかなか書面としては出しづらいということは聞いております。貸してくれるかどうか分からないで融資しますよというそういう書面は金融機関としてはちょっと難しいなど。とは言いながら、我々は商工会とも通じまして日本政策金融公庫と来週打ち合わせすることになっています。国の金融機関である政策金融公庫が側面的にバックアップしていただけるかどうかも含めまして、今この応募業者も打ち合わせしたいということで考えております。

それと、NPOの質問がございました。あくまでもNPOは応募するこの企業の方が地域の貢献としてNPOを作って、そこでいろいろ地域貢献のお金を出したいんだよということです。市から支援をしてください、そういう意味合いではないということです。補助金を受けるための団体であると、そういう理解ではございません。あくまでもNPOを作って地域と一体となってやっていきたいと。一番いいおか荘がこれから抱えている問題としましては、旧合併前にあったり、あるいは合併直後にあったように、みんなが支えるような施設でないというおか荘というのは再建が難しいんじゃないかな、そんなことで地域の方と一体となっ

てこの応募者はやっていきたい、そういう趣旨でのNPOを作ってやっていきたい。自分たちの会社だけ何か防災少年教育、防災少年団を作って云々、そういうことはやりたくない、地域の皆さん方と一緒に、そこが眼点にありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 今回初めてこういう形で資料をいただきまして、民間委託に関する契約ということで議案に提出されたことは評価いたします。

もう一つは、この方が100%出資しているということで個人と同じだということなんです。

それともう一つは、関連する会社が幾つかあって、その関連する会社の間の相互の決算がどうなっているのかということが私大切な問題だと思うんです。要するに、全員協議会でも林議員からありましたように、土木だとか建設の場合なんかですときちんとした経営評価がされているわけです。評点がきちんとして出ている。これは公的な機関が評点を出しているわけです。民間委託の場合、ほかの場合ほとんどこういうような評価がされていなくて入札が行われていると。これについてやはり考える必要があるだろうと思います。先ほど申しましたように、四つか五つの会社が連結されておりますので、連結した評価をしなければならないということだと思うんです。それに応じたような勘定科目が出ているんです。ですから、これにつきましては、代表監査委員の木村先生にお願いして、この辺の四つか五つの会社の総合的な連結決算をやってもらって貸付先として妥当かどうかという評価をしていただきたいと思います。私は思うんですけれども、その辺の検討はしていただけるのでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） いろいろこの会社の代表の方、宮城県のこのホテルのほかに秋田県あるいは岡山県、ここでもホテルを運営されています。ここは地元の行政にも確認しまして経営状況はどうですかと、赤字から彼らが入ってきて今黒字でやっております。そういう確認を行政と我がほうの私と向こう側の行政の担当で電話では確認ですけれども、そういうことでデータ等は入手しております。さらに、先般ご説明しましたように、東京リサーチの中でも診断の結果、全国順位あるいは県内順位を表した書類、現在帝国データバンクにも実は調査を依頼してございます。そういうようなことで調査は今進めておるということでご理解いただきたいと思います。

実は昨日いろいろな資料の提供をこのみやぎ蔵王ホテル以外も出せますかという部分で聞いております。彼らもいろいろ努力して来週中には意に沿うような書類を提出したいという

ふうに答えをいただいています。ただ、やめようかなという実は話もございました。そんなことで、そういうことを言わないで、我々もバックアップするけれども、ただ議員の皆さん方にご理解いただくような書類は必ず上げろよと、そんなことで実は来週早々にも一度こちらに見えていただけることになっていますので、そこでまた聞き取り調査等をさせていただきながら、今指摘いただいたことにつきましては情報の収集に努めてまいりたい、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第16号直接審議（先議）

○議長（日下昭治） おはかりいたします。議案第16号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第16号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決をいたします。

議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（日下昭治） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（日下昭治） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、木内欽市議員、柴田徹也議員、伊藤保議員。

文教福祉常任委員会より、向後悦世議員、伊藤房代議員、島田和雄議員。

建設経済常任委員会より、林七巳議員、平野忠作議員、宮澤芳雄議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（日下昭治） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選任していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時50分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第５ 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（日下昭治） 日程第５、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に林七巳議員、副委員長に島田和雄議員、以上のとおりであります。

◎日程第６ 常任委員会議案付託

○議長（日下昭治） 日程第６、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第９号から議案第15号までの７議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

１、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託しました議案は、24日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第７ 常任委員会陳情付託

○議長（日下昭治） 日程第７、常任委員会陳情付託。

本定例会に提出されました陳情は、陳情第１号の１件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第１号の１件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表２、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、24日までに審査を終了されますようお願いをいたします。

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10日定刻より開会をいたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時51分

平成25年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成25年9月10日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市
16 番	佐久間 茂 樹	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	21 番	林 正一郎
22 番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	堀 江 通 洋	管 理 改 革 課 長	林 清 明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	馬淵 一弘	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮 應孝行	消防 長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 事務局 長	田杭 平三
農業委員会 事務局 長	高木 寛幸		

事務局職員出席者

事務局 長	伊藤 恒男	事務局 次長	向後 嘉弘
-------	-------	--------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（日下昭治） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（日下昭治） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） おはようございます。

議席番号8番、伊藤房代です。平成25年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、児童福祉について。2点目、高齢者福祉について。3点目、TPP対策について。4点目、期日前投票について質問いたします。

まず1点目、児童福祉について、（1）先生の体罰による解雇について質問いたします。

近年、先生の課外活動における体罰による解雇が多く、話題になっています。教師になり、本来の子どもたちを育てるという希望で教師になり、教壇に立ちながら、課外活動になって児童に体罰という、熱心なのか過酷なのか差が無いところだと考えます。少し先輩の先生方が相談役になり、ミーティングをして先を考えていくという、解雇の前にするという先生同士の連携はとれているのか、質問いたします。

(2) いじめの問題について質問いたします。

まだまだ続いているいじめの問題、テレビの物語において、いじめを見ていじめっ子に対して注意したけれど暴力を振るわれ、仕返しをしていじめっ子をけがさせた女子が、逆に訴えられ保護観察を受けている物語を見ました。問題のいじめられていた子どもも、仕返しが怖くていじめられていないと言い、見ていた友人たちも後が怖くて知らないと言い、いじめっ子の親はPTAの役員という役で、その女の子の家族も信じないで迷惑がったという物語でした。その物語を見て、いじめがなくならないのが分かるような物語でした。やはり学校で話し合い、よく聞いてあげる姿勢を教師が示すことが大事だと考えます。

旭市としても、いじめの問題、またいじめで自殺などする子どもが出ないように、個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、いじめの事実確認、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導またはその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めることに、旭市としてできないのでしょうか、質問いたします。

2点目、高齢者福祉について、(1) 投資の加入について質問いたします。

現在、年金生活の安定していることに目をつけ、投資話を持ちかけ乗らせるという詐欺が増えています。甘い話に乗らないように、ひとり暮らしの高齢者に対して注意を呼びかけていくように徹底はできないのでしょうか、質問いたします。

3点目、TPP対策について、(1) 休耕田対策について質問いたします。

貿易の自由化について農業、特に米に対して厳しい試練だと考えます。現在の休耕田対策を考え、土地の利用を考え直す必要があるのではないかと考えます。どう考えているのでしょうか、質問いたします。

(2) 農産物の新種の改良について質問いたします。

農産物、果物、野菜など、新種の改良に力を入れ、世界に勝っていける旭市を目指し、新種の改良した農産物を評価し、補助金や賞を出すことはできないか、質問いたします。

4点目、期日前投票について、(1) 投票率の向上について質問いたします。

期日前投票を行う有権者の利便性向上などのため、期日前投票宣誓書(兼請求書)を投票所入場整理券の裏面に記載し、送付し、これにより、期日前投票を行う人はあらかじめ宣誓書に記入でき、投票の円滑化につながるのではないのでしょうか。高齢者や障害者の方が、投票所の独特な雰囲気の中で宣誓書に記入するとき、緊張したりして記入に時間がかかってし

まうのではないのでしょうか。期日前投票をもっと気楽に利用し、前もって自宅で記入して期日前投票に行けるようにできないか、質問いたします。

群馬県の前橋市、埼玉県久喜市、東京の三鷹市、東庄町、匝瑳市などが実施しています。

以上で質問を終わります。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから体罰の防止に向けての職員間の連携についてお答えをさせていただきます。

小・中学校における課外活動時における体罰の防止に向けた取り組みといたしまして、千葉県教育委員会から、各学校ごとに外部講師を招聘しての研修会を行うよう通知がございまして、全員が研修を受けております。また、そのほかに各学校ごとにグループ討議を行ったり、あるいは実際の場面を想定した実技研修等を行ったりするなど、体罰防止に向けた工夫した取り組みが行われております。これらの活動においては、ベテランやあるいは中堅職員が若手の職員を育てるという意識のもと、互いの指導方法を振り返ったり、あるいはアドバイスをしたりしながら職員間の連携を深めております。

さらに、教師と生徒との信頼関係を築くために、話し合いの時間をしっかり確保したり、あるいは指導者と生徒間で交換ノートを用意して、それぞれの悩みや思いをつづり合ったりして、実践に生かすというように工夫して指導に当たっている教師も増えております。こういった形で職員間の連携を図る。あるいは子どもとの信頼関係を図るというような取り組みをしております。

今後とも、このような指導方法を教師間で共有し合えるよう奨励していきたいと考えております。

続きまして、いじめの問題についてお答えをいたします。

いじめを根絶するためには、まず児童・生徒と教師、家庭と心のコミュニケーションを密にすると。あるいは自他を大切にする心を育てて、お互いに信頼し安心し合える人間関係づくりに努めるということが一番大きな前提であろうかと考えております。そのために、児童・生徒との交流する時間を多くとり、各学校と家庭との連携を進める。あるいは、子どもたち一人一人の個性や能力をしっかりと認めて、それを生かした集団をつくる。あるいは、自他の生命を大切にする心の教育を目指しております。

その実践といたしまして各学校では、グループで話し合ったり、教え合ったりする授業展

開、あるいは命のつながりと輝きを主題とした道徳授業の実践、あるいは全校を挙げての教育相談活動、あるいはさまざまな学校行事を通してのふれあい、そして地域と学校が連携するための学校公開や地域交流などに取り組んでおります。また、警察との連携でございますが、旭市学校警察連絡委員会という組織がございまして、それを通じて警察との連携も図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 2番の高齢者福祉についてで、ひとり暮らしの高齢者が投資話等の詐欺被害に遭わないための注意を呼びかけることはできないかというご質問にお答えいたします。

高齢者福祉課としましては、直接これらに対処するための防止活動を行っておりませんが、介護予防普及啓発事業としまして、市内各地区の高齢者を対象とした介護予防教室や若返り健康塾を実施しております。また、ひとり暮らし高齢者に対しましては、社会福祉協議会による訪問調査や、地域包括支援センターの保健師による見守りを実施しているところであります。このような活動の中で、高齢者やひとり暮らし高齢者が、投資話や振り込め詐欺等の被害に遭わないための注意喚起をしているところであり、今後も継続してまいります。

そのほか、市における対応の状況ですが、旭市消費者生活センターでは、消費者の方々が投資話や詐欺等に遭わないため、市広報誌への掲載や注意喚起をするチラシ等の配布により被害の未然防止に努めております。さらに、警察署や関係機関との連携を図り、被害防止のため、必要に応じ防災無線においても周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、T P P対策について2点ご回答を申し上げます。

初めに、休耕田対策についてでございますが、現在の経営所得安定対策の中で把握している水田面積、4,111ヘクタールのうち466ヘクタールが稲や転作作物の作付けの無い水田となっております。農業者が休耕について挙げている理由は、区画が不整形地、小区画、用排水が不便など耕作に当たっての作業効率の悪い点を主な理由としております。

このようなことから、水田を有効利用するためには、農地の利用集積等を進めていかなければなりませんので、農地の出し手にもメリットのある「人・農地プラン」の周知を図り、集落営農等も含めて、地域の中心になる経営体を育成して、経営の規模拡大を図ること。また、これまでの需給調整の中でさまざまな作物に取り組みがありましたが、湿田の状態での

栽培でこれだという作物が見出せない中、飼料用米等の米で取り組める経営所得安定対策での各種の交付金等のメリットを生かした経営で合理化と安定を図ってまいりたいと思います。

なお、経営所得安定対策につきましては、国は25年度中に見直しを行うこととしており、T P Pも影響はありますから、今後、まだはっきりした方向性は示されておられませんので、国の動向に注視し、情報を得た上で対処してまいりたいと考えております。

二つ目のご質問ですが、農産物の品種の改良についてということでございます。

農産物につきましては、国内の産地間競争に加え、T P Pにより一段と厳しい生き残りのための施策が求められるところです。国内外の競争に対応していくためにも、国内の消費者の嗜好、また諸外国の求める価値観のある農産物を生産していく上で、品種の改良や新種の導入は必要と考えますが、品種改良には相当の技術と期間、経費が必要であります。新種の導入には栽培技術を確立する等の農業者や市が取り組むのには難しい部分があります。

品種改良などは種苗メーカーが最新の設備と技術者を要して取り組んでおりますが、県においても農林総合研究センターを中心に、香取市の北総園芸研究所、館山市の暖地園芸研究所、長生村の育種研究所などの研究機関において、品種改良や農作物の栽培技術の改良改善、また新種の栽培技術を確立すべく研究を行っており、研究成果を各地区の農業事務所を通じて農業者へ普及を図っているところですので、県の研究機関や地元の農業事務所と連携して最新の情報を得て、いち早く旭市の農業者の取り組みに役立てていきたいと考えております。なお、農業者が新しい栽培技術や新種の栽培に取り組む等の場合には、市独自のベンチャー農業支援事業の活用などで今後とも継続して支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 4点目の期日前投票における宣誓書に関するご質問にお答えいたします。

伊藤議員ご提言の、投票所入場券の裏面への宣誓書の記載については、市として現在実施する方向で検討しておるところでございます。県内のほかの市町村においても約半数がもうやっていると聞いております。関連システムの改修のタイミングで実施したいために、開始時期はこの場では明言できませんけれども、投票しやすい環境づくりの一助にしたいと、こういうふうに考えております。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

1点目の（２）のいじめの問題についてでございますけれども、いじめ防止対策推進法が本年９月に施行されるということで、関連機関との連携強化のための連絡協議会を置くことができると思います。旭市としても、地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくりを積極的に進めていただきたいと思いますのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 国のほうでそういう法律ができていることにつきましては承知しております。

現在でも、いじめ等の防止につきましては、各関係機関、教育相談機関、あるいはスクールカウンセラー、そういった方々と連携をしながら進めておりまして、そういうふうに取り組んでいるところでございますので、今後、そういった組織を一元化するといえますか、もう少し内容を吟味していく必要もあろうかと思いますが、現在でもそういうことはやっているということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○８番（伊藤房代） じゃ、よろしくお願いいたします。

あと、４点目の（１）の期日前投票についてでございますけれども、やる方向でいるという、今回答をいただいて、本当にうれしく思っております。ぜひ、この期日前投票宣誓書（兼請求書）を投票所入場整理券の裏面に記載し、送付していただければと思います。できれば、この１２月の市議会議員の選挙から実施できるように、早急に検討していただきたいと思いますのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） あくまでもその意気込みを感じていただきたいと思います。具体的に１２月議会という話がありましたけれども、この場で約束するということは差し控えたいと思いますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員。

○８番（伊藤房代） ぜひお願いをして、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 林 七 巳

○議長（日下昭治） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（9 番 林 七巳 登壇）

○9 番（林 七巳） 第3回定例会の一般質問に入ります。久々の質問ですので、よろしくお願いいたします。

市長、2期目の就任おめでとうございます。この旭市に生まれ、この旭市に来てよかったと思えるような市政を市長にお願いいたします。また、議会とも円満に行えるよう、重ねてお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1番に、観光資源についてであります。この旭市には、観光資源はそんなに多くあるものではありません。それで、上永井の動物飼育管理について、1点お尋ねいたします。

2番目、旭市の猛獣管理条例についてもお伺いいたします。

3番目に、その施設における衛生管理についてお尋ねいたします。

第2に、飯岡西部区画整理についてお尋ねいたします。約20町歩の除外地ができてしまいました。これについてお伺いいたします。

また、T P Pにおける規模拡大等の提言がありますが、この一番に質問した除外地についての中で、このT P Pにおける規模拡大等を重ねて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

再質問は自席にていたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、観光資源について（1）の上永井の動物飼育管理についてご回答申し上げます。

上永井の動物施設につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律及び千葉県において動物愛護及び管理に関する法律施行細則の規定によりまして管理されております。動物愛護法第10条の動物取扱業、動物の販売・保管・貸出し・訓練・展示の登録許可を平成20年10月に千葉県より営業許可を得ております。また、動物愛護法第26条の特定動物の飼養または保管の許可を平成21年5月に千葉県から得ており、ワニ、タカ、ワシ、ニシキヘビ等を飼育しております。併せて施設の構造及び基準も定められておりますので、基準に適合した施設で飼育されていると確認しております。さらに、動物愛護法第22条の動物取扱責任者の選任も

されており、年1回の千葉県主催の研修会も受講済みでございます。

動物愛護法第24条並びに第33条の報告及び検査につきましても、千葉県は年1回の施設の立入調査を実施しております。適正に管理されているとのことでございます。特に、周辺的生活環境が損なわれないよう、特定動物から排出された汚物、残渣等の廃棄物の集積設備も完備されております。産業廃棄物処理業者へ処分を委託しているとのことでございます。

次に（2）でございます。

（2）の旭市の猛獣管理条例につきましてもでございますけれども、猛獣管理条例等の制定につきましては、千葉県衛生指導課に確認しましたところ、県内の市町村ではございません。今後も千葉県で制定している動物愛護及び管理に関する法律施行細則で対応が十分可能であることから、他市同様に猛獣管理条例の制定につきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、同施設の衛生状況ということで、私のほうは動物飼育のほかに飲食店も経営されているということで、この衛生管理につきましてお答えをさせていただきます。

食品衛生法におきましては、ご承知のとおり飲食によって生じます危害の発生を防止するため、公衆衛生上必要な施設基準を満たすことを条件に、飲食店の営業が許可されることになっております。ご質問の店舗ですけれども、食品衛生法第52条第1項によりまして、千葉県に飲食店営業許可申請がなされておきまして、施設が必要な基準を満たすといたしまして、千葉県知事の許可を得て営業されているものであります。したがって、適正な飲食店の衛生管理がされているものと判断されます。

以上であります。

○議長（日下昭治） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、飯岡西部区画整理についてお答えを申し上げます。

初めに、1番目の除外地についてということでございます。

飯岡西部地区の土地改良事業につきましては、現在、事業計画変更手続きに向けた同意取得と換地作業を進めております。また、過日開催されました工区役員会におきまして、計画変更に伴い余儀なく除外地となりました地権者の方々へはアンケートを実施し、その意向を確認した上で、市と工区で連携を図りながら土地利用集積並びにパイプラインの設置の是非について検討していくことが決定されております。今後も、本土地改良事業の進捗を図るべ

く、行政として支援をしてまいる所存でございますので、議員各位のご協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

それと、2番目でございます。

T P Pにおける規模拡大等について、ただいまの1番目の回答にもございましたが、アンケートをした中で進めていきたいと思っております。T P Pにつきましては、今後どのような展開になるのか分かりませんが、農地を有効利用するため、農地の利用集積を進めていかなければなりません。農地の規模拡大には、貸し手側の理解と信頼、借り手側の意欲が不可欠であり、農地の出し手にもメリットがある「人・農地プラン」の周知を図りまして、経営の規模拡大等を推進してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、アンケート、意向調査を進めた中で、皆さん方に不利の無いような条件をそろえたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、再質問いたします。

行政ではできない動物飼育、このような施設がこの旭市にできて、これがまた観光資源につながればという思いで質問しています。また、見学者がたくさん来ているようですが、行政では何回くらい訪問して把握しているのか、再質問いたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 私のほうで訪問したことはございません。施設に問い合わせしましたところ、現在、研究施設等のために基本的には一般の来場者はございません。ただし、土日に関り見学者の希望については、志程度のお金をいただいているとのことでございます。以上でございます。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 何か聞くとところによりますと、ワニ等が見当たらなくなり捜したというお話も聞いております。ぜひとも、そういう施設なら地域住民に不安を与えないよう、この旭市もどのような動物を飼っているのか、どのような飼育方法をとっておるのか、やはり把握しておくべきだと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） この特定動物につきましては県の許可でございます。市としては、

この施設において立入調査の権限はございません。先ほど、逃げたということになりますと、当然法律に基づきまして実施することになりますけれども、動物調査等の権限については警察の所管、県から要請があれば市も協力しなければならないとされております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 市のほうのあれは立ち入りできないということですが、やはり市民が安心できるような情報公開はしていただきたいと思います。これは答えはいいですから。

次に入ります。

その施設がとてもいい施設となれば、行政として道路の草刈り、また道路の拡幅とかいうような協力はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 道路の草刈りとかそういうものにつきましては、日常の管理ということで、一般の通行に危険のないように対応はしております。ただ、拡幅とかそういう件につきましては、ただいまのところ計画はございません。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 旭市として、この猛獣管理条例はいらないというお答えをいただきましたので、それは割愛させていただきます。

3番目の衛生管理についてお尋ねいたします。

排水はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、健康管理課のほうからは、飲食店についての排水でございすけれども、まず、飲食店の営業につきましては、排水基準というのが対象外になっておりますので、そういった面では保健所の当初の立会時の職員の判断で適正という判断がなされれば、食品衛生法上は問題なく排水はクリアされることになっております。

以上です。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） そうすると、その施設にはU字溝ないし河川への排出の条件は整っているということですか。それをお尋ねいたします。

○議長（日下昭治） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 今申しましたように、食品衛生法上の立入調査等の権限につきましては千葉県、いわゆる保健所が持っておりますので、私どものほうが立ち入りをしていろんな状況を調査するということは不可能でありますので、ただ、先ほど申しましたように、この食品衛生法におきます飲食店の営業許可につきましては、適正と判断されたということで私のほうは解釈しております。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） ともかくこの施設の管理している方は、本当に旭市長より有名な、テレビに何回も出ている方なんです。この施設においてラーメンを販売しているとのことですが、何か事故等がありましたら、旭市どここと出ますので、一番大変なのはこの旭市のダメージが無いように、まずU字溝の施設がなければ造るとか、食品販売でもって、そうすると自然浸透式でもそういう許可が出るということですか。それをお尋ねいたします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 極端に申しますと、適正と判断されれば、それでも出るかと思っています。

それで、この施設につきましては、いわゆるABCのCランクに値するものでありまして、この9月には保健所の立入調査が行われることになっています。そういったところで、もし違反等が見つければ、これは行政指導という形になると思いますので、その辺はしっかり確認されている会社の方だというふうに私のほうは承知しておりますので、今日寄せられましたいろんな情報等につきましては、保健所のほうに情報提供するなり、これからもこういったことにつきましては進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 本当にいい施設ならば、行政も協力して……

○議長（日下昭治） 林七巳議員、4回目は終わっていますよ。

○9番（林 七巳） これは質問じゃないですから。

協力していただいて、本当に観光資源にしていきたいと思います。

それでは、飯岡西部区画整理事業について、まず除外地について、これは自分自ら除外してくれと言った所じゃなく、巻き添え除外ということなんです。だから、その人たちにあまりにも不条理ですので、行政として集積や何かのお手伝いができないかということで、こ

の除外地については質問したところであります。ぜひとも、この巻き添え除外になった人たちに、行政のほうで少しでもいいですから、集積やパイプラインのお手伝いをしていただきたいということで、この質問をいたしております。ましてや、この一番悪い所が除外されたと。

その除外された所について、人に貸すにもパイプラインが無いような所を、今度は借り手もなくなっちゃうわけですよ。そうするとみんな耕作放棄地という形になりますので、せっかくこういう区画整理をしているのですから、ぜひとも集積ないしそういった行政として努力をしていただきたいという面で質問しております。

先ほど課長からは、そこについても何らかの、今工区においても、それから行政においても手だてをするというお答えをいただきましたので、これ以上聞いても、それ以上のお答えは出ないと思いますので、これにて質問を終了させていただきます。

○議長（日下昭治） 林七巳議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（日下昭治） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（２０番 高橋利彦 登壇）

○２０番（高橋利彦） ２０番、高橋です。大きく分けて６点の一般質問を行います。

まず、質問に入る前に、答弁はうその答弁、そしてその場逃れの答弁をしないよう申し述べて、質問に入ります。

大きな１番目の１点目は、地方交付税削減に伴う職員給与削減についてお尋ねします。

まず初めに、国は昨年４月から２年間の限定で、国家公務員の給与を７．８％引き下げています。そして地方公共団体にも給与引き下げを要請、平成２５年度予算では、過去には全く例の無い給与削減分ということで、理由を明確にして交付税が削減されましたが、この国の給与削減の目的について伺います。

次に、旭市の給与削減分としての交付税の削減額と、それに伴って給与を削減したときの、職員１人当たりの引き下げの率についてお尋ねします。

３番目は、この議会冒頭の提案理由等において、地方自治の本旨に基づきとか、また千葉県市長会でも一致して反対の表明とか、正論そして道義的なことを述べて、給与削減はしないと市長は明言されましたが、このことについて何点か伺います。

１点目は、交付税削減の目的でございます。

2点目は、全国一律の削減は私自身納得がいけないからという市長の理由であります。

3点目は、県内で給与削減を実施した市の数等について伺います。それと、近隣市町の実施状況また県の状況について伺います。

大きな2点目は、職員駐車場についてであります。

市が必要だからということで借りている駐車場、実際には大部分が職員駐車場、そして海匠地域振興事務所職員の駐車場として転貸されています。しかも職員分については約170万円もの大金を市が負担しているのが6月議会で判明。またその際の一般質問の答弁において、疑問が何点か出ましたので、それについて伺います。

まず1点目は、地方公務員法第42条の厚生事業で、職員駐車場を確保しなければならない理由。

2点目は、行政財産の利用・活用の範囲において、現在の駐車場の現状は合法なのか。それからまた違反した行為の法的な効力について。

3点目は、県との契約ということですが、その契約書の内容、また貸し賃の県からの納付の具体的な内容。

4点目は、市長は駐車場が無いから、また職員の意欲を駆り立てるためにも福利厚生事業として考える必要があるということですが、地方自治法などの整合性を持たせた中でどのようにするのか。

5点目は、根拠の無いものに名目を変えて支出するのは、一般的には裏の手当、また闇手当と言いますが、行政用語では何と言うのか。

以上5点、理解できるような説明をいただいた中で、今後の対応について伺います。

次、大きな3点目は行財政改革についてであります。

まず1点目は、合併の特典の一つに交付税の増額措置がとられていますが、この期間はいつからいつまでの何年間か。そして平成25年度の増額分は幾らか。それと現在までの増額分の累計は幾らになるのか。

2点目は、行政改革推進課を設置してから平成24年度までの年度ごとの実績額についてお尋ねします。

3点目は、平成25年度からの年度ごとの計画額について。そして課を設立時点での年間削減額と計画終了年度での年間削減額について伺います。

4点目は、合併特例期間終了後の行財政改革についてお尋ねします。

大きな4点目は、市の財政状況についてであります。市長は就任に当たっての挨拶で、

誇らしげに財政の健全化と基金残高の大幅な蓄えを自慢しています。

そこで1点目は、財政健全化判断比率などについて、具体的にどのような理由で好転したのか。その結果、県内での位置付けなどについて伺います。

2点目は、基金残高の大幅な蓄えと述べていますが、市の予算規模、そして交付税の特例措置の終わりの年度を間近に控えて、現在の基金残高に対する見解と、現在の起債残高と基金残高について伺います。

大きな5点目は、旭中央病院についてであります。

まず、経営状況についてお尋ねしますが、平成25年度の経営状況について詳細に伺います。

2点目は、市長は中央病院の公設公営の堅持ということを言っていますが、具体的にどのような経営の形態なのか伺います。

3点目は、中央病院検討委員会報告書が出た後の記者会見で、報告つまり独法化へすぐ行くわけではない、市民や病院職員の意見も尊重しなければと述べていますが、地方独立行政法人化についての考えについて伺います。

4点目は、合併して市立病院になるまでは一部事務組合、開設者も4人、そして中央病院を自治体病院としては全国でも指折りに入るまでに育て上げた事業管理者、しかし市立病院となり、開設者も1人、病院の経営の環境も大きく変わっている中で、しかも病院の経営などに全く関知しない、関知できない中で、開設者つまり市長1人が事業管理者を決めるということは、あまりにも負担が重過ぎるのではないかと。そういう中で、今後の任命までのプロセスはどのようにするのか、伺います。

大きな6点目は、災害公営住宅についてであります。まず1点目は、当然のこととして入居の条件はあると思います。そういう中で、条件を満たしている戸数と、それに対する入居希望アンケートはどのようにしたのか、その結果について伺います。

2点目は、災害公営住宅の建設が始まっていますが、入居希望者は全て入居できるのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは1番目の給与削減について、全国一律ということはどういうことなのかと

いうこと、それと5番目の旭中央病院の（２）、（３）、（４）についてお答えをしたいと思います。

最初の給与削減の問題、全国一律にカットするのは、私としては納得いかないということについて高橋議員から質問がありました。この最大の理由は、旭市は14名の亡くなった方がこの災害であります。そしてまた2名がまだ行方不明であります。倒壊家屋全部合わせますと3,700戸余り、そういったような状況の中で、避難所開設以来仮設住宅までの約2か月間にわたる職員の献身的な努力、そういったものを本当に私は目の当たりに見ていたわけでありまして、そのことに対して全国一律で、被災地でない所も被災地の所も同じそういったような給与削減は到底納得がいかないということで、お答えをした、施政方針といいましょうか、政務報告で申し上げたとおりでございます。

次に、5番目の旭中央病院の公設公営の堅持ということであります。

私は1回目の市長選挙のときに、公設民営の論者であるというようなレッテルを張られました。そのことについて、私も検討委員会の委員の1人というようなことの中でそういったことが言われたのかもしれませんが、公設公営をきちっと維持していくということは1回目も、2回目のつい先だっの選挙戦にも申し上げております。公が中央病院経営のほうもタッチできるような状況、要するに独立行政法人でも公営企業の全適でも、行政がコントロールできる、そういったことがやはり公設公営だということを認識しておりますので、公設公営の堅持ということでこれからも続けていきたいと、そんなように思っているところであります。

2番目の（３）の地方独立行政法人化についての考えはということであります。

地方独立行政法人に関しては、地方公営企業法全適に比べ、より柔軟な経営を可能とするものとして制度化されたものと認識しております。具体的には、単年度予算にとらわれない財政運営や柔軟な人事制度の運用などが可能となり、経営の充足が図られるものと考えております。

しかし、現状の旭中央病院においては、地方公営企業法全適のメリットを最大に生かした経営がなされていることも事実であると思います。大切なことは、旭中央病院が地方独立行政法人化した場合、またしなかった場合の地域医療の将来的な問題を勘案し、よりよい選択をすることだと考えておりますが、この件につきましては、事業管理者のほうからも病院としての考え方を述べさせていただきたいと思います。

次に、4番目の事業管理者の任命方法についてということであります。

これまで事業管理者は3人目であります。そしてまた、今回事業管理者と病院長が独立した役職ということになったわけであります。そういったことも十分認識しながら、地方公営企業法の規定に基づき、病院事業の経営に識見を有する者のうちから市長が任命していく、そういったことでやっていきたいと、そのように思っておるところであります。

以上です。

○議長（日下昭治） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今市長のほうから、5の3につきましての補足するようというのでご下命がありましたので、私のほうから病院としての考え方をご説明いたします。病院事業を預かっている事業管理者の立場から、地方独立行政法人化についての考えということで述べさせていただきたいと思います。

これは病院のこの前の検討委員会のときも、冒頭からそう申し上げたわけでありますが、今後、人口の減少、高齢化への対応、医療を取り巻く環境の変化などの諸課題に適切に対応し、引き続き安定した経営を維持していくためには、これまで以上に柔軟かつ迅速に対応できる経営形態が望ましいと考えております。このため、病院としては、検討委員会において申し上げたとおり、地方独立行政法人に移行することが望ましいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。ただ、大きな1番、2番、3番、4番、6番と、この各項目多数ございますので、漏れがありましたら、またご指摘いただきたいと思います。

まず1番目の1番、国の平成25年度地方交付税削減の目的というようにお話でございました。

これは、国におきましてはさまざまな通知、地方自治体に来ております。まず防災・減災事業に積極的に取り組むこと。それから長引く景気の低迷を受けて、地域経済の活性化を図ること。これが喫緊の課題となっているということで、これに迅速に対応するため、国家公務員の給与減額支給措置を行ったということで、地方公務員に対しても国家公務員の給与減額措置に準じた取り組みが要請されたと。これが給与削減の目的であろうと思います。

次に、削減の額ということでございました。

給与削減に伴う当市の影響額でございますが、国の試算ベースがございます。これについ

ては給与の減額影響額と、それから元気づくり推進費の相殺ということでございまして、これを数字で見ますと、1億2,436万3,000円が今回の交付税の中で減らされている額という形になろうかと思います。

それから、この（３）の中で、再度目的というようなお話がございましたけれども、これは一般的な交付税の目的ということであれば、それぞれの財政需要に即して必要な財源を確保するための財源調整というのが大きな目的でございまして、このために交付税というのは行われていると。削減の目的は、１番に（１）で述べたところでございますので。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） それは総務課のほうでお答えさせていただきます。

すみません。総務課が答える部分と財政が答える部分、幾つか錯綜いたしますので、申し訳ありませんが、その都度できるだけ分かりやすいようにお話しできればと思います。それと、大きな２番の職員の駐車場に関して、１番の今後の対応につきまして、これはまず総務課のほうからお答えする部分があります。財政のほうからは、利活用の範囲ということでお答え、まず申し上げます。

まず、地方自治法238条の中で財産というのが規定されております。今回、契約により借用している財産でございまして、その管理はこの238条の運用という中で、公有財産と同一の取り扱いをすることが望ましいとされております。で、市役所駐車場として一体的に利用しまして、また駐車場使用許可として、その他の行政機関において活用することについても差し支えないというような形で考えておるところでございまして、そういうことで、使用許可という形をとる上では問題無いのかなということでございます。

それと、県との関係ですが、県につきましては、海匠合同庁舎職員駐車場利用組合というところから年度末に駐車場の使用許可申請を出していただいております。で、年度当初に駐車場の使用許可証を交付する、１年間。これが25台分となります。支払いにつきましては、年度末に一括して25台掛ける3,000円掛ける12か月分、90万円、これを納付していただいております。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） これは海匠合同庁舎職員駐車場利用組合です。そこからいただいているということになります。そこからの使用申請ですので、そこに対してお金の請求をして、そこからいただくということになります。

次に、大きな３番になります。

行財政改革の中の、合併による交付税等の特例の期間ということでございました。これはもう合併してからということで、実際に10年間交付税の特例、合併算定替えと言われる期間があります。これからさらに5年間、段階的な縮減ということで、平成32年までは増額された数字が入ってくることになります。平成25年度の増額の額ですが、これは普通交付税分ということで、19億9,373万円が増額をされているということになります。

さらに、この累計額ということでございますので、平成18年から25年までの普通交付税の額、増額された累計額は137億3,540万6,000円。これは1,000円単位で申し上げます。その数字になっています。これが累計額でございます。

次に、大きな4です。市の財政状況ということで、健全化判断比率の関係です。

まず、これが好転している理由ということでございました。実質公債費比率につきましては、3か年の平均でこれを計算いたしますので、要因としては21年度決算等からの影響があるということになります。まず実質公債費比率ですが、一部事務組合の地方債に充てたと見られる補助金・負担金の減少、それから交付税に算入される公債費、これが増額されている。要するに、起債を借りるときに交付税算入の多いものを借りているということが一つの要因として挙げられます。それから、公営企業債の償還財源に充てた償還分、これも若干減ってきていると。

さらに、これは将来負担比率にもかかわるところなんですけれども、利率の高い起債、これは繰上償還を過去に実施していると。公営企業についても一部借り替えの措置等を行ってきた。それらが率を引き下げる要因になっています。将来負担比率につきましては、剰余金を財源とした財政調整基金への積み立て、それから起債の残高に対する基準財政需要額の算入見込みの増というような、そういった充当可能額の増が大きな要因となっていると思います。

続きまして、6番の……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） すみません。忘れました。

これは順位を申し上げます。実質公債費比率ですが、平成22年度につきましては県内順位51位でした。平成24年の決算では47位ということになります。それから将来負担比率、22年度では30位が、24年度では29位という形です。徐々にではありますが、若干数字を上げてきているということでご理解いただければと思います。

それから、災害公営住宅でございます。

まず、対象戸数等の把握のためのアンケート、それからその結果ということで、何度か議会でもお答えしているところでございます。まず一番最初にアンケートを実施したのは、平成23年12月でございます。この時には、災害公営住宅等対象となる世帯、大規模半壊以上で768世帯の中で基礎支援金の申請だけ済んでいて、加算支援金の申請が済んでいないところ、そういったところをまず対象にアンケートを実施したと。それから、次のアンケートは第2回で平成24年5月、その次に第3回として平成24年6月、そして第4回として平成25年4月に実施いたしましたして、この段階で再建できないという世帯が46世帯ということでございました。このうち、災害公営住宅に希望したいという世帯が35世帯、市営住宅等11世帯ということでございまして、そういう状況でございました。

今回、8月に災害公営住宅の申し込みの受け付けを実施いたしました。33世帯が災害公営住宅に入りたいということで申し込みいただきまして、その中で、実は調査から漏れていた世帯が2世帯ございました。それが新たに判明しまして、実際には48世帯という形になるかと思えます。そのうちの33世帯が災害公営住宅に申し込みまして、これは全て災害公営住宅に入居できる見込みというのが、今の状況でございます。

残りの世帯の話が出るんだと思うんですけども、残りの世帯につきましては、今回市営住宅等の募集も行いましたので、そのうちの9世帯が市営住宅等へ入居申請をしております。あと残り、6世帯が残るんですけども、それらについてはよく内容を精査いたしましたところ、自力再建ができる見込みが1戸、それから非該当、これは実は未解体の方がいらっしやって、その方は該当でございました。これが1世帯。それから高齢で施設に入所したいという方が2世帯。どうしても県営住宅に入りたいんだという方が1世帯。それから残り市営住宅でという方が1世帯ということで、これで6世帯の、ほぼ48世帯全てを把握できている状況でございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、私のほうから、先ほど1点答弁が漏れておりましたので、追加してお答えさせていただきます。大きな4番の（2）になります。

起債の残高と基金の残高。それと基金の残高に対する見解というようなご質問がございました。まず、起債の残高でございますが、24年度末279億4,121万円です。実質の負担は52億円余りになります。それから基金の現在高、これが99億4,652万5,000円です。うち財政調整基金が38億5,194万8,000円、これは24年度末でございます。

ただ、この9月補正の段階ですと、基金につきましては112億8,000万円ほどの数字に予算上なっております。ですから、20年度と比べますと基金につきましては、24年度決算でも45億円、25年度の9月補正の段階ですと68億円ほど増えているという状況になります。ですから、この基金の残高に対する見解ということで申し上げれば、順調に増やしてくることができたかと、そのように考えております。将来に向けて蓄えているという状況でございます。

それともう1点、申し訳ありません。同じく4番の（1）になります。

先ほど実質公債費比率と将来負担比率の県内順位ということで申し上げたところでございます。実質公債費比率につきましては、県内市町村の順位ということで47位。将来負担比率につきましては、県内の市の順位を申し上げてしまいました。市町村の順位で行けば42位ということになります。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1番目の項目です。通告の（2）なのか（3）なのかという、この辺はちょっと私も混乱していますので、議員が質問した順番でお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、削減したときの旭市の職員1人当たりの引き下げ率のご質問がございました。これは4.58%です。

続いて、県内の削減した市の数というご質問がございました。12でございます。12の市です。

その次に、近隣の市町の状況をという質問もございました。この周りの市町ですけれども、削減したところは匝瑳市、香取市、東庄町、横芝光町、ここが削減をしたところであります。まだ削減決定していないところが一つあります。それは銚子市でございます。それと、千葉

県はというたしかお尋ねがございました。千葉県は完全実施しております。削減しているということですね。

その次に、今度は2番目の職員駐車場についてのご質問がありましたのでお答えいたします。この辺もちょっと混乱していますので、もし答弁漏れがありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

一つに地方公務員法第42条に規定されている福利厚生事業と、その駐車場の関係のお尋ねがございました。この辺につきましては、職員駐車場は旭市として必要な駐車場と考え、市が借り受けています。基本的には、職場環境の整備の一つとして考えたわけであります。このことが整備の理由ということになるわけであります。

これをもう少し詳しく申し上げますと、地方公務員法第42条とのかかわりですけれども、この件は今年6月に議員の一般質問があったわけであります。その際のご質問の中で、議員は互助会の質問と駐車場の質問ということでつなげて質問されました。互助会の事業としては大きく分けて二つあるわけです。互助会の事業として二つあるというものの一つは、市から助成金をいただいている事業、いわゆる公務員法42条の福利厚生事業だというのがあります。もう一方で、互助会の中で福利厚生事業ですよとっているものがあります。これは、市からの助成金が入っていないんですけれども、福利厚生事業ですよとっている事業があるんです。その辺を前回の6月議会では一緒になって答えていますので、ちょっとこの辺は議員からすればそれはおかしいと言われるかもしれませんが、そういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

駐車場のほうは助成金をもらっていない。つまりさっき言った二つのうちの後者のほうに当たります。互助会の中では福利厚生事業とっているけれども、助成金をいただいている事業だよということになるわけであります。この辺のところは42条を一生懸命調べたんですけれども、広い意味では福利厚生事業かもしれませんが、駐車場については。でも、この辺は議論が分かれるところだよというのが最後の結論でありまして、議員の言っているのもごもつともかも分かりません。我々の言っているのもご理解をいただきたいと、この程度でお許しをいただきたいと思います。

それと、厚生事業と地方自治法との整合性を持たせた中で、この先どのようにするのかというところのご質問がございました。これは5点の中の4番目に当たるかと思います。現在、職員からは駐車場使用料を納付させておるということです。その額が適正かどうか、互助会の中で、つまり先ほど言った福利厚生事業、互助会の中での福利厚生事業の中で、今検討し

ているところということでもあります。

それから、五つの中で最後に闇手当ではないかというそういったご質問もございました。先ほど申し上げましたとおり、駐車場の確保につきましては職場環境の整備の一つだということで、事業主、雇用主の責務だと考えておったということで、市の駐車場としての整備があった。また市のほうは、駐車場として土地を借りて職員から3分の1の負担金を納付させて借りているという、そういう状況であります。ご質問の中では、闇手当ではないんですかということであったんですけども、我々職員側から見れば、市に3分の2を負担してもらっているということは事実であります。議員の言っている意味も、この意図も分かりますけれども、その辺のところは……

(発言する人あり)

○総務課長（米本壽一） 闇だとか、裏だとかと言わずに、その辺はご理解をお願いしたいと。これはお願いするとしか言いようがありません。

以上です。ここまでです。

○議長（日下昭治） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 私からは、行財政改革についての質問のうち、3項目についてお答え申し上げます。

初めに、2番目の課を設置してからの24年度までの実績額というご質問です。数字で表わせるものについて項目ごとに申し上げます。

実績として最大のものに人件費の削減があります。平成22年度は16人の削減で約6,900万円。23年度は17人の削減で約1億7,300万円。また、平成24年度も17人を削減しておりますので、効果額については25年度の決算を待つということになりますが、試算では約1億700万円を見込んでいるところであります。この結果3年間の合計では、50人を削減して、約3億5,000万円近い額になる見込みであります。

次に、市税と国保税の徴収率の向上についてですが、平成22年度は震災の影響もあって、残念ながら21年度と比較して徴収率は低下しました。平成23年度では比較対象である21年度と比べて、市税が0.45ポイント、国保税が1.16ポイント向上しております。さらに、平成24年度は21年度と比べますと、市税が1.05ポイント、国保税が1.69ポイント向上しております。また、市税関係につきましては、滞納処分の強化や納付窓口の拡大にも取り組んでおりまして、差し押さえによる換価額、これは22年度で3,200万円、23年度で3,100万円、24年度が6,400万円ということで、3年間では1億2,700万円となっております。

このほか、平成24年度には行政改革推進課内に徴収対策室を設置しまして、私債権も含めた徴収強化に取り組んだ結果、債権全体で約1億7,000万円弱の未納額の縮減を達成しております。

次に、施設の統廃合ですが、平成22年度は茅野市の山の家など4か所で約600万円、23年度は埴保育所など5か所で約500万円、24年度は給食センターの統合を行いました。費用については相殺されている状況です。したがって、3年間で約1,100万円という結果です。

次に、未利用資産の処分ですが、22年度は12件で約2,200万円、23年度が10件で約1,600万円、平成24年度は5件で約700万円、3年間では約4,500万円となっております。また、平成24年度から本格実施しております事務事業評価、これにおきまして、25年度予算ベースの効果としては、約2,800万円の事業費の削減につながっております。

以上、効果を数値で表わせるものについて申し上げましたが、このほかにも窓口の改善による市民サービスの向上や事務改善など、数値では表わせない項目もあるということもご理解いただきたいと思います。

それから次に、3番目の平成25年度からの年度ごとの計画額についてですが、以前も何度かお答えしましたが、平成22年から26年度までの現アクションプランでは、削減額の目標を定めておりません。したがって、プランに定められた取り組みを着実に進めること、これを目標としております。

行政改革推進課設立時点での目標はというご質問もありました。が、既に平成22年からのアクションプランが策定されていたことから、金額での目標は設定せず、アクションプランの着実な推進と、平成28年度からの交付税減額に向けての新たなアクションプラン、これが平成27年からになりますが、その策定、そして推進していくための地ならしとして、職員の意識改革を進めてきたところであります。

最後に4番目で、特例期間終了後、行財政改革どうするのというご質問でした。これは、財政課長からもありましたとおり、平成28年度から段階的に交付税が減っていきますので、それより1年早く27年度から始まる次のアクションプランの計画では、交付税の削減等、それに伴う財政見通し、これなどを踏まえて、できる限り数値の目標を設定したものにしたいと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから5番の旭中央病院についての（1）経

営状況についてというご質問にご回答させていただきます。

内容につきましては、25年度のここまでの経営状況というご質問でございましたので、病院での7月末までの試算ベースの数字のほうをお話しさせていただきたいと思います。この中には、本来であれば期末に一括して計上する減価償却費ですとか、繰延償却、特別損失の12分の1ずつ、一応計上している数字でございます。7月までの病院事業収益は118億7,280万円です。事業費用につきましては119億9,450万円です。ですので、7月末までのところは1億2,170万円のマイナス損失ということになっております。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、大きな1点目の1番目につきましてはこれは、国は防災、災害等に使うという、これは了解しました。

それでは2点目でございますが、市の削減額が1億2,400万円ですか。それで職員1人当たりにしますと4.58%削減したということでございましたが、国は平均的な団体を予想している中で、旭市が7.8%に到達しないということで4.8%ですね。そうしますと、これは旭市の職員が多いということじゃないかと思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 国のほうなんですけれども、今回あくまでも全体の中で基準財政需要額というベースがあります。その1.2%相当額を減らしますと。その数字が今回国のほうで示されているものですから、市の職員の全体がどうなっているかとか、そういうことを考慮して減らしているわけではないということでご理解いただければと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは分かりますよ。しかし、この交付税というのは全国一律の行政水準を保つために、早い話が市の自主財源が無ければ、その差額は生活保護費と同じなんですよね、差額は。生活に足りない分を補填してくれるわけですよ。それで、やはり一つの基準を設けた中で、それを皆さんどう思うかですよ。一定水準を保つために足りない分を補填してくれるわけです。それで今回は7.8%ということで、基準財政で出してきたか知りませんが、結局職員が、国が見ている数字であれば7.8%の削減になると思うんですよ。それにならないということは、職員が多いことだと私は思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今回、国は7.8%を削減したということで、私、先ほど4.58%の率を言いました。これは、給与のラスパイレス指数、これから来ているものであります。ですから、国の7.8%を削減したことによって旭市はどれだけに当たる、どれだけ削減すればいいかというのが先ほど、4.58%下げれば国の7.8%削減したものと合うわけですので、この人数が多いとかというのとはちょっと違うような気がしますけれども、その辺はよろしくお願ひします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は細かいことは分かりませんのであれですけれども、いずれにしても旭市はラスパイレス指数低いの、高いのといったって、国から見れば高いわけですね。そういう中で、皆さん方はプロですから、それだけの数字とれる。私らは結局全国一律の行政水準を保つための交付税、そのために交付税が入ってくると。その中で国は7.8%をやって、ラスパイレス指数、それは関係なく、これは国が求めている引き下げの率にならないということは、私はただ職員が多いということで思っております。あとは、これは言ってもしょうがないですから。

そして、大きな1番で3番目の問題です。まず、交付税の削減の目的は、これは最初聞いてありますからいいです。

市長が、私自身納得いかないということは、先ほど答弁いただきました。そういう中で、市長の考えでは旭市は災害を受けたと、そういうことで職員が一生懸命努力したということでございますが、まず最初に聞きたいと思うんですが、職員がそれだけ努力した中で、残業手当を払っていなかったのか。それとあと、旭市は交付税の不交付団体ならともかく、市長は災害に対して一生懸命努力しているということをこの2期目の就任の挨拶でもしているわけですよ。そうしますと、この交付税の削減分が結局給与に回るということは、それらに回らなくなっちゃうわけですね。そうしますと、やはり市長の言う災害に努力します。まず災害対策をするには金が必要なんですね。そうしますと、これは市長の言うこととやることが言行不一致になっちゃうと思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の3点目の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 給与を削減しなければ復興のスピードが落ちると、予算が無いというこ

とで、そういった趣旨だと思いますけれども、被災地として被災者が大変多くいるわけであり、被災者の心情といいたし、そういった部分、やはり市民が共有をするということも非常に大事じゃないのかなと。そのために職員も市民もみんなで力を合わせて復興に向かっていくということが大きな建前であり、そのところは、この1億何千万円、この1年間少なくなるという部分はあるのかもしれませんが、職員の努力によってこれまで基金も少し上積みをしてきたわけであり、そういった相互理解をしていただきながら、ぜひ高橋議員にも理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私はそういうことじゃないと思うんですよ。やっぱり行政というのは市民がいて行政なんですよね。そして、なおかつ行政というのは最高のサービス機関なんですよ。例えばホテルなんかであれば、飯食べたら、それからサービス料取るわけでしょう、食べてから。しかし、行政というのは最初にみんな税金で取っちゃうわけですね。そして、そのために、住民サービスのために行政の職員はいると思うんですよ。

そういう中で、やっぱり市長は市民のためにと。これでは職員のためだと思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 私自身としましては、職員700人余り、これも市民であります。家族も相当います。そういった部分の中で職員だけがどうのこうのというよりは、やはり市民全体が同じ被災地である、被災者であると、そういったような共通認識をしていただきたいということが建前だと理解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう中で、結局県内で給与削減をした数、かなりあるわけですね。この近隣もみんなやっているわけですよ。市長はこの給与削減については、県の市長会で決めたことだということですが、県の市長会の決め事というのはそんなにいいかげんなものなんですかね。これでは全く県の市長会の申し合わせ事項とか取り決め事項、お粗末きわまりないと思うんですよ。

そういう中で市長、こういうふうに変化してきた中で、近隣はみんなやっている。市長会は最初はそういう一致結束して、これはやりませんよと言ったのが、今ではほとんどの市がやっているという中で、市長はどういうふうにか考えるのか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 最初に高橋議員が4回目の質問で言われましたこと、私も本当に同感であります。市長会が何を決議したのか。そんな決議であれば私はやらないほうがよかったのではないかと、そんなような思いで、非常に立腹をしているところでもありますけれども、これはお互い自治体のやはりトップという中で、考え方が違うということもあったのかなと、そんなように思います。

ただ、さっき高橋議員からお話がありましたように、市が、今大部分が給与削減をしているということでもありますけれども、今回削減を今しないというようなことの表明の中でも、不交付団体は1団体であります。そんな中で、私は私の考えの中で、あれだけ被災者の被災地というようなことの中で、職員が一生懸命、精神的にも肉体的にもあの2か月間は夜も眠れないような状況があったわけであります。残業手当の問題は財政課のほうですか。それは答弁をさせますけれども、そういった金銭的なものだけではないと、私はそんなような認識の中で、今回給与削減をしないということで、よろしくご理解を得たいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） その問題につきましては分かりました。これは市長の決断ですから。私は市民より職員のほうが大事だということを認識しました。

それでは、2番目の職員駐車場についてお尋ねします。

先ほど、意味不明の答弁であったわけですが、この厚生事業の中で、駐車場を確保しなければということでいろいろ理由をつけておられました。それなら各市町村、不足分はみんな駐車場を借りているのかどうか、公務員法の厚生事業の中で。例えば成田市でも千葉市でも、そうであれば当然海匝支庁ですか、ここも県で借りるわけですよ。

それから行政財産の利活用の問題ですが、何だかんだって合法だということでございますが、行政財産を個人もしくはただ組織、組織っていうのは何も無いわけですよ、あれね。ただ個人の集まりですよ。そこに貸せることができるのかどうか。違反した場合は、法的な効力はどうなるのか。それとともに、ああいう個人が集まって組織したところに貸してあるわけですが、これは今度は、向こうに料金をもらうということは使用権が発生するわけですよ。それがこの行政財産上妥当なのか。

それで、県との契約ということでこの前答弁いただきました。それが全く違う。それから、県から金が入っていない。そういう個人の集まった組織から金が入っているということでは

よう。これではこの前の答弁、全くうその答弁をしているわけですよ。

まずその辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 幾つかご質問がありまして、県内の状況ということがありました。

例えば隣の匝瑳市は、駐車場を市としても確保しちゃってあります。ですので、貸し借りではありませんけれども、確保している所に職員をとめさせている。これもあります。一方で、東金市だとか茂原市などは借りている。借りている所にとめさせていると、こういった事例もあります。全部調べたわけではありますけれども、そういった事例もあるということでご回答させていただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、前回の答弁の中で、私が県というような言い方をしたということで、それが県との、まさしく県に使用許可を出して県からお金をいただいているようなイメージがあったということであれば、これはちょっと誤解を与えた回答だったなと思います。確かに県の職員の集まりの組織が駐車場の使用許可申請を出して、それに対して使用許可を出していると。1年ごとの更新であるという形になっています。

あと、個人、組織、これは多分議員、職員互助会が使うことに対して、それがどうなのということなんだと思います。先ほど申し上げましたとおり、確かにこの庁舎に付随する施設ということで、この駐車場を取り扱っているわけでございます。ただ、市が所有しているわけではございませんので、あくまでも公有財産には実際にはなり得ません。

そうすると、じゃどういう形になるのかということ、その範囲の中で、例えば借用している財産、これは公有財産ではないけれども、その管理に当たっては、公有財産と同一の取り扱いをすることが望ましいというような、そういう解説がございまして、そこの中で同じような形で取り扱っていると。ただ、駐車場につきまして職員が使用するということは、先ほどの匝瑳市の事例もあります。各市町全て同じだと思うんですね。駐車場を確保して、そこは職員が使っていないのかどうかという話になってしまうと、業務に必要な形で必要なこういう交通の便の悪いところ、例えばバスの便が夕方になったら無い。朝の便も厳しい。そうすると仕事に支障が出る。そういうところの中で、少なくとも駐車場を確保していくことは、行政としてやはり必要なんではないのかなというところが大前提であったと思います。これが平成3年の時の議論で、そのまますっときているということだと思います。

そのところを踏まえて、行政財産の一つとして取り扱うような形で今ずっときているということなので、このところについては、議員のおっしゃることはもちろんよく理解できますし、その部分で議論あるでしょうと言われれば、確かによく議論する必要はあるかと思います。その部分を踏まえた上で、今の状況にあることはご理解いただきたいなと思っています。

総務課長の先ほどの答弁にもありましたとおりでございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局行政財産の取り扱いになっているわけですよ。それをどうせなら、何で正面切って市の駐車場としないのか。これではまやかしになっちゃうと思うんですよね。そういうふうに、県の職員、ここに貸しているのは、これは行政財産として取り扱っている中で、実際貸せるんですか。県ならともかくですよ。

それで、この前課長は、議事録を見たら、県に貸しています。県からもらっています。全くこれはうその答弁をしているわけですよ。やっぱり真摯な答弁をしてくださいよ。ただ逃げ口上じゃなくて、正式に答弁してくださいよ。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 県とそれから県の職員が作っている組織につきましては、先ほどお答えしたとおりで、その答弁で行き違いがあれば、私の表現の仕方が悪かった、答え方が悪かったと思います。その辺についてはここでおわび申し上げたいと思います。

あと、県の職員に実際貸せるのかということで、貸せるということではありません。これは使用許可という形をとっておりますから、その使用許可は行政財産に全く問題がありませんので、同じ取り扱いをした中で、使用許可証を出しているということであれば、問題無いものと考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ幾ら言ってもしょうがないですけども、使用許可もないんです。貸して料金をもらうということは、向こうで使用权が発生するわけですから。これは幾ら言ってもしょうがないので、回数終わりですから、これで。

あと、3番目の行財政改革についてであります。

まず、交付税の今算定替えによって、約20億円もらっているわけですよ。それで今までの累計で約137億円ですか。これは分かりました。

そんな中で、2番目に移ります。行政改革推進課を設置してから24年度までの、課を設置したことによってかなり経費がかかっているわけですね。それと同時に、それから見ると年間幾らも削減していないわけですよ。しかし、この行政改革推進課を設置したというのは、まず、何を目標にやったのか。私はこの10年間ですか、特例期間、ここでもう数字が見えているわけですよ。10年したら約20億円削減されると。その先5年間は激変緩和措置でその20億円が単純に計算すれば約4億円ずつ、そういう交付税が減らされる金額が分かっている中で、それを一つの目標数値として行政改革推進課を作ったと思うんですが。これでは何の数字目標も無くて、じゃこの特例措置が無くなったときにどのように対応するのか。これは市長、当初課を作った目的は、その辺入っていたのか入っていないのか、お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 合併当初から合併特例期間というのは分かっていたわけでありまして、その間、特例期間が終わったら交付税の削減があるということは当然承知をしております、それに向けて行政改革をしなければならないと。行財政改革をしなければならないということは、庁内でも十分話し合っているわけでありまして、それまでに到達するためのアクションプランであるわけでありまして、その中で定員適正化計画あるいはまた徴収率のアップ、そういった部分を含めながら実績を上げていきたいと。そのアクションプラン計画も1次、2次、3次と5年計画でやっていくという、特例期間終了に向けてのシミュレーションを今真剣に研究しているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう悠長なことを言っていられないと思いますよ。じゃこれが、間もなく約20億円の中で五、六億円減るわけですよ。もう七、八年で20億円減るわけですよ。減ったら、じゃ市長、財政のどこの部分を削るんですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 交付税が減ってからどこを削るかというご質問ですが、その削る場所を見つけるための作業を今やっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、削減額ですが、現実には給与、職員数の削減で既に10億円以上の減が出ているんだということも、併せてご理解いただければと思います。

それから、やってきたことと言えば、公共施設の見直しをしようということで、どのくらいのお金がかかっているか等についても一度まとめましたし、現在また再度、今時点でどうなっているのかという数字もとっておりますので、その結果を市民の皆様にお示しし、その結果として、そんなにかかっているならいらないというものも出てくればと、そんなことも考えて、先ほども言いましたけれども、次のアクションプランでは数値目標を立てたいという中で、その地ならしをしているんだということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そんな悠長なこと言っていて、結局計画というのは何事にも目標数字というのは入って計画だと私は思うんですよ。人件費で10億円減ったからと言いますけれども、先ほどの説明では人件費幾らも減っていないわけですよ。22年度で6,900万円、23年度で1億7,000万円、24年度でね。これが合併時点からやったってこんなものでしょう。一気にということはないです。20億円の数値が今の予算から20億円減ったら、行政というのは、まず自分らの給料なら給料をとって、それで残ったのを住民サービスなんですよ。一般企業と違うわけですね。

その中で、これをそんな悠長なことを言っていたら、今度は住民サービスみんなできなくなっちゃうんですよ。そういう中で、これからのアクションプラン云々言っていられない。やはりこの一つの特例期間、ここには数値がある程度出ているわけですから、やっぱりそれを目標にやるべきだと思うんですが、それは市長、どういうふうに考えていますか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かにごもつともで、これからきちっとやらなければならないと自覚しているところでありますけれども、例えば公共施設の統廃合の問題があります。各支所には公民館、旧庁舎があります。そういった問題や、ほかにも公共施設、公共用地もありますけれども、施設もいっぱいあります。そういったものの統廃合をするということになると、やはり総論は賛成でありますけれども各論は反対になる。

そういった意味で、公共施設の白書を今作成している、行政改革担当課に命じてやってもらっているわけでありまして、そういった部分で、この公共施設は本当にいるものなのかどうか。やはり合併をしてスリム化しなければならないというのが合併の大きな目的であったのかなと、そんなようにも思いますけれども、なかなかそのところが踏み込めない。

そういうことでありますので、どうぞ議員の先生方にもその辺は十分理解をしていただきまして、統廃合の問題にも積極的に協力をいただきたいと、そのようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩をいたします。

休憩 午後 ０時０２分

再開 午後 １時 ０分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦） 行財政改革につきましては何の計画も無い中で、あとはどのようにするか。やはり特例期間を見据えた中で十分対応していただきたいと思います。

そういう中で、４番目の市の財政状況についてお尋ねしますが、先ほど答弁がありました。だいた実質公債費比率等よくなったという答弁ですね。確かによくなっていますが、各市町村もみんな実質公債費比率よくなっているんですよ。これは数字の何かマジックだと思うんですよ。そういう中で旭市が幾らよくなった、よくなったといったって、54市町村で51番目ですか。ですから位置付けとしては全然よくなっていない。ほかもよくなっているんですよ。そういう中でどう思いますか、これ。よくなったって言えますかね、本当に。全部上がっている中で。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今１点、51番目というお話がございましたけれども、実質公債費比率、県内順位24年度の決算を見る限りでいきますと47番目ということで、昨年から四つ順位を上げたということでご理解いただきたいと思います。

前年度との増減ということでマイナスのポイントでございますが、1.7改善したということでございます。じゃ1.7というのは県内でどのくらいの市町村がそこを超えているかということでごちょっと見てみますと、実際には千葉市を入れて54市町村のうち、1.7を超える改善をしたのは3市町村しかないという状況であれば、市としては少し頑張って順位は上がった

ているのかなと、そのように考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、よくなったといっても、やっぱりワーストなんですよ。特に旭市は合併の中で算定替えとかなんとかあるわけですね。ですから私は、現状維持、よくなったといったら上に来て、今度はトップ10あたりに来て当然だと思うんですよ。そういう中で、あまりこれよくなったよくなったって言わないほうがいいと思いますよ。この問題はそんなにやってもあれですから。

次に、起債残高でございますが、先ほど起債残高、それは基金の問題がありましたが、市は市本体の起債しか言わない。旭市には中央病院というものもあるわけですね。本来ならそこも含めて検討する。それから基金もそこも含めた中でやるのが本当だと思いますよ。

よく病院経営、大変だって銚子市、病院にかなりの繰り出しをした中で、銚子市は財政がおかしくなっているわけですね。もし旭市が、病院経営がおかしくなったら、これは繰り出ししたら財調30数億円では、これは何にもならないと思うんですよ。ですから、その辺を踏まえた中で十分検討してもらおう。そういう中で、今までの合併に伴った算定替えによってかなり交付税が来ている中で、この金額は少ないと思うんですが、私は。どう思いますか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 前段のご質問の中で、合併算定替えの累計額というご質問もございまして、その中では約137億円程度のお話をさせていただいている。基金が実際に25年9月の補正の段階で、20年と比べて68億円程度の増だということ。年度が若干違いますので、そのことの比較はできないわけなんですけれども、ただ、災害がある中でしっかり災害対応もして、しかも合併後の財政需要、さまざまなものがあつた中で、それらに対応して、さらに積み増しをしているというこの努力ではございませんけれども、そういう中で何とか積み増しをしていることについてはご理解いただきたいなと、そのように思っております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても皆さん方、国が金無い中で、交付税、交付税、いつまでも親が金無いのにいつも子どもは金もらえんと思っておりますけれども、そんな中で交付税の国からの出口ベースというのは、10年前も今もほとんど変わらないんですよ。それで、国は算定替えにより、また合併特例債云々、そこを保障したら当然その交付税の基準になる単価が下がっちゃうんですよ。シーソーと同じですよ。一つのパイの中で片方が増え

れば片方が減るのは当然。そういう中で将来を、将来って、すぐ先を見据えた検討をさせていただきたいと思います。

この問題は終わりで、あと5番目の中央病院。

まず、1点目の中央病院の経営状況でございますが、7月末で1億2,000万円のマイナスということでございますが、しかし今年職員の共済金絡みがかなり市からも出る、それから納めなくてかなり出の中で、利益が出ると思うんです。だいたいどのぐらいを想定していますか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、本年度の利益ということでございますが、現状では予算書のほうで計上してございます4,500万円の利益、プラス今回の14億5,000万円。あと、6月の中で報告させていただきました繰越損失の2億1,000万円、そちらのほうマイナスになりますので、現状では12億円から13億円の間という形で考えております。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、25年度はかなりプラスが出るということですね。

そうならば当然に病院、利益が出ていますので、職員にまた期末手当を払えると思うんですが、そういう中で病院経営全体で見た場合、今市から約20億円交付税が行っているわけですね。それと同時に市の病院ですから、固定資産税を市はもらわないわけですね。そうしますと、ざっくりで結構ですが、固定資産税がどのぐらいかかるのか。もし払うとなればどのくらいなのか。それから、そこに交付税プラスして、普通の病院だったら交付税も無い、固定資産税なんかも払わなくちゃならないわけですね。そこで経営をプラスにする中で、中央病院はそれらを含めた中で今後どういう経営の改善をしていくのか、お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまのご質問で、どのように経営のほうを今後していくのかということでございまして、申し訳ございませんが、今手元のほうに固定資産税の評価がどれくらいになるかというのはございませんけれども、どのようにというところで今病院のほうでもいろんな取り組みのほうはしてございます。

まず、増収と経費の削減と両面のほうから、まず増収策につきましては、診療単価に大きく影響する手術件数の増加のほうに取り組んでございます。また、新たな診療報酬の加算の

取得などにも取り組んでございます。経費の削減につきましても、委託費の削減を図るなど、病院全体で今取り組んでいるところでございます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 経営状況につきましてはまた後で詳しく聞きますけれども、2番目の市長、公設公営の堅持ということの中で、独法をだいたいの視野に入れているようでございます。先ほどの答弁では、独法以外の今の公営企業全適、一部適用というのは全く考えていないのか。一般市民にすれば、独法というのは公設公営とはちょっとイメージが無いと思うんですね。そういう中で、今後も公営企業全適または一部適用は全く視野に無いのか。その辺お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公営企業全適が視野に無いのかということでありまして、現在、60年間そういった経営状況でやってきているわけでありまして、このことについては昨年末、医師の大量退職というようなことに、そんな中で中央病院を再検討していく時期ではないのかなと、そんなような思いで検討委員会を立ち上げたわけでありまして。

その検討委員会の意見というか、そういった部分の中で集約されたもので、公営企業より、全適よりは独立行政法人のほうがゆとりのある経営ができるんじゃないかと。そのこともありますけれども、この60年の一部事務組合を含めた市立病院としての公営企業全適ということもずっと黒字を出してきたわけでありまして、今私がどっちのほうへ傾いているかというような部分では、これからやはりきちっと市民にも説明をしながら、そしてまた中央病院の職員あるいは市民のアンケート等も十分とりながら、設置者としての役目を果たしていきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、中央病院にあまりにも無関心じゃないんですか。去年の医師退職と言いますけれども、実際問題、合併して以来ですよ。じゃ、中央病院の医者数どうなっているのか。それから患者がどうなっているのか。単年度ではいろいろあるかもしれませんが。しかしそれを十分把握しているのか。この合併以来ですよ。医者数は増えているんですよ。そして患者は減っているんですよ。中央病院は市の病院でしょう。そういう中で、これは十分把握しなくちゃならないと思います。

それと同時に、先ほど市民の意見云々と言うが、はっきり言って市長、じゃ地方独立行政

法人をどこまで理解していますか。それから職員もまた議員も、その問題を理解している人はいないと思うんですよ。そんな中で市民はなおさら分からない。それに幾らどうしますかって言ったら、これは答えが出るはずないんですよ。そのためにも、やはり独法であればどうなるんだと。独法が本当にいいなら、今のいろいろな検討委員会では独法になったら全てバラ色、医者の問題も解決できる、患者の待ち時間も、そういうことを言われているわけです。しかし、本当に独法がいいなら、全ての病院がそれにしているわけなんです、そういう中での独法に対する考え、お尋ねします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに高橋議員から言われるように、独立行政法人になった場合のメリットといいましょうか、特典といいましょうか、改善といいましょうか、そういったものがどれだけ実を結ぶのかなということについては、私自身はさほど理解をできない部分があります。ただ、それと同時に独立行政法人のほうで、先ほども申し上げましたように、単年度予算にとらわれない財政運営、そしてまた柔軟な人事制度というようなことの中で、やりやすいといいましょうか、事業管理者あるいはまた中央病院の幹部の皆さん方がやりやすい状況は作れるのではないかなと。

それと同時に、やはり議会、市が、行政が関与するわけでありまして、中期目標を立てながらそれを議決しなければならないということと、あと評価委員会が年に2回くらい、行政で選任をした評価委員会を作るわけでありまして、それが独立行政法人発足のときの契約といいましょうか、そういった部分で赤字を出したら即交代してもらうよというような部分も含めながらやっていけば、今よりもっと行政がきちっと検査できるのではないかなと、そんなようなことも含めて、私自身は最大限の独法に対する理解、そういったものを今努力しているところでありまして、これは独法というような部分、市民に本当にどのように理解をされているのかというのは未知数でありますし、市民が本当に独立行政法人というような部分が、本当にこれからある程度いろんな機会を通じて知っていかなければならない部分でありますので、そういった部分も含めて、そんなに簡単にすぐできるということには私自身も思っておりませんので、ひとつこれからも、議会もいろんな部分で独立行政法人についてきちっと把握をしていただきながら、最終的には議決でありますので、そういった部分もよろしく願いをしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋議員、（3）とダブっているところもありますが、3でいいですか、

今。

(発言する人あり)

○議長（日下昭治） 2ですか。じゃ最後の4回目ということで。

高橋議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、2番目の具体的な経営の形態につきましては、公営企業だけではなく、地方独立行政法人を含めた経営形態の堅持ということで理解してよろしいですか。

じゃ、3番目の問題に入ります。

3番目、ちょっと先ほどダブってしまいましたが、この考え方についてでございます。

市長もそれから病院長も、独法になったほうが柔軟な経営ができるというようなお話ですが、私としては、むしろ今の公営企業全適のほうで十分対応できると思うんですよ。結局独法になった場合、例えばこの前いろいろありました。医師マンション建設、どこに建てるかわからないものの予算を持ってきて市長に出せば、市長は私も憤慨しましたと。それで予算と。今度は独法になった場合、市長お願いしますとやらなくちゃならないわけですよ。

それと同時に、今いろいろ柔軟といいますか、じゃ市がどれだけ相談を受けて、それに対して病院がどれだけ困っているのか。恐らく無いと思いますよ。病院独自でやっている中では。むしろ私は公営企業全適のほうがいいと思うし、それで公営企業になったからといって、最後の尻拭い、それは市がしなくちゃならないんですよ。そういう中で私はむしろもっと、やはり病院は市のものだという中で、公営企業全適であろうと一部適用であろうとやるべきだと思いますが、それに対して市長はどういうふうに考えるのか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 予算が、市長ぜひお願いしますというような部分で病院のほうから来るということは、私の理解ではちょっと違うかなと。中期目標の中で、3年度から5年度の中期目標を立てるわけでありまして、単年度予算というのが無くなるということで、その中でその範囲の中で事業をしていくということが建前だと私自身は理解しておりますけれども、その中期目標については議会も行政の執行部のほうも認識をしなけりゃならないと、議会では議決をしなけりゃならないということでありますけれども、単年度の予算・決算ということはないということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは全て単年度の予算でも計画でもあって、そこに長期の予算、目

標が出ると思うんですよ。それはちょっと市長、おかしいんじゃないんですか。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 中期目標それから中期計画、やはり3年から5年というスパンでの枠組みを組みます。ですから、今市長が言われたように、1年1年の単年度予算に縛られないというような運用ができるということになっております。

以上です。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局それがあって、縛られないとかなんとか、それは皆さん方の言葉ですが、まず単年度があり、複数年年度があるわけですよ。その辺誤解の無いようにお願いしたいと思います。

じゃ、次の問題に入ります。

経営に市長が意識を持った人を任命するということですが、中央病院の人間関係が全く分からない中で、市長一人であれだけの予算、そして人員がいる中で、果たして任命できるかどうか。そういう中で、任命権者は市長で、これは問題無いです。誰を例えば事業管理者にするか。これは大学だって同じ。大学の学長を決めるときは選挙とかみんなで決めるわけです。会社だって同じです。それと同じで、ある程度のメンバーをそろえた中で私は決めるのが本当だと。そうでなくちゃ、市長、あまりにも責任が重過ぎるんじゃないかと思うんですよ。それ、市長の答弁をいただきます。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに高橋議員の言われるとおりでありまして、私には荷が重過ぎるということもありますので、各方面にわたってのいろんな有識者の皆さん方と相談をしながら任命をさせていただきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、設立者、昔とは違いますよね。市になったわけです。そういう中で、まるっきり昔の一部事務組合、それと変わった中でそのまま踏襲する必要はないと思うんですね。やはり今は今の状態の中で決めていく。そしてまた、やはり餅は餅屋という。医者が、前の諸橋さんであればこれだけでした、中央病院これだけ、しかし医者は医者、経営は経営、やっぱりそこで餅は餅屋であると思うんですね。その辺十分考慮

した中で、あまり市長が責任を持たなくてもいいような、責任持たないといったらこれはおかしいですけれども、やはり旭市の中央病院として、これからも盤石な経営体制にできるような経営者を選んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（日下昭治） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（日下昭治） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１２番 滑川公英 登壇）

○１２番（滑川公英） 高橋議員の後で、ちょっとやりづらいんですけども、12番、滑川公英。

平成25年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

東日本大震災の復旧・復興に悩む日本に、明るいビッグニュースがもたらされました。2020年東京オリンピック・パラリンピック誘致の成功です。56年ぶりの快挙です。大変おめでとうございます。7年先の五輪ですが、これを機に日本が明るいムードになれば景気の改善につながり、東日本大震災の復興、デフレからの脱却に弾みがつくことを切望し、旭市でも食材の宝庫を売りにした五輪のキャンプ地誘致等をぜひ実現したいものです。

では、1番目として旭市長の政治姿勢について。

7月の旭市長選において、対立候補を大差で破り、過去4年間の市政運営が信任されました。おめでとうございます。1期目の6分野30項目についての80%以上は実行・実現と自己評価しております。市長の政務報告でも少し今後について触れておりますが、今後4年間の市政目標についてお示し願いたいと思います。

2番目として、ちょっとこれ、ただのソフトになっていますけれども、パソコン基本ソフト、OSです。この終了について。

今も多くのパソコンでマイクロソフト社のOSが採用されています。2002年に市販されたウィンドウズXPが、いまだ2,000万台以上使用されている現状です。XPについてマイクロソフト社のサポートが2014年4月9日で終了し、サイバー攻撃、脆弱性によるウイルス感染、最新の周辺機器が使用不能、問題発生時のサポートなし、ソフトウェアをインストールできない等の影響が出ます。既に企業は対策を急いでいます。そこで、旭市の（１）として、

教育現場での対応。（２）として、行政機関の対応についてお尋ねいたします。

３番目の、再生可能エネルギーについて。

（１）再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が24年７月から始まりましたが、旭市では太陽光、風力、バイオマスが実現可能と思われます。全国では太陽光発電事業が断トツに整備されつつありますが、各道府県、地方自治体で土地リース、屋根貸し、自治体の土地に自前で設置等、取り組んでいる市や県が増加しておりますが、前回質問したように、千葉県北東部の有数の土地持ち自治体の旭市では取り組まない理由をお示し願いたいと思います。

（２）として、旭市でも既に取り組んでいる民間企業がありますが、耕作放棄地を使う事業は、農地法の関係で断念せざるを得ないのが実情です。農業振興法と除外地、第一種農地と第二種農地について、転用の説明を事務局に求めます。

４番目として、行政監査について。

８月の臨時議会で人事案件が成立いたしました。代表監査委員も再任されました。旭市は一般会計、特別会計、企業会計合わせて歳入総額が827億円強です。近隣の市と照らし合わせて巨大な歳入規模ですが、旭市の代表監査の月額報酬は４万9,000円だそうです。ほかから比べるとすばらしいコストパフォーマンスだと思います。近隣の市の歳入と代表監査の月額報酬はどのようになっているのか、お示し願いたいと思います。

５番目として、食彩の宿いいおか荘について。

昨年７月までの解体が凍結になり、解体予算が廃案になり、３階屋上が避難所に復興交付金事業採択、プロポーザルで２階・３階の営業をみやぎ蔵王高原ホテルに貸付先が内定したわけですが、契約において貸し主の権利の強い定期借家制度か、それとも今までの借家法での契約なのか、お示し願いたいと思います。

１回目の質問を終わります。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、市長の政治姿勢ということでお答えをしたいと思います。

７月の市長選挙の折にも、選挙広報やチラシ、リーフレットなどで、まちづくりの目標・約束として、これからの市政運営の核となる取り組みについて述べさせていただきました。また、去る８月８日の臨時市議会の開会挨拶、今定例会の政務報告でもお話ししております。

が、まずは東日本大震災からの災害復興に取り組み、被災された皆さんに安心して安全な生活に戻っていただくという責任を果たしたいと考えております。

そのほか、旭市の将来の発展に向け、人口減少対策や医療・福祉、食、交流の郷づくりのさらなる充実に取り組んでまいり所存であります。中でも産業発展の起爆剤として、道の駅はぜひ成功させたいと思っております。そして、地域間の交流の大切な動線であります道路整備、特に飯岡海上連絡道、中央病院アクセス道の広域農道までの進捗・整備、南堀之内バイパス等、地権者に協力をいただきながら早急に完成させていきたいと考えております。また、これまで進めてまいりました行政改革の一層の推進を図らねばと考えております。そのためにも、市役所庁舎の建設は不可欠であり、本格的に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民一人一人が固いきずなで結ばれ、合併してよかったと思えるまちづくりを目指し、市政を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（日下昭治） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから2番の（1）パソコンソフト終了における教育現場の対応について回答をさせていただきます。

平成26年、2014年4月9日をもってウインドウズXPのサポートが終了となりますが、市内小・中学校に整備されておりますパソコンについては、対象となるウインドウズXP製品はありませんので、対応は必要ございません。しかしながら、この後の平成27年度におきまして教職員用のシンクライアント、これは412台ございますが、これにつきましては、平成28年1月12日にサポート期間終了を迎えるため、その対応が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、同じく2番の（2）行政機関の対応についてということで回答させていただきます。

現在、企画政策課で管理しているパソコンですが、全部で700台あります。このうちの668台は既にウインドウズ7となっており対応済みです。残りの32台につきましては、今年度中にソフトのバージョンアップや機器の更新で対応いたします。ウインドウズXPの製品サポートの終了までに、全ての該当パソコンについて機器の入れ替えとサポートが継続している

ソフトへアップグレードし、セキュリティレベルの維持に努めてまいります。

以上です。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、再生可能エネルギーの関係で、旭市の取り組みにつきましてご質問がございました。特に、取り組まない理由ということでございます。

取り組まない理由でございますけれども、現実には何度かご質問いただいて、それにお答えしている中では、施設等かなり老朽化しているものが多いということで、まとまったものは難しいのかなということで、耐震性の面からも建物等は難しいという状況を一度お答えしていることです。それとあと土地のリース、確かに土地は相当あることはあります。ただ、その土地につきましては、一度お貸しすると少なくとも20年単位での貸し付けになる。そうすると長期でそこを占有してしまって、その先のことが見えないというところもございまして、ちょっと踏み出すところが少しためらわれると。どうしても慎重にならざるを得ないという状況がございました。

確かに、手持ちの資産を有効に活用して少しでも歳入確保に努めるということは、これは重要なことだと思います。その辺は認識しておるわけでございますけれども、具体的に踏み出せない理由というのは、そういうことかなと思っております。

○議長（日下昭治） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高木寛幸） それでは、一種農地等への農地への転用の説明ということで、農業委員会のほうから説明させていただきたいと思います。

農地に再生可能エネルギー発電設備、これを設置する場合につきましては、農地転用許可を受けてその後設置することとなっております。この場合、転用許可が出る農地につきましては、第二種農地または第三種農地が対象となります。

旭市内での許可の状況につきましては、平成24年度は6件、平成25年度は8月までに2件の転用許可を受けております。この8件全て農振農用地域外でした。農振農用地域内であれば、まず除外が必要ということになります。また、生産力の高い第一種農地におきましては、転用が原則不許可となっております。不許可となっておりますが、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空部分に太陽光発電設備等を設置する場合につきましては、その支柱について一時転用許可の対象となります。この場合、農作物の品質ですとか単収をはじめといったしまして、営農の適切な継続が確保されることが必要となります。この件につきまして旭市内での申請はまだありません。

転用の許可につきましては、県許可ですので、それぞれのケースによりまして状況が違います。県と協議しながら進めていくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 4番目の質問でございます。

近隣市の歳入総額と、これは平成25年度の当初予算でお答へ申し上げます。あとは、代表監査委員の報酬月額についてということでした。

旭市のほかに、五つの市ほど申し上げたいと思ひます。

成田市817億円、7万5,000円です。こういった言い方で申し上げます。

香取市559億円、5万7,000円。銚子市445億円、7万6,000円。山武市342億円、5万2,000円。匝瑳市277億円、4万5,000円。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうからいいおか荘につきましてのお尋ねがございました。旧食彩の宿いいおか荘、旭市の貴重な財産でございます。この貴重な財産、今回民間に貸し付けしたい、そういうようなことで議案の提出を行ったわけでございます。仮に、議会の同意をいただきまして、後には契約の手続きに入るわけでありましてけれども、慎重に市の不利益にならないような契約に努めたい。その中で、議員からお尋ねのありました平成12年3月から導入されております定期借家制度、これも視野に入れまして契約に臨みたい。そういうふうに考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 申し訳ございません。先ほど私、最初に歳入予算額、例えば成田市817億円、あと7万5,000円と申し上げたのが代表監査員の報酬月額ということですので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 市長の市政目標というのはだいたい分かりました。何回も聞いておりますけれども、大きく分けて4点、5点ほどありますが、その予算措置といつごろまでにやるかというのをできれば、まだ4年残っているわけですから、その中で具体的にこの場でお

示し願えればと思いますが。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 具体的な目標といいたいでしょうか、そういった部分は当然この４年間でやっていかなければというように思いで、公約といいたいでしょうか、約束事でありますので、その期間の中ではぜひやっていきたい。ただ、道路とかそういったものはやっぱり地権者との関係もありますので、その辺は多少期間がずれるのかなと、そんなようなところもありますし、行政改革の中での予算の問題、私がやりたいと言っても予算がつけられないというようなこともあるのかもしれないので、今後慎重に庁内でも検討しながら、優先順位をつけながら自分の目標に向かって頑張っていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） ぜひ優先順位をつけてやっていっていただきたいと思います。

先ほど先輩議員の高橋議員がおっしゃっていましたが、旭中央病院の事業管理者のことなんですけれども、来年の３月いっぱいに取りあえず任期が切れるわけですが、市長としては先ほどの答弁だけなんです。それとも、例えばこの前の検討委員会の中で長先生が言っていましたけれども、そのような中央の見識家、そういう方々の話も聞いて選考していくのか。それとも地元だけでやっていくのか。その辺も、もうすぐ話が出てくるわけですから、ぜひ市長の考えをお示し願いたいと思いますが。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 質問の趣旨の中には入っていないような感じがありますけれども、その点につきましても、当然来年３月、事業管理者が任期ということでありますので、視野に入れていかなければならない一つの任務だと思っております。先ほど高橋議員のほうへ答弁をしたように、今の時点では自分一人では本当に荷が重いというようなことの中で、いろんな方々に、有識者の方々に相談をしながら、来年の３月まで検討していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） 最重要項目の多分、市長は除いたんですけれども、今までも私は言っていますけれども、医師不足とか、それから診療待ち時間とか、そういうことでは今一番市

民が注目していることなもので、重点項目に無かったので質問したことでありますけれども、その辺のことも、これからの病院にかかる皆様のためにも、ぜひ公明正大な人事をお願いしたいと思います。では、1番目はこれで終わります。

2番目につきましては、対策を十分にとっていくということですので、これは飛ばします。

3番目です。再生可能エネルギーについては、やはり先ほど先輩議員の高橋さんが言いましたように、じゃ本当にやったのかと、行政改革をしていたのか。例えば土地についてはほとんど塩漬けで8年間もしているわけですよ。だったらもうちょっとしみじみやるべきじゃないのかと。それに、例えば太陽光発電に適した土地もいっぱいあるわけですよ。ただ20年がというのであれば、それが言い訳になっているんじゃないですか。

香取市でも、今年の3月に3.5ヘクタールで4,000万円ほど、財政にプラスになるような方向で動いていますよね。千葉市でもそうです。南房総市でも。県内ではそういうことでやっていますよ。例えば千葉市だと、100平米で1万円くらいの賃貸料を取って屋根貸し事業と。やらない手は無いと思うんですよ。今回でも、財政課長は古い建物が多いと言いましたけれども、新しい建物もたくさんあるわけですよ。ところがそれを、ただ太陽光発電やっていますよくらいのことしか乗せていないというのが現状なんですよ。もうちょっと行政が動いているのが全て税金なんですから、行政がお金をもうけたからといって、要するに税金の足しにしたからっていいわけじゃないですか。コストパフォーマンスがありさえすれば、危険性が無い、安全であれば、やはり採用することも考えていてもらいたいと思いますが、行政改革からどう思いますか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 行革ということで振られたわけなんですけれども、私のほうで1点お答えさせていただきます。

確かに県内、県のほうが新エネルギーの関係を推進しております。県も太陽光については、富津市・君津市で大規模なものを取り入れている。これは企業庁のほうが実施して、今後、来年ごろですか、稼働するような方向でいっている。新しい建物は議員ご指摘のとおり、確かに今、少しでも電気代の足しになればということでやっていることはやっています。ただ、それを積極的にということだと、確かに少し行政が危険を冒してもというところも現実にあるんですけれども、そここのところの境目というのは非常に難しいところもありますので、

やはり全庁的に議論を進めていく必要があるんだろうと思います。確かに貴重な財産、土地等は市民全体のものというところもあって、慎重過ぎる嫌いというのはあるのかもしれませんが。ただ、少なくとも誰もが納得できるような形で進むというのも一つあると思います。今日改めてまたご指摘いただきましたので、その部分については全庁的な議論を一回してみたいと、そのように思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 私は何も太陽光事業だけと言っているわけじゃないんですよね。要するに塩漬けになっている土地が8年間もあるのにもかかわらず、何もやってこなかったこと自体がおかしいんじゃないのかと。その一例として太陽光はどうですかと言っているだけの話なんですよ。その辺はもうちょっとしみじみ検討していただきたいというのが、財政課長に答えてもらえと言った覚えは無いんですけどもね。

もう1個、先日安倍総理は9月8日の記者会見で、原発のシェアを低下させ、再生エネルギーのシェアをアップすると発言されております。今3市で建設しようとしているごみの焼却場なんですけれども、燃焼方式がシャフト炉で採用されるような雰囲気になっていますが、今このような話の中であれば、例えば発電についてはどのような出力をそこで採用していくのでしょうか。今からのことですから、当然そのような発電を主眼にしたごみの焼却場というのは、当然のことだと思いますが。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） その点につきましてはまだはっきりと決まっておりません。最終処分場の選定委員会がございまして、またその辺で検討すると思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

4月に実際にはシャフト炉の方向で採用するんじゃないかと言われていましたけれども、明智市長はそれを遮ったというような話を聞いておりますので、ぜひ今の時代に合った採用、例えば発電を主にした、そういうこともぜひこれから考えていただきたいと思います。

（2）なんですけれども、県はソーラーシェアリング事業についてモデルにはなっているんですよね。旭市ではまだ全然やっていないし、なおかつ、作物もどのようなものかというのが分かっていないんですけども、例えば旭市でそのようなことができるとしたらどのよ

うなものができるか、農水では検討したことがあるんでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 検討したかといえませんが。ただ、全国の事例を見ておりますと、いわゆる農業用の発電ということでの事例を申し上げますと、例えば土地改良区での小水力発電、あるいはこれは酪農家の皆さんが共同でやっております太陽光発電、それらを経営の中の電力に使用しているという事例は聞いたことがございます。旭市では、まだ農水産課としてはございません。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） ぜひ県のほうともタイアップしていただきまして、例えば普通の野菜とかそういうものであれば、スリット型にして半分くらいの能力しかないんですよね。ですけども、下に作る作物については、何も太陽光やらないところの8割の売上げが3年間続かないと駄目というような規定になっていることなんで、本当にそれでいいのかなと。農水省は規制するし、資源エネルギー庁、経済産業省はどんどん進める。政府の中でも綱引きをやっている、バトルをやっているということなんで、その辺は我々みたいな農業地域の中で、要するにもう農業ができない耕作放棄地、特に田んぼよりも畑の耕作放棄地というのは無理なところがたくさんあると思うんですよね。そのことにつきましてやはり行政の側からも、例えば県とか国にやっていることがおかしいんじゃないかと、そういうような情報発信も必要ではないかと思います。

そのことによって、農業経営に対するソーラーシェアリングと同じように、発電したことによって農業経営を助けるということであって、これはTPPによって農業が危機的な状況になると言われていますけれども、農業をやっていく人にとっては、そういうことを導入することによってプラスになるわけですから、ぜひそういうことにつきましても情報発信を、千葉県で一番の農業生産額を誇る旭市ですから、やっていただきたいと思うんですが、行政としてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、我が課のほうは経済産業省とのかかわりということなので、推進をする立場ということで回答をさせていただきたいと思います。

今議員からありましたように、実はこの再生可能エネルギー、いろんな規制がございます。

今議論のありました太陽光発電、これだけでも土地の取引あるいは土地の造成、さらには土地利用、事業認可、そういうようないろんなもろもろありまして、56項目クリアしないと実はなかなかできないという、そういうような手続きにいろいろ今問題があるというのは承知しております。

県庁内には、新エネルギー振興室という商工労働部の中にございます。この中でも、今日議員からありましたように、耕作地として利用が困難な土地を利用した農業資源活用モデル事業、さらには新エネルギー施設を観光景観としての活用を進めよう。そんなことで観光地活性化モデル事業、こういうことを現在進めております。

こういうような中で、ぜひ現場の声をこの法規制の緩和、あるいは各種補助制度の創設、そういうことを担当課のほうに申し入れしていきたいなど、そういうふうに考えています。

1点だけちょっとご報告させていただくと、まさしく議員のほうからありましたように、声を出さないとなかなか変わっていかないと。その大きなものが日曜日のある新聞に、先ほど農水産課長からありました小水力発電という事業がございます。この旭市は平たんであまりなじみは無いんですけれども、傾斜地のほうへ行きますと大きな発電効果がある。ここの小水力発電、今まで許可制であったものがなかなか前へ進まない。そんなことで現場からの声をいろいろ届けた中で、国が制度改正をして、これは河川法を改正するわけですが、今回は登録制にすると。そんなことで、議員から言われましたいろんな声を、まずは公務員のルールとしまして千葉県庁、ここに届けていきたい。そういうふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 農水産課長、答弁ありますか。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 議員おっしゃいます耕作放棄地ということでございますが、確かに遊休農地という部分はございます。ただ、農業委員会の判断は、その農地全てが再生可能との判断をしてございますので、耕作放棄地はないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

畑については、現実には耕作放棄地というのはなかなか原状には復帰しないというのは、誰が見ても明白なことなんで、その辺につきましては、規制緩和というのは絶対必要ではないかと思って発言しておりますので、ぜひ国や県にも情報発信をお願いしたいと思います。

そういうことでお願いいたします。

4番目の行政監査のことなんですけれども、月額監査報酬というのは、断トツにコストパフォーマンスがある旭市なんですけれども、これは改定するとか、代表監査の副監査を増員するかという考えは、行政としてはお持ちなのでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 監査委員の問題ですけれども、確かに800数十億円に上る予算規模を持っている旭市が、2人ということの現状のままでいいのかという部分、今庁内で検討しているところでありまして、その結論を3月議会くらいまでに報告したいなと、そういった部分で今検討しているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 6月議会でも、私は中央病院の監査については、医療監査に精通している中央の監査法人に委ねるべきではないかと質問をいたしましたけれども、検討するとの市長の答弁がありました。今も答弁でもそうですけれども、その場合、3月までと言いましたけれども、じゃ条例改正をして同じ金額でいくのか、その辺もお伺いしたい。

それと、先ほど高橋議員がおっしゃった、このままの制度のままの全適でいくのか、それとも地方独法化した中でやっていくか。その辺の兼ね合いもこの監査法人の増員にはあると思いますので、それも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 当然3月ころまでには条例案を出しまして、監査については結論を出していきたい、議会にかけたいと、そんなように思っております。

それと、独立行政法人と公営企業全適の問題については、まだ8月、検討委員会の検討結果が出まして、その後私も選挙がありまして、なかなか取り組めないでいたわけでありますので、これからきちっと市民サイド、そしてまた病院サイド、そして議会サイドの皆さん方に理解をしていただくといいでしょうか、どっちがいいのかというような部分で、それも含めながら検討していただきたいと、そういうような段階でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、よろしくお願いいたします。

では5番目なんですけれども、聞き間違えちゃったのかな、定期借家制度でいくのかな、それとも普通の借家制度でいくのかな。いいおか荘について。

(発言する人あり)

○12番(滑川公英) 定期、はい、分かりました。

(発言する人あり)

○12番(滑川公英) ならない。

(発言する人あり)

○12番(滑川公英) 不動産のよく知っている大先輩が、定期借家制度は使えないと言っていますけれども。

改修費が2,250万円プラス行政側の改修費が8,300万円で、計1億円からの改修費です。昨年度プロポーザルで参加したグロリアの5,000万円の改修費の倍。商工観光課の示した2億円以上の半分。これで検討委員会が納得したのでしょうか。借り入れて改修費を払うということは、匝瑳市の望洋荘が年間リース料が240万円で営業しています。いいおか荘は、市が修理費を全部払うとなれば、年間225万円のリース料を取ると同じような関係になるのではないかと思います、行政のほうはどのように思っているのでしょうか。

○議長(日下昭治) 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(堀江隆夫) 今議員のほうから改修費のご質問がございました。当初、商工観光課の中で2億円とかいろいろ改修費があったかと。あれはあくまでも改修費ということじゃなくて、当時の被害額ということで私は聞いております。例えば、駐車場等に亀裂が入った。これは新たに直した場合とか、そんなことであくまでも直すということじゃなくて、被害があった金額ということで聞いております。

今回は、ご承知のようにいいおか荘、市が直すんじゃなくて、直接使っていただく方に自分たちの使っていく部分については直していただく。そういうことで今回公募をさせていただいたわけであります。

隣の匝瑳市にありますのさか望洋荘、ここは大きな被害が無くて、その時に貸したわけですので、現時点で月額20万円ということで聞いております。今議員からありましたように、年間240万円。ただし、市のほうにお金が240万円入りますけれども、大きな修繕、これについては市の負担ということで聞いております。

そんなことで、どちらの選択がいいかはちょっと別にしまして、今回いいおか荘の再建に

つきましては、使っていただく方に直していただく。そんなことで、ここの部分が今回の、担当課としましてはこれが一番かなと、そういうふうに今回考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 東北3県の観光事業関係者の中には、営業を再開せずに福島原発の風評被害で悠々と暮らしている方もあったやにマスコミの中では報道されていますが、それから比べると、今回のプロポーザルで内定した業者の経営方針を見ますと、公益性を重視し、地域に貢献する企業とうたっています。補償金を総売上げに加えても、とても元の営業額には達しませんが、それはどこでも同じだと思いますが、その中で東日本大震災後も地域のためという検討していることを、やはり検討委員会の中では評価したのではないかと思います。一つだけ懸念がありますが、合同会社のちょっとした説明をお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 相手方、今回、今契約をしようとする相手方の経営体のご質問にありました。まさしくなかなか宮城県、人が観光に来てくれないという、前回あるところで言いましたように、福島を通してなかなか東京の人が来てくれないという。ただ、現時点ではだいぶ元の姿には戻りつつあると。ただ、その戻りつつあるのも、実は現場でのいろいろな努力というようなことで、阪急交通社というところとタイアップを組んで格安のパック旅行を仕組んだり、あるいは近隣のお湯をめぐるツアーを仕組んだり、そんなことで今回こういう業者が手を挙げてくれたということで、実は選考委員会の中では期待が持てるんじゃないかなと、そういうことで選考したというふうに理解をしております。

今お話がありました合同会社、一口に言いますと、できた背景が、先般言いましたように研究機関と資金力のある会社、ここが手を組んでと。資金力が無いとなかなか作った製品が前へ行かない。そういうようなことで資金を出すところとノウハウを出すところ、これが組んで合同会社を作って、その代わりにもうけた利益についてはみんなで分配しましょうと、そういう仕組みだということで理解をしております。

今回は、いろいろ株式会社社長という立場じゃなくて、あくまでも社員の代表というようなことで、職員と一緒にこの施設を盛り上げていこう、そんなことで聞いております。

以上です。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 合同会社は、平成18年に有限会社が設立できなくなったということで、ベンチャー企業とか会社を起こす人に有利な方向でということで、国が作った制度なんで、例えば社員が1人で全額出資を持つというのも、結構今、合同会社が一番多いんですけども、その中で1人でも100%出資を持っているというところがだいぶ多くなっていますので、その辺で皆さんも疑われるところもあるかもしれませんが、それはベンチャー企業という方向で、国のほうが認めた制度だと思いますが、行政のほうではそれをどのように見ているのでしょうか。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） すみませんでした。私がちょっと説明不足を今議員に補っていただいたような感じで、まさしくそのようなことで聞いております。間違いの無い会社というところで我々は理解しております。

○議長（日下昭治） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時30分

○副議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○副議長（景山岩三郎） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（2番 飯嶋正利 登壇）

○2番（飯嶋正利） 2番、飯嶋正利です。

平成25年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。私は今回大きく3点ほど質問させていただきたいと思います。

1 点目、市長の政治姿勢についてということで、先ほども滑川先輩のほうがいぶ長くやっていたいたんで、その辺のところも含めて（1）番、2 期目がスタートして、今後の4 年間の重点政策についてということで、市長のほうにお聞かせいただきたいと思います。

2 点目の（2）番、選挙公約について、これも一番目と併せてお答えいただきたいと思います。

（3）番、復興についての取り組みはということで、復興について目に見えるものと目に見えないもの、例えば農業問題につきましても、海岸沿いは震災で津波や液状化におきまして、農地・施設とも大きく傷んでおります。今後の農業振興策のようなものも併せてお聞かせいただきたい。このように考えております。

大きな2 番、都市計画について。

（1）都市計画の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

（2）番、合併後の都市計画税の収入について、どのくらいの額になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

（3）番、都市計画税の市民への認識についてということでお聞かせいただきたいと思います。

（4）番目、旭市全域を都市計画区域にするのかということをお聞かせいただきたいというふうに考えております。

大きな3 番、保育所について。現在の保育士の正職員と臨時職員の人数についてお知らせいただきたいというふうに思います。

（2）番目、長期の臨時職員の処遇・待遇についてお聞かせいただきたいというふうに考えております。

（3）番目、年齢別措置児童に対しての保育士の配置についてということで、もちろんこれは国の基準があると思うんですが、それについてお聞かせいただきたい。現状についてお知らせいただきたいと思います。

（4）番、児童の給食について。これについては、今アレルギーの子どもが非常に多かったり、いろんなアレルギーがございます。それについての対応策というようなものを、保育園として講じているのか、お聞かせいただきたい。

（5）番目、災害時の備蓄について。保育園は原則として災害があった場合、親御さんが迎えに来るとというのが原則ではあると思うんですが、保育所の備蓄についてもお聞かせいただきたいというふうに考えております。

(6) 番目、保育士等の採用についてということで、今年度より再任用の制度があると聞いております。保育士についてもどのように考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

1 回目の質問は以上で終わりにします。再質問は自席で行います。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、市長の政治姿勢についてということで答弁をしたいと思います。

2 期目の重点政策ということで、先ほど滑川議員のほうへもお話をいたしました。大きな目標としまして三つほど掲げてこれから市政を進めていきたい。まちづくりを進めていきたいと思っております。何といても最大の責任といいましょうか、この4年間で成し遂げなければならないことは災害復興ということであります。細かいことにつきましては、2 番目の選挙公約ということでもう一度お話をしたいと思います。

二つ目には、全国どこでも進んでおります人口減少対策。人口増につながる、そういった部分での政策をぜひやっていきたい。そういった部分で人口減少対策をメインにしたいと、そんなように思います。

もう一つは三郷構想であります。これは前の市長からもずっとまちづくりの基本に、リーディングプランにしているわけでありまして、医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷づくりをさらに充実をしていきたい。そんなように取り組んでいきたいと考えているところであります。

2 番目の選挙公約ということで、今掲げました問題について細かく目標を約束させていただきました。まず、災害復興でありますけれども、被災者の生活再建ということで、いろいろこの生活再建についてはあると思います。先ほど議員からお話がありましたように、目に見える形での災害復興、あるいは見えない形での災害復興、両方あると思いますが、目に見える形での災害復興ということでは、インフラの整備でありますけれども、海岸の防護施設、これは県の事業でありますけれども、市有地の防風林もあります。そういった部分では、27 年度いっぱいには防護施設を完成するというこの中で、ぜひ県と協力しながら、予算をつけながらやっていきたい。

防災林の防護施設は、今回建設課、農水産課の本当に精力的な活躍の中で、いろんな残土

の確保もできているようなところでありまして、市の防風林は順調に今進められているところであります。また避難タワー、今年2基計画をしているわけでありすけれども、タワーの早期完成、あるいはまた避難道路、このことについてはいろいろと復興庁にかけ合っているところでありますけれども、なかなか避難道路としての認定は、査定は厳しいというようなことの中で、ぜひ1本でも進めていきたい。そんなように今交渉をしているところであります。

見えない形での生活再建の支援ということでありすけれども、これは継続的にやっております、災害復興のためにいろいろ整備をしていくための利子補給、あるいはまた中小企業再興支援金といいましょうか、グループ補助金を国でやらなかった分、今回も議会に補正予算で通していただきましたグループ補助金の3,000万円、それに今後ともそういった部分であれば、希望があればやっていかなければならないのかなと。

また、本当に一番大事であります防災教育や津波教育の充実といいましょうか、小学校・中学校でのそういった教育を、きちっと子どもたちに教えるということが大事だ。そんなような思いの中で、このことも教育委員会の中でぜひ継続してやっていただきたいなど。そしてまた津波避難訓練、総合防災訓練、そういったものも充実、発展をさせていきたいと、そんなように思っているところであります。

地域経済の再興ということで、これは経済の起爆剤といいましょうか、そういった部分で道の駅をやっていききたい。また、在来企業への支援といいましょうか、今企業誘致というのが非常に厳しいような状況の中で、今ある企業に対する支援策、そういったものをどんなものができるのかなということも、ぜひこれからやっていきたい。そんなように考えているところであります。

災害復興ということで、本当に想定外の大災害が私の任期にありました。2年半そのことに本当にいろんなスケジュール、頑張ってきたつもりでありますので、この責任はぜひ自分の任期の中においてきちっと災害復興をしていきたいと、そんなように思っている次第でございます。

また、人口減少対策ということの中で、いろいろこれまでも進めてまいりました定住促進奨励金の助成、このことについても少し拡充していければなど、そんなふうに今考えているところであります。また、中学校3年生までの子どもの医療費の無料化、今300円もらっているところの、そのことについて無料化の方向で考えていきたいと、そのように思っている次第でございます。出産祝金の拡充、これも少子化対策にはぜひ必要であると、そんなよ

うな思いの中で、出産祝金の拡充。そしてまた第3子保育料、幼稚園保育料の軽減、無料化に向けての軽減をしていきたいと、そのように思っているところであります。

また、教育、子育て世代への支援ということで、若い両親、そういったものの子育てに対する不安、そういったものを本当に相談センターやら子育て支援センター、そういったものを充実していきたい。そのようにも思っているところであります。

医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷づくりということでもありますけれども、医療・福祉の郷は、当然旭中央病院を核とした医療体制、医療連携、そういったものを横断的に検討していかなければ。そんな中で持続的、安定的な中央病院の確立をしていきたいと、そんなように考えている次第でございます。

道の駅の早期完成は先ほども申し上げましたように、27年10月にオープンしたいと、そのように思っております。

文化、スポーツ、まつりの開催を、これからも支援していきたい。人間の力といいましょうか、人間の心はやはりまつりやスポーツ、そういったものを通じて勇気と元気そしてにぎわい、そういったものが作られるものと、そんなように思っているところでありまして、今回のオリンピックの招致が本当にいい機会でありまして、国民が本当に希望を持てるこの7年間、その先もそういった部分で少しは波及をしていける。そんなような中で旭市もぜひそれに乗って、あやかって頑張ってまちづくりを進めていきたい。

昨日もいろいろな要人と会いましたけれども、そんな中で国のほうの方にもぜひそういった旭市もオリンピック誘致に乗り遅れないような形でやっていきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと、そんなことを要望してきましたので、皆さん方にもいろんな部分でこれからもご意見を聞かせていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私からは、2番目の都市計画についてのうち（1）と（2）についてお答えいたします。

（1）の都市計画の進捗状況についてですけれども、都市計画は都市計画法やその他の法律に基づいて適正な制限または誘導のもとに農林漁業との調和を図りながら、災害に強い健全で文化的な住みよいまちづくりのための計画であります。旭市総合計画においても、新たに都市計画を定めるとしており、これを受けまして市町村の都市計画に関する基本方針であります旭市都市計画マスタープランは、平成22年3月に完成いたしました。この都市計画マ

マスタープランに基づきまして、新市における都市計画の見直しを実行するため、建築物の実態調査及び道路調査等を開始いたしましたけれども、平成23年3月の東日本大震災により震災対応を優先しまして、見直し作業は一時中断しておりました。

現在は調査を再開するとともに、都市計画区域変更の決定権者であります千葉県との協議を進めているところであります。今後、この調査結果に基づきまして地域別の課題や特性等を検討した中で、県都市部局及び農林部局との調整を進め、住民説明会の開催、またその中でのご意見をいただきながら合意形成を図り、議会や関係機関からもご意見をいただきながら、都市計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、（４）全地域を都市計画区域にするのかということでございますけれども、都市計画区域は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、総合的、一体的観点から土地利用のあり方、道路や公園等の都市施設の整備についての計画を策定し、実現する区域でございます。平成24年3月に策定いたしました旭市総合計画後期基本計画においては、「秩序ある土地利用の実現を目指し、均衡あるまちづくりを計画的に進めるため、市全域を視野に都市計画区域を拡大します。」としておりますので、この総合計画及び都市計画マスタープランに基づきまして、本市の都市としての将来像を実現するために、今後、市全域を視野に入れて見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、都市計画についての合併後の都市計画税の収入について申し上げます。平成17年度の合併から平成24年度までに収入いたしました都市計画税は、18億3,232万4,026円となります。また、25年度の収入見込額を合わせますと、総額で約20億6,500万円となります。

続きまして、都市計画税の市民の認識でございますけれども、税務課としましては、都市計画税の市民への説明につきましては、具体的には家屋を新築した場合、増築した場合の調査時に都市計画税の税率等を説明いたして、課税される旨説明をしております。また、ホームページにも市税の一つとして内容を掲載しているところでございますけれども、今後、どのような方法で市民の皆様に分かりやすく周知できるか改めて検討し、実施していきたいと考えております。

4番目の全地域を都市計画区域にするのかというようなご質問でございますけれども、海上、飯岡及び干潟地域が都市計画区域に指定されたとしても、都市計画税を課税するか

どうかにつきしては別と考えます。都市計画税は目的税であることから、市民に受益をもたらす事業があることが前提となります。都市計画税を課税するかどうかは関係各課との協議により決定するものと考えております。また、旭地域につきましては、都市計画事業が継続されておりますので、都市計画税につきましては今のまま課税していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、飯嶋議員の３番目の保育所について、私のほうから（１）、（３）、（４）、（５）についてお答えさせていただきます。

初めに、（１）保育士の正職員と臨時職員の人数についてお答えいたします。

干潟保育所を除く13公立保育所の保育士の人数は、本年８月１日現在で、所長を含め正職員88人です。臨時職員は29人で、別に産休等代替職員７人が勤務していますが、この産休代替等を除きまして、保育士の合計は117人です。臨時職員の割合は24.8%となっています。

次に（３）ですが、年齢別の措置児童に対しての保育士の配置についてお答えいたします。

本年８月１日現在、干潟保育所を除く13公立保育所の入所児童数は、管外からの受託児童を含めて1,065人です。千葉県の条例に定められた保育士の配置基準による保育士数は84人となりますが、本市では、所長を除いて基準を上回る102人を配置しております。

次に（４）ですが、児童の給食についてお答えいたします。

アレルギーのある入所児童は増加傾向にあります。今年度13公立保育所のうち、９保育所で19人の児童が卵、牛乳、魚等のアレルギーということで給食の対応を行っております。保育所入所児童については、まず入所申請の際にアレルギーの有無等の申し出をいただいております。給食・おやつに対応が必要な児童については、入所後保育所長、担任、栄養士、調理員が保護者と面談をし、除去食等について相談しております。加えて、毎月の給食等献立表と材料表を事前に保護者へ配付し、食べられない食材を確認していただき、除去食・代替食で対応しております。

また、入所後、児童が血液検査等を行った場合や、職員の異動により相談の必要が生じた場合には、その都度保育所職員と保護者で面談を行い、情報の共有を図って対応しております。

最後に（５）ですが、災害時の備蓄についてお答えいたします。

大きな地震等の際には、原則として保護者のお迎えをお願いしているところです。万が一

の場合の際の保育所での食料等の備蓄については、各保育所で消耗品費や賄材料費で飲料水やおやつを購入し保管しています。保育所の児童数により異なりますが、飲料水はおおむね8リットルから50リットル、おやつは保育所で児童全員が1回程度食べる量で、それぞれ賞味期限内に使用され、その都度新しいものにして保管しております。

今後、この備蓄品の購入費については、現行とは別に対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、3点目の（2）長期の臨時保育士の処遇についてということでありましたんですけれども、以前議員は、近隣では一時金を支給しているところがあるように、旭市ではどうなんだということを言われたことがあります。そのことに絞ってお答えさせていただきたいと思います。

保育所に勤務している臨時職員の保育士は、長期間の雇用を前提として採用しているわけではありませので、一時金を支給するのはいかがかなと思うわけです。これは、旭市一般職の職員の給与に関する規則がありまして、その中で臨時職員には期末・勤勉手当を支給しない旨を規定してあります。支給する場合には条例で規定する必要があるわけでありまして。ご質問の処遇ということですので、これは年収ベースで近隣との均衡を図ると、こういったことで考えていきたいと思っております。

それともう1点、3点目の（6）保育士の採用についてということですので、これは再任用についてのご質問でした。お答えいたします。

来年度から、雇用と年金の接続を図るため、退職者の再任用が義務化されるわけでありまして。旭市でも定年退職者の再任用については、アンケートを行うなどしまして、定年退職者の意向を尊重しながら、この意向を尊重するということがあるんですけれども、進めてまいりたいと思っております。

定年退職する保育士については、これまでの経験・知識が幅広く活用できるということを考えております。例えば、経験豊富な保育士に子育ての相談業務などについてもらえれば、保護者の保育行政に対する信頼感も増し、質の高い保育につながっていくものと、このように考えております。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは再質問のほうをさせていただきます。

1 点目です。市長の政治姿勢についてということで、市長も大きく三つという話がありました。それについて、もちろん数字的な目標を掲げられるものと、掲げられないものがあると思うんですが、具体的に、例えばこういった人口増であればこのくらい増やしたいとか、そういった数字目標というのも掲げるのも、これはあくまでも目標なんで、それが達成できる、できないということではなく、目標を掲げていただけるのはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） あくまで選挙中に掲げた目標、公約でありますので、これから庁内で具体的なことについては検討していきたいなど。みんなの協力がなければできないわけでありますので、市長一人でみんな何でもやれるというような今は社会状況ではありませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2 番（飯嶋正利） なかなか難しい問題ではあると思うんですが、目に見える形でのそういったものもいいのかというふうに思いましてご提案いたしました。1 点目はそれで結構です。

2 番目も先ほどお答えいただいたんで結構だと思います。

3 番目の復興の取り組みについてということで、先ほど農業関係のほうのもちょっとお話ししましたが、実はこの海岸地域、非常に施設なんかでもどうでしょう、八銚線から上から比べるとだいぶ持ちが半分以下、3 分の 1 ぐらいになってしまいますね。そういった面で、例えば今出ているリフォーム事業なんかというのは、やっぱり数が足りないのかなというふうに思います。

例えば、変な話ですけども、干潟町で同じハウスを立てた場合、一生もの、もあるかもしれないけれども、この海岸沿いでやると 3 回くらい建てる分でかかってしまうんですね。そういったことも今後の事業として、農業振興ということを出していただければ。もちろんこれは県の枠があるんですが、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 園芸振興という観点でございますが、ご承知のように千葉県は新たな総合計画を今策定中でございます。先日も報道がございまして、千葉県は残念ながら

茨城県に甘んじた全国4位ということで、今回総合計画の中では、園芸振興に重点を置くということでございますので、旭市といたしましても、県に枠の拡充を要望していきたいと思っています。ひいては旭市内の農業者の方の支援にこれをつなげていきたい、そのように考えております。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、2番目の都市計画についての質問に行かせていただきます。

そもそもこの都市計画というのは、計画的に開発をするということが一つだと思うんですが、もちろん震災があっているいろんな理由で遅れてきたと思いますが、具体的にどういう理由でこういうふうに遅れてしまったのか。また、地区懇談会でもいろんなお話が出ていると思うんですね。そういった面での市民の反応というか、そういったものをお聞かせいただきたいと思っています。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 遅れている理由というか、どういう状況ですかということですが、今おっしゃいましたように、確かに震災で一時中断しておりました。あと、都市計画区域となりますと、建築制限、建築確認の関係、あと税の問題もありますけれども、市民からしてみればいろいろ負担になる面もあるかと思っています。

その辺をご理解いただくために説明会を行うんですけれども、まだはっきり言いまして説明会まで行く準備ができていない状況です。といいますのも、都市計画を定め、また用途地域とかを定めていくためには当然農林部局との調整が、一番時間がかかるころかと思いますが、その辺がまだ調整が進んでいない状態ですので、なかなかまだ説明会まで行けない状況ですので、これから県の農林部局、国も含めて協議を進めながら、なるべく早い段階で住民説明会まで行きまして、住民の方々に説明をしていきながら、合意形成を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 一つに、税がかかるということにアレルギーというのはあると思うんですね。

それじゃ、この都市計画、何年くらいで引く目標でしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） お答えいたします。

何年ぐらいという具体的な年数ですけれども、現在のところまだ協議に入る段階ですので、何年とは言えませんが、できれば総合計画の目標であります平成28年度をめどに考えていきたいと考えております。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 分かりました。

じゃ、2番目の合併後の都市計画の収入について。約20億円というふうな税額がございました。非常に大きなお金だと思うんですね。旭市の場合の60数億円の税収から比べれば3分の1に近い額。これについてどう考えているのかというのは、何かございますか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） トータルの額につきましては、25年度まで合わせますと約20億円ということで、非常に大きな金額になっておりますが、合併後旭地域の税ということでなっておりますけれども、実際にこの都市計画税が使われている事業につきましては、財政のほうで把握していると思いますけれども、下水だとか都市整備事業について費やしておりますので、その事業自体はこの20億円の額から見ますと、それよりもだいぶ大きな額ですので、実際に財源としては全体の事業から見れば額的にはまだ少ないんじゃないかというようなことで、今認識しております。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 今の課長のお答えですと、税収がその事業に見合うか見合わないかということはまた別な問題だと個人的には思うんですよ。

近隣の合併した市町村、この都市計画税の状況はいかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 近隣の状況でございますけれども、銚子市につきましては、銚子市全域でございます。税率につきましては旭市と同じ0.2%ということであります。匝瑳市につきましては、都市計画の課税はございません。それから、横芝光町につきましても課税は

ございません。

香取市につきましては、小見川町と佐原市の税率が不均衡でありましたので、これを平成23年度小見川町の率0.2%に、佐原市のほうが0.3%でしたので、0.3%から0.2%に引き下げまして、現在は佐原と小見川地域だけに課税しておりまして、栗源、山田につきましては、旭市と同じように区域の拡大について今検討をしている状況でございます。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 先ほどの旭地域のための課税は続けるという話で、このままずっと旧旭地域だけに課税をしていくのかと。多分皆さん、この旧旭地域だけ払っていただければいいんだなということは思っていないと思うんですね。それについてご見解いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 現状につきましてはそういう状況なんですけれども、先ほど都市整備課長がご説明しましたとおり、見直し作業に入っておりますので、その見直しの状況によりまして区域のほうが決まってくると思います。都市計画税というのはあくまでも先ほど申しましたように目的税でございますので、事業計画に基づいて課税されるということでございますので、都市計画の見直しの状況により税のほうは判断していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 2番目はこれで4回目が終わったんで、じゃ3番目の都市計画税の市民の認識についてということで、6月1日の広報あさひには、都市計画税は都市計画地域内の土地・建物に課税されますと。旭地域の一部に課税されますとありますが、旭地域の中で農地・山林以外の土地・建物を所有している方で、課税されていない方はどのくらいあるんでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） ご説明いたします。

都市計画税の納税義務者でございますけれども、土地につきましては1万1,347名、家屋に対しましては1万3,107名、土地プラス家屋の実数ですけれども、1万7,007人でありまして、固定資産税の全体の納税義務者が3万211人でございますので、割合的には57.5%と

というような、固定資産税から見た都市計画税の納税義務者でございます。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） そうすると、この57.何%しか課税されていないということは、農地以外の土地を持っている人でも課税されない方があるということですか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し……

（発言する人あり）

○副議長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 都市計画税の面積からちょっとご説明いたします。旭市の全体の面積に対しまして、都市計画の区域面積につきましては、それを割りますと39%でございます。それで、なおかつ全体の面積の中で課税されている面積が13.8%ございまして、農振農用地地域を抜いておる関係がありますし……

（発言する人あり）

○税務課長（佐藤一則） それで、あと非課税地域がございます。その面積等を差し引きますので、実際はそういう非課税の面積がございます。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 現状としてはこれ、ほとんど無いわけですよね、課税されていないところを持っている人。

それで、この広報に一部というふうな文字になってしまうのかなと。納税というのはやはり納税者が何のための納税かということをきっちり理解して、ましてこの税は目的税でございますので、何かわざわざ分かりにくく広報でも説明して、分からない間にとっ取ってしまうみたいな感じが私には幾らか見えるんですが、なぜきっちり旭地域の皆さんには全てかかっていますよというふうなことは言えないのでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） ホームページ等、うちのほうでも新たに見直し今しました。その中では、確かに固定資産税の一部というような記載で掲載されております。内容的に税の説明、全ての税目を細かく説明している中で、都市計画税だけがちょっと記載が紛らわしいというか、ぼやけたような記載になっておりますので、先ほど申し上げましたように、広報をこれ

から出す中、それからホームページも新たに詳細を、都市計画税につきまして記載見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ちょっと違う質問をしてしまったので4回終わってしまったので、4番目の全域にかけるのかということで、都市計画を引くのかということで、先ほど引いていくというお話がございました。引いていくのであれば、この今旭地域にかかっている都市計画税、その間ほかの地域が都市計画が策定できるまで、税の執行を停止してもいいんじゃないかなと。逆に改めてそこで税をかけるのか、かけないのか、改めて議論をする。そういうことでもいいのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 先ほど来都市整備課のほうからご説明がありますけれども、これから区域を見直す等、それから今までの都市計画事業の見直しを含めて検討していく中でありまして、それで先ほど言いました内容的には、なかなか事業名を言うのはちょっとあれなんですけれども、下水道等の当然償還財源にも充てるというようなことで、今も進んでおります。現在の事業が進んでいる中で、その財源として都市計画税が設定されておりますので、現段階におきましては、都市計画税は課税していくというふうな考えでございます。

以上です。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 今課長のほうより下水道という話がございました。この下水道のために払っているということであれば、市長のほうも今以上の下水道はやらないということになりますが、これは全域に引かなくちゃいけなくなってしまうんじゃないですか。そのために払うということであればですね。旧旭地区全域に下水道を引かなくちゃいけなくなってしまう。そういうふうなことになってしまうと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、使い道というところもありますので、私のほうからこの点お答えしたいと思います。

具体的には今下水道が一つ事業として出されましたけれども……

(発言する人あり)

○財政課長(加瀬正彦) 実際には街路、公園、そういったところに使われております。それらはもう事業が終わったのではないかという議論があるかもしれませんが、過去に連綿とやってきまして、それを借り入れた起債の償還がずっと残っています。そういったものがまず中心にあって、それを償還していく。そうすると、道路、公園等は具体的にはその地域の中でより通りやすい、より憩いの場として使えるようなもの、そういったものが中心として使ってきたところでしたので、先ほど税務課長が申し上げたとおり、下水道だけではなくて、そういったものの全体の整備に使われてきたということもご理解いただければと思います。

○副議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員。

○2番(飯嶋正利) 理解をしろということなんで、なかなか難しいけれども、私にはなかなか理解ができない。じゃ旭にあったものは旭の人の税金で払っていくのかということになってしまうんじゃないかなと思うんですが、そういうことではないと思うんですよね。

やはりもう少し皆さんにきっちりお知らせさせていただいて、今この税がかかるということやっぱり進捗も遅れているということもあると思うんですよ。一度ここで税をとめることによって都市計画がきっちり進んでいくということも一つにはあるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 全体の話ということで、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど都市整備課長も、都市計画を進めることと税の話は切り離して考えていく必要があるということもございました。税務課の立場としては、今かかっているという税、しかもその使い道というのがある程度今充当されているということがあって、なかなかやめるのは難しい。それを1回やめて出だしで考え直したらどうだというのは、飯嶋議員おっしゃることは十分よく分かります。ですから、その辺も含めまして、これは全庁的な中で議論をして、都市計画を引いていくときに、全体としての税をどうするんだというのをやっぱりきちんとお示しした中でないと、具体的に住民の説明会も難しいのではないかなということもございますので、その辺含めてよく関係課の中で議論をして進めていくことが必要と思います。この辺はお答えになっていないかもしれませんが、ちょっと今の……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） 具体的にもう少し踏み込んだ回答をさせていただければ、都市計画区域、県が設定します。これは私のほうが答えてしまっているのかどうかというのはありますけれども。その中で具体的に用途地域というのを定めます。多分県のほうは、今用途地域もある程度定めないと都市計画区域、全域に広げるのも難しいという議論もあるかと思います。そうしたときに、じゃ全域で取るのか、用途地域だけ取るのかとか、幾つかの方向性が出てくると思います。そういった中で、それらも含めて庁内で全体をよく勘案するということが必要なんだと思います。今の段階でいきなり取らなくしてしまうというのも、なかなか難しいことがあろうかと思います。

ちょっと長くなってすみません。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） もう4回目終わりましたよね。

○副議長（景山岩三郎） 終わった。

○2番（飯嶋正利） じゃ、次の保育所の問題についてです。

1番目、約25%の臨時職員がいるということで分かりました。ここは人数確認なんで結構です。

2番目の長期職員の待遇・処遇についてということで、たしか香取市、匝瑳市は賞与が出ているというふうに聞いております。確かに条例等の改正も必要だということで、さっき課長のほうが長期の前提に臨時職員はないというふうなお話がありました。現状としては長期の臨時がかなりいらっしゃいます。その辺について伺わせたいと思います。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 長期のことです。

この臨時職員については地方公務員法の第22条の第5項に基づいて採用しているわけであり、採用期間については6か月を超えないということになっておるわけですね。また、継続する場合には新たに、改めてということで採用しているということでもありますので、そういう意味で長期ではないよということをおっしゃっていただきました。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ただ、その課長が言う長期はいないという方々が、皆さん担任を持って子どもたちを見ているというのが現状です。やらなくていい仕事まで多分やっているのではないかなというように思います。

それに対して、今年実は保育士会の会合がございまして、やめていく方はみんな若い方です。やはりみんなほかのところに職場を求めてだと思っんですが、そういった長くやっていただいた方、また親御さんが安心して預けていただけるから、そういうふうに担任も持っていただけると思うんですよ。そういった方に、じゃどういうふうに具体的に処遇をもう一度、年収を合わせてということがございましたけれども、どのようにきっちりやっていけるのかなど。具体的にお話ししていただきたいと思います。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 私先ほど年収ベースで近隣市と均衡を図りたいと申し上げました。

これを具体的にという議員のご質問ですので。賃金というのがあります。先ほど言った一時金、手当というものもあります。それイコール年額が出てくるわけです。ですので、この一番最後の年額というところで、近隣の一時金を出している匝瑳市、香取市と合わせる、合わせるというか均衡を保つということの意味であります。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 具体的な数字は出ないということですね。分かりました。じゃ結構です。

それでは、（3）番目の年齢別の措置児童に対しての保育士、これ各所長に聞くと、やはり人が足りないと。1人休むと子どもたち、年齢別違う教室に移動したりして保育を受けている。かなり子どもたちにもストレスがあると思うんですよ。そういった面で、各保育所もう1人くらい増員をしていただけないか。もちろん行革のこともあると思うんですが、その辺のところ、例えばお金を子育てにつけていくということも一つ。ただ、親御さんが安心して子どもたちを預けられる環境というのも市長が目指す子育て支援の一つにはなるのかなというふうに考えておりますので、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それではお答えさせていただきます。

ただいま、保育所へもう1人ずつ配置できないかというようなご質問だったと思いますが、先ほども簡単に回答させていただきましたが、保育士の配置は基準では84人のところ、障害等をお持ちになったお子さんの入所が増えていることなどもあり、18人を超えての配置としております。年齢別の児童数により、各保育所の保育士等の基準も毎年変わるために、正直なところ職員の配置には少し苦慮しているところでございます。保育士が休んだ場合には、

所長が保育士資格を持っておりますので、クラスに入るなど、対応しております。

余裕のある職員数の配置については、難しい面もありますので、関係課と協議をさせていただいて考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

それでは4番目、児童の給食についてということで、先ほども申しましたけれども、いろんなアレルギーの子どもたちが今、小学校はたしかアレルギーの子どもは弁当ですね。今保育園は各保育所での調理室での調理ということで、実は調理師さん、本当によくやっております。私も地元の保育園をたまに行きますけれども、本当によくやっております。ただ、1人が正職員で1人が臨時職員です。臨時さんは今年7年目で多分そろそろ異動になります。そうすると、この臨時さん、次の調理師さんが来るまで本当に夜も寝られないような状況で、やっぱり不安があると思うんですね。

そういった面で、じゃどういうふうにそういったものを、危険を防止していくのか。例えばおやつ一つにしても、同じ材料を使ったラインで作ったものは駄目だとか。例えば今保育所の調理室というのは、そこまで徹底してはできないと思うんですね。そういったことについての対応策というのはいかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それではお答えさせていただきます。

臨時職員の方が正規職員の異動があった場合に心配だとか不安があるとか、そういったことに対してどういった対応をしているかというご質問かと思っておりますけれども、先ほどの19人とお答えいたしました。その中で1人だけケトン体という方がおりまして、1人はお弁当を持って来られています。それ以外の方は除去した食事ですとか、あるいは代替の食事でご提供いただいております。

そんな中で、先ほどのお答えと若干重なってしまうんですけれども、アレルギーのある入所児童については、保育所の入所直後にいろいろ保護者も交えて面談をしております。そしてまた、職員が異動した場合など、それについても場面場面で、やはり同じように所長、担任、栄養士、調理員と保護者で面談を行い、情報を共有しているところです。また、栄養士及び調理員等は、正規の職員ですけれども、2か月に1回給食会議も行っておりまして、ア

レルギー食等の研修会等にも参加しておりますので、こういった職員の異動があった場合でも、情報をきちんと共有しまして、アレルギーのお子さんの安全を守るように、こちらで対応しておるところです。

以上でございます。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 大事な子どもたちの命にかかわる問題なんで、その辺のところをきっちり、二重三重にもチェックができるような体制をとっていただければありがたいなというふうに考えております。これはもう答弁結構です。

5番目、災害時の備蓄についてということで、先ほど課長のほうからお答えをいただいていたんですが、実はこれ、今年保健所のほうより各保育所にアンケートがございまして、備蓄はありますかということでアンケートがございました。子育て支援課のほうから各保育園で答えていいよということなんで、答えさせていただいたということを聞いております。各、水が若干と1回分のおやつ程度ですね。

先ほど私が言いたかったのは、これを賄費でというのはいかがかなと。きっちり予算措置をしていただけないかということだったんですが、それはお答えいただいたんで、よろしくお願ひしたいと思います。保育園が身を削って備蓄をするというのはおかしいんじゃないかなというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

6番目、保育士等の採用について、これも先ほど若干お答えをいただいたような気がします。なかなか保育園、今たしか男性の保育士さんはいない。女性の職場になってしまって、所長を終わった方がなかなか保育園にとどまるというのは難しいのかな。ただ、子育て相談とかそういった面でのベテランの方だと思うんですね。そういった面でのお仕事というのは十分可能なかなというふうに思いますので、そういった面でもちょっと考えていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） この辺については、じかに私保育所に行って相談もしております。

ただ、議員おっしゃるとおりです。相談業務であればいいと言ってくれています。現場に残るのはどうも遠慮があるなというのは感じておるところでありますので、議員おっしゃるとおり進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） そのような感じで、ベテランの保育士、ましてや保育士足りないということでお話をしているんですから、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

○副議長（景山岩三郎） 以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分

平成25年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成25年9月11日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市
16 番	佐久間 茂 樹	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	21 番	林 正一郎
22 番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	病 院 事 業 者 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	堀 江 通 洋	管 理 改 革 課 長	林 清 明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長 兼被災者 支援室長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	馬淵 一弘	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮 應孝行	消防 長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 事務局 長	田杭 平三
農業委員会 事務局 長	高木 寛幸		

事務局職員出席者

事務局 長	伊藤 恒男	事務局 次長	向後 嘉弘
-------	-------	--------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（日下昭治） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（日下昭治） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） おはようございます。

5番、公明党、伊藤保、議長より発言の許可が出ましたので、一般質問をいたします。

明智市長におかれましては、2万票を超えての再当選おめでとうございます。就任挨拶の中で、被災者の皆さん、市民の皆さんから、頑張ってよかった、完全に震災から復興したと言われるような安心・安全で災害に強いまちづくりを目指します。また、人口減少対策や定住促進など、旭市が抱える課題も一つ一つ市民目線に立って進めていきたいとの決意をいたしまして、二期目の市政運営のスタートを切りました。市の未来像である、「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」を目指して、お体をご自愛なされ、市政のかじ取りをお願いしたいと望むものです。

早速、質問に移らせていただきます。私は今回3項目、8点について質問をいたします。

1項目め、被災者支援について。

市長は、全力で復興を推進するとのことですが、沿岸、特に飯岡地域においてはいまだ住

宅の再建が行われない地域があります。復興が進んでいないのが実情です。旭市では、復興基金が積み立てられておりますので、1点目、旭市災害復興基金について、この復興基金の充当事業はどのようなものがあるのか伺います。

2点目に、旭市被災地浄化槽復旧支援事業補助金について伺います。7月に飯岡地域を回っていると、津波で家が全壊し、土を道路と同じ高さにして、前より小さい家を新築しましたが、被災以前、くみ取り便槽だったが、浄化槽の補助金が受けられないとの相談を受けました。なぜ補助金が出ないのか伺います。

3点目に、旭市合併処理浄化槽設置事業補助金について伺います。先に質問しましたが、新築では出ないというのであれば、この旭市合併浄化槽設置事業補助金に該当しないのか伺います。

4点目に、私道排水対策について。以前にも液状化で、私道の排水問題について質問しましたが、排水が流れず困っている地域がまだまだあります。以前、質問した時に、衛生上問題があるので最後に考えるのご答弁がありました。現状では、まだ震災当時のままになっている所があります。この私道排水対策について、補助金が出ないのか伺います。

5点目、県道飯岡一宮線を飯岡方面へ向かうと八銚線、旧国道126号まで見えてしまった被災地、基礎部分が残ри、草が生い茂る土地がかなり目立ちます。基礎を撤去し、土を入れたりすると、その作業だけで大金がかかります。ほかに移ったほうがよいと考えている方も出ているようです。もう一度、同じ場所に家を建て直す場合に、残っている基礎部分の撤去費用と土を入れるに当たって、補助金を出せないか伺います。

2項目め、最近、アレルギー体質の生徒が多く見受けられます。これは、子どもだけではなく大人も増えております。花粉症が一つの原因として挙げられております。

昨年、東京の小学生がアレルギー症状で死亡する事件が起きました。現在、保育所や幼稚園に通っている食物アレルギーを持った保護者から、新しい給食センターにアレルギー専用室があるのに使用されていないのはどうしてですかと言われました。

そこで、学校給食について1点目、旭市で現在の生徒の食物アレルギーを持っている人数と現在の対応について伺います。

2点目に、アレルギー専用ラインはどうして使われていないのか伺います。

3項目め、特定外来生物の駆除について1点伺います。

今、日本では多種多様な外来生物が増えております。つい最近のテレビで、世界遺産の熊野古道の問題が挙げられました。それはオオキンケイギクという植物で、茨城県や銚子市、

また銚子連絡道横芝光町の光までの自動車道ののり面などで見かける黄色い花の植物で、日本には1880年代に観賞目的で導入されたようで、繁殖力が強く荒地でも生育できるため緑化などに利用されてきましたが、カワラナデシコなど日本古来の在来種に悪影響を与えるおそれ指摘され、2006年2月、外来生物法特定外来生物第二次に指定され、栽培、譲渡、販売、輸入等が原則禁止になりました。現在、旭市にはどのような対策をしているのか伺います。

以上、3項目8点について伺います。再質問は自席で行います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、企画政策課より、大きい1の（1）旭市災害復興基金についてと、（5）被災した土地の整備につきましてご回答申し上げます。

この災害復興基金であります。東日本大震災からの復旧及び復興に要する事業並びに災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てるため、条例に基づき設置したものです。

まずこの財源ですが、千葉県の「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金をはじめ、財団法人千葉縣市町村振興協会からの見舞金や被災分の特別交付税、また、一般の方々からの寄附を積み立てて作られたものであります。

これまでの充当事業につきましては、震災により被災した私道の復旧や集会施設の復旧への助成をはじめ、農水産業、商工業の災害復旧資金への利子補給、防災教育冊子の配布、また、いいおかYOU・遊フェスティバルや七夕市民まつりなど観光イベントへの助成、その他、市民体育祭や飯岡しおさいマラソン、復興シンポジウム等の開催経費などに充当しております。

それから（5）です。災害によって残った基礎部分や土地のかさ上げに対する補助金はないかというご質問にお答えいたします。

現在、国の被災者生活再建支援制度におきましては、住宅が全壊、大規模半壊あるいは半壊以上の被害を受けまして、やむなく住宅を全部取り壊した世帯に対しまして、住宅を建設する際、その費用の一部が支援されております。

また、今回、県から「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金10億8,460万6,000円が津波被災住宅再建支援分として、旭市に新たに交付されることとなりましたので、この交付金を活用し追加支援をするものです。詳細につきましては、今後要綱等を定めることとなります。

すが、支援の概要といたしては、津波で床上浸水を受け、半壊以上の被災を受けた住宅に居住していた世帯が、市内に住宅の再建を行う世帯に対しまして、その費用の一部を支援していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（日下昭治） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 環境課から大きな1番、被災者支援生活の中の（2）番と（3）番、それから大きな3番の（1）番、駆除対策についてご回答申し上げます。

それでは、（2）番、旭市被災地浄化槽復旧支援事業補助金についてでございますけれども、旭市被災地浄化槽復旧支援事業補助金につきましては、東日本大震災により単独浄化槽または合併処理浄化槽が破損し、新しい浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える方を補助対象としており、くみ取り便槽が震災の被害を受け、合併処理浄化槽に入れ替える場合は、補助対象とはしておりません。

次に、（3）でございますけれども、旭市合併処理浄化槽設置補助金についてでございますけれども、旭市合併処理浄化槽設置補助金につきましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、主に単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への切り替えを進めることを目的とし、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に入れ替える方を補助対象としております。

平成19年9月10日付けの千葉県通達の規定により、県費転換補助制度の建て替え増改築を伴う補助対象範囲に適合するよう要綱改正を実施しております。補助対象者につきましては、既存槽がくみ取り便槽の家で、新築する場合は補助対象ではございません。ただし、既存槽がくみ取り便槽の家で、改築トイレ部分のみは補助対象としております。

次に、大きな3番の（1）のオオキンケイギクの駆除対策ということでございますけれども、特定外来生物のオオキンケイギクは、北アメリカ原産のキク科の多年生植物であり、草丈約30センチから70センチで、主に道端、空き地、海岸などに生育し、5月から7月ごろに直径5センチから7センチの黄色い花を咲かせます。この花は、強い繁殖能力でほかの植物を締め出し、生態系に悪影響を及ぼしかねないため、平成18年2月に特定外来生物に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つなどが禁止されております。

駆除対策につきましては、種を付ける前に根こそぎ抜き取るのが効果的でありますので、開花する平成26年、来年5月ごろでございますけれども、広報あさひ、ホームページ等を通じて、広く市民にオオキンケイギクの駆除にご協力いただけるよう、周知してまいりたいと

考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、建設課のほうからは、大きな1番、被災者生活支援についての（4）、私道排水対策について回答申し上げます。

私道排水対策については、まず東日本大震災により被災した私道については、被災私道復旧事業補助金交付要綱を活用いただき、私道の所有者の皆様のご負担により復旧工事を実施し、補助金を交付しているところであります。

道路側溝の改修についても、一般の私道整備の助成に比べ、補助率を2分の1から3分の2へ、補助限度額を150万円から200万円と個人負担の軽減をしておりますので、被災私道の助成要綱を活用していただき、私道の所有者におきまして対応していただきたいと考えております。

○議長（日下昭治） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、大きな2番の学校給食について、（1）食物アレルギーの人数と対応について、（2）アレルギー専用ラインについて回答させていただきます。

最初に、（1）のほうでございますけれども、食物アレルギーを持つ児童・生徒の人数と対応でございますが、最初に市内15小学校におけるアレルギー疾患のある児童については、3,550人中112人、3.1%、次に中学校ですが、生徒数1,823人中43人、2.4%、全体で5,373人中153人、2.8%という状況でございます。これは一人で幾つかの症状を持っている方もおりますが、一応人数ということでございます。

次に、この数値につきましてですが、毎年保護者の方より各学校へ提出していただく学校生活管理指導表に基づくデータをこの6月に集計したものでございますけれども、全てのデータが正式な医師の診断書に基づき作成されたものではありません。

次に、こうした児童・生徒への対応ですが、毎月配付しております献立表とともに、個々の料理に含まれる25種類のアレルギー物質を明記したアレルギー表示献立表を作成いたしまして、各学校を通し、該当する保護者へ配付しております。

それを基に、保護者や担任などの指示もしくは児童・生徒が給食から原因食品を除去していきながら食べていただいております。

また、除去が困難な場合や食べられないものが多い献立の際には、家庭よりお弁当を持参していただくなどの対応をお願いしております。

続きまして、(2) 番のアレルギー専用ラインについてでございますけれども、アレルギー物質の品目を特定はできませんが、昨年から稼働しております第二学校給食センターでは、全部で30食分の除去食等を作ることが可能な施設でございます。

このアレルギー除去食などの給食を提供するには、食物アレルギーを持つ児童・生徒の情報を医師の診断によりまして適切に把握するとともに、除去食や代替食等における対象アレルギー品目の特定あるいは状況に応じた弁当持参などの具体的な対応方法や徹底した安全管理が必要でありまして、食材の調達から調理、さらには対象児童・生徒が食するまで、つまり調理現場、配送段階、学校現場に至る一連の管理が必要となります。

また、学校におきましても、先ほど申し上げました学校生活管理指導表に基づく食物アレルギーを有する児童・生徒に対しまして、保護者を通して個々の状況を確認して、校内においても関係職員による予防と危機管理体制を整備して、全教職員に共通認識をさせていくことが必要であると考えており、組織的な検討によるマニュアル等の作成も必要と考えております。

このようなことから、現在、第二学校給食センターでは、まだ除去食等の対応には至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 基金が今回10億円という追加支援があるということでございますので、これはこれだけのお金を、ほかには基金の残高というのはどのくらいあるんですか。これだけではないと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、基金の残高といいますか状況についてお答え申し上げます。

まず24年度末の残高ですが、8億850万4,000円でした。本年度の積立額は当初予算のほか、9月補正となるわけですが、千葉県から先ほど言いましたように津波被災住宅の再建支援として、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金10億8,460万6,000円が交付されます。この9月補正分を加えますと、本年度の積立額の合計は11億6,898万2,000円となります。

一方、本年度の取り崩しにつきましては、当初予算や6月補正のほか、今回の9月補正もございまして、合計で1億5,454万6,000円と見込んでおります。そうしますと、取り崩しの

合計額は2億8,234万9,000円となります。

以上の結果、9月補正後の災害復興基金の残高は予算ベースで16億9,513万7,000円となります。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この16億9,000万円ですけれども、今後の基金充当事業というのは、先ほど言われた津波被災地域にあつて検討しているということですが、そのほかに何かありますでしょうか、お聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、充当しているものにつきましては、12月補正で予定しているのは、今言われた国・県からの10億8,460万6,000円、これを歳出の予算を計上して、これは満額が全部消化できるかというのは復興状況にもよりますが、それを予定しております。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ、満額とは言わないですが、使いやすいように出していきたいと思うんですね。そういうことで1点目の質問は終わります。

次に、浄化槽の問題ですが、この災害の被災住宅というのは旭市の市営住宅と同じ年代なんです。昭和30年代から50年代に建てられた古い建築物がほとんどなんです。当時、くみ取り便槽がほとんどであったと思われます。なぜくみ取り便槽が入っていないのか、また、この旭市の被災地浄化槽復旧事業補助金はどの条例を根拠にしたのか伺います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 根拠法令でございますけれども、これは旭市被災地浄化槽復旧支援事業補助金につきまして、千葉県の被災地浄化槽復旧支援事業補助金交付要綱に準じて作成しております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 次に、補助金が出るのかという問い合わせ件数ですが、これはこ

の2年半でどのくらいあったんでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） これは震災後のおおむねの問い合わせでよろしいでしょうか。

この震災後の問い合わせにつきましては、平成23年度は6件程度、平成24年度は3件、それから平成25年度は4月初旬に1件の問い合わせがあり、合計で10件程度ございました。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 千葉県の被災地浄化槽復旧支援事業補助金交付要綱というのは、市町村に補助しますよという形で出ているんですね。県は、実際財政が非常に苦しい、そしてこの補助金を出すための要綱で実際に旭市の被災した人たち、これはほとんどくみ取り槽なんです。現状に合っていない状況なんです。それなのに、県に一番被災の多かった旭市が、なぜくみ取り槽が入っていませんよということを聞かなかったのか、また、入れてくださいというような要望を出したのかどうか、これを伺います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） これは、千葉県被災地浄化槽補助金をいただいているところから、県に準じて要綱を作成してありますので、どうかその辺、ご理解いただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 4回目でしたか。

○議長（日下昭治） 4回、終わりました。

○5番（伊藤 保） 県の千葉県の補助という形でしたけれども、次に移ります。

先ほど、被災した新築住宅には補助が出ないということでございましたので、千葉県の補助金が、市民に直接関係あるとは私は思っていないんですよ。旭市の要綱が、これは実は市民には非常に関係あると思っているんです。ですから、この先ほどの10件、もっとあると思うんです、実は。ほかに移って、市内に新築していますから、そういったところに補助が出ないというのはちょっとおかしい状況ではないかなと、こういうふうに思うんです。

通常の旭市合併浄化槽設置事業の補助金が出ないということですが、先ほど、出ませんということですが、なぜ出ないのか伺います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 市の浄化槽補助金制度に基づいて行っており、くみ取り便槽については補助が出ないという形になっております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 市のこの要綱を見ました。新築は除くあるいは新築以外という条文が書いていないんですけれども、これはどこに書かれているのか伺います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） どこに記載されているかということでございますけれども、旭市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第5条第3号において、既設のくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換するものに対する補助金の額について、建物の建て替えによる場合における補助金の額は第1号に定める額を限度とするとございます。この建物の建て替えによるくみ取り便槽の転換が補助対象となる地域は黒部川流域のみであり、それ以外の地域は補助対象とはなりません。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今、要綱を私も拝見させていただきました。建物の建て替えによる場合における補助金の額は、第1号に定める額を限度とする。これはこの第5条ですか、これは補助金の額を明記しているわけです。補助金の額だけですので、この第1号の要綱を見ると、高度処理合併浄化槽の補助金額と、それからBOD除去能力に関する高度処理型の合併浄化槽、この二つの金額が書いてあるんです。金額が書いてあるんですけれども、この金額の範囲内であれば合併浄化槽は補助が出るんじゃないですか、伺います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員、4回目、最後の質問ですので、環境課長、明快に答弁願います。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 要綱につきましては、今後分かりやすい要綱に改正していきたいと考えております。

今、質問がございまして、その区分の欄でございます。区分の欄に、要するに地域が書いてございますので、それ以外については補助対象外となっておりますので、どうかご

理解いただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 最後の質問が終わりましたので、これは市長ぜひ、10件程度しかありませんので、先ほどのもので出していただきたいんです。

次に移ります。

私道の問題ですけれども、3分の2の補助と言いますけれども、自分たちでお金を出せる所というのは既に補助金申請をしております。もう既にきれいになった所もあるんです。

問題は、退職をして年金生活をしている方々が、その地域には住んでいるわけです。また、町内によってはばらばらなので、まとまりがないので、話し合いがまとまらないという所もあるんです。そうした所はそのままになってしまっているのが排水の実情なんです。せめて生活排水が流れるようにしなければ、これは衛生上問題があると思います。こうしたところに手を入れないと、復興というのはなかなか進まないと思うんですが、どのような考えを持っているのか再度聞きます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 年金生活者や話し合いがまとまらないという場合ということでありましたけれども、これにつきましてはこちらのほうで定めました要綱に基づきまして既に運用しておりますので、私のほうは今後もそういう対応をしていきたいと思っております。

ただ、あくまでも補助金ですので、実施する場合、例えば10名の団体がいまして、中に生活の大変な方が何名かおいでになる場合というのもあろうかと思えますけれども、その補助金以外の金額につきましては、誰が幾らとかそこまではこちらのほうでは関知しておりませんので、実施する団体の中で調整していただければと思っております。

以上であります。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 前回ですか、以前質問した時に、市長は最後に考えると、このように言われましたけれども、どのようなお考えをお持ちかお聞きします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） やっぱり生活に密着する道排水路については整備していかなければなら

ないというような部分があります。

被災された私道の復旧について、要綱によって補助率、補助限度額が定められておりますので、現行の要綱に沿って復旧をお願いしているところではありますが、ただ、高齢者世帯、経済的な事情等で負担できない被災者の方々へは別の方法を、いろんな研究をしながら、支援をできないものか、そしてまた、既に個人負担で復旧工事を済ませた方々との整合性といましようか公平性、そういったものも考慮しながら、これから考えて検討していきたいと。なるべく高齢者や弱者、そういった部分の方々には応援をしていきたいと、そんなように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 旭市のこの被災したところですから、要綱にがんじがらめにするということは、非常に市民にとっては厳しい生活状況になってくると思うんです。ある程度特例というのがあってしかりだと思うんです。その辺のところも考えていただいて、ぜひこの補助、浄化槽も併せてお願いしたいと、このように要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。

被災した土地の整備ですけれども、これは計画して補助を受けて整備をするということになりますと、また逆に整備しないで高齢化してしまっていて、借金ができないとか、あるいはまた家を建てることができない方々がやはりそのままにしておくと思うんです。この空き地の状況、状態を市としてはどのように今後取り扱うのか、この辺のところももしお考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今、議員がおっしゃるように、地域的に全体的なかさ上げとかそういう問題が、もし一体的にできれば理想的かなと思っております。

しかし、現実の中では残っている住宅もあります。そのようなことがありまして、ほかの東北等の被災地との状況がいろいろ異なってくると思います。今、私どもの考えているこの支援は、先ほども言いましたが、そこに基礎も含めた住宅建設ということが、28年3月まで期間を延長して思っております。そんなことで、特別に基礎部分の支援ということは、今の要綱の中ではちょっと考えてはおりません。

以上です。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 空き地対策もありますので、ぜひその辺のところも考えていただいて、この土地の問題ですけれども、お願いしたいなと、このように思います。

次に移らせていただきます。

2項目めのアレルギーの問題ですけれども、このアレルギーのもとになるアレルゲン物質が非常に多くて、またアレルギーそのものが多岐にわたるので、児童のアレルギー症状も違うと思うんです。ですから、今後このアレルギーの現場、教室の先生方がどのような対策を施しているのか、例えばマニュアルを作っているのか、そういったこともちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 先ほど申し上げましたとおりに、家庭のほうから自己生活の管理指導書、そういったものを出していただきまして、保護者のほうの申し立てによりまして、各学校で一応その各児童・生徒の状況は把握しております。

あと、先日東京都のほうでございましたが、エピペン、アドレナリン自己注射薬というんでしょうか、この研修等をこの夏休みに養護教諭がまず研修を持ちまして、県のほうから、エピペントレーナーといいまして、練習用のエピペンの器械、装置がございまして、それに基づきまして各学校の養護教諭が中心となって、各学校でそういった使い方の研修をやっております。皆さん、先日の東京もそうでしたけれども、そういったものはもう実際は見たこととはないと、どういうふうに使ってもいいか分からないというような状況がございましたので、早速モデルを使いまして、各学校でそういったトレーナーを使いまして、どういうふうにやったらいいかということについては、そういった研修を設けております。

ただ、先ほど申し上げました25種類ということでございますが、実はそれ以外にも、症状起こしたりとかあるいは、先日も実は自己申告書に基づきまして、ある児童・生徒が甲殻類のアレルギーがあるということを把握していたんですが、アレルギー症状を起こしまして、実はその時の給食に甲殻類が入っていなかったという状況でございますので、ですからその学校については再度、医者、病院に行って、もう一度検査をしてくれということで、そういう対応をしておりますので、なかなか本当はどうなのかということがしっかり把握できていない状況でありますので、もしもそういった場合にどういうふうに対応するかということにつきまして、学校ごとにマニュアル等も作っておりますけれども、そういった形ですぐ対応できるようにということで、研修は今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 本当は医師の診断書をきちっと出してもらって一番いいと思うんです。

このアレルギーの問題ですけれども、この管理栄養士または栄養士は、この旭市に何名ぐらいいるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 県の栄養士が4名、第一、第二それぞれ2名ずつおります。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 2名、2名いるということですので、ぜひ現場の先生方と色々な形で話し合ってアレルギーの事故というものを減らしていただきたいと思うんです。

次の質問に移りますけれども、アレルギー専用ラインですけれども、今30食と言われましたけれども、そうすると、今の形でも人数が非常に多いということで、その分は作れないということでしょうけれども、今現在このアレルギー専用ラインはなぜ使われないかということに対して質問したわけですけれども、今後このアレルギー専用ラインというのは使用するのかどうか。使用しなければこれは倉庫になってしまいますので、今現在恐らく牛乳とかジュースとか積み立てて、そこに入れてあると思うんですけれども、そうしたものがないように、なるべくこのアレルギーの重度の方を選んで使っていただきたいと思うんです。今後どういうふうにするのかお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） アレルギーの対応給食の実施につきましては、対応の必要性は十分認識しております。引き続き、さまざまな情報収集を進めていきたいと考えておりますし、また学校給食センター運営委員会という組織がございます、そこで保護者の方々あるいは学校関係者も入っていただいておりますし、専門的な医療関係の方にも入っていただいておりますので、そういった組織を使ったり、あるいは小・中学校長会、こういった等の関係者と連携・協力いたしまして、今後も検討していきたいと考えております、せっかくの施設でございますので。

ただ、実際にやる場合に、例えば完璧にやっぱり遮断しなければならないと、調理員につきましても調理器具につきましても、全てほかとの遮断ということもございますし、先ほど

申し上げましたように25種類ということですので、その辺でどういったものを中心にやっていくかとか、いろいろ課題があろうかと思いますが、そういったことも含めて、今後関係機関と検討していきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 保育園とか幼稚園に行っている父兄の方がやはりちょっと不安になっておりましたので、昨日も質問がありましたけれども、今後アレルギーに対しては事故が起こらないように、ぜひ今後とも課題をしっかりと検討しながら作っていただきたいと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

このオオキンケイギク、鉾子市ではごみゼロのときに駆除対策をしております。また、広報でもしっかりと市民にこれを認識してもらわないといけないんです。分かりやすく周知徹底をしたいと、このように考えておりますが、12種類の植物が実はあります。それとあと、今日新聞に載っておりましたけれども、毒グモです。そういったものがどんどん狭まってきている、生息範囲が。そうした中で、図鑑等を作成してはいかがかと思いますが、その辺のことにに対してはどうでしょうか。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） その点につきましては十分検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひよろしく願いいたします。

以上で一般質問は終わります。

○議長（日下昭治） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（日下昭治） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

平成25年旭市議会第3回定例会において一般質問を行います。

先日の新聞に、銚子市が2017年度に破綻するかもしれないといったような記事が大きく載っておりました。これは、私ども旭市にとっても対岸の火事ではなく隣家の火事です。隣の市が発展してくれれば接している旭市にとってもメリットがありますが、逆だとさまざまなデメリットが生じます。

銚子市は伝統があります。自力もあります。これからさまざまな施策を講じて、必ず立ち直ってくれると思いますし、またそう願っております。

本市においても、合併特例債をはじめ交付税算入などの優遇措置がなくなったとき、今は健全経営を行っていただいております旭中央病院の経営内容等によっては、同じような危機に陥る可能性があることを肝に銘じなければなりません。現在この議場にいる市長をはじめ我々の責任は重大であります。

そこで伺います。今まで何名かの方が質問しましたが、改めて市長の政治姿勢について2点ほど伺います。

1点目、二期目の重点施策等について、2点目、今後の姿勢運営について伺います。

よい市政をつくっていくのには、昨日の答弁でも、市長一人じゃなく皆に頑張ってもらわなければならないというようなことをおっしゃっておられました。職員にいかにやる気を出させるかということでしょう。市長はよく職員が頑張っているということをおっしゃいます。私も何度か聞いたことがあります。本心から出ている非常にいい言葉だと、いつも思っております。

職員給与削減ということで、交付税が削減されましたが、職員が一生懸命やってくれているので給与は削減しないと、昨日の高橋先輩議員の質問にも答えておられました。市長は私たちのことを認めてくれているんだと、職員はやる気を出してくれていることと思います。逆に、認めてもらえないときにはやる気をなくすと思います。職員をどのポストに付けるとか、昇任・昇級はどのようにするのか、人事には大変気を使うと思います。市長の見解を伺います。

次に、道路問題について伺います。

合併して9年目に入りましたが、合併してよかったという声じゃなく、合併しなかったほうがよかったという声を聞くことがあります。当時、合併反対の機運が強かった地域で合併賛成の討論までした一人として、こういう声を聞くと大変つらくなります。

財政がどうのこうのという話よりも、市民が一番身近に感じるのが、日常の生活に密着した道路問題です。今後の整備計画について、生活道路の整備について伺います。

次に、観光問題について伺います。

津波の影響により多大な被害を受けた夏の観光、復興を遂げつつある今年の夏の観光客数、また今後の取り組みについて伺います。

次に、旭市の基幹産業である農業問題について伺います。

民主党から自民党に政権が移って、ＴＰＰについても変化が起こっているようです。今の状況についてお尋ねします。

周りを見渡してみますと、稲刈りも天候が順調で作柄もまあまあということで、収穫の秋を迎えておりますが、農家の方々の表情がいま一つさえません。米の価格が昨年と比較して３割も安く、また毎日のように下落を続けております。養豚、養鶏、酪農といった畜産も円安の影響で、肥料価格が高くなっているのに販売価格が安いとあえいでおります。農畜産物の価格低迷に対する対策を伺います。

最後に、防災行政について伺います。

3.11の大震災から２年半がたちました。15名の死者、行方不明者、県下最大の被害を出してしまった旭市。市長を先頭に安心・安全なまちづくりを進めているところではありますが、まだまだ課題が山積しております。防災に対する対策を伺います。

最後に、避難訓練について伺います。

9月1日、防災の日に合わせて防災訓練が行われました。徒歩による避難訓練に始まり、土のう積み訓練、救助訓練、一斉放水、初期消火訓練等々行われましたが、参加者も年々少なくなってきております。徒歩による避難訓練も悪くはないでしょうが、実際には車で避難する人が大半ではないでしょうか。地域の実情に合った車での避難訓練を実施してはと思いますがいかがでしょうか。

以上で私の第一回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 木内議員の一般質問に対し答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問に答弁を申し上げます。

私のほうからは、１点目の市長の政治姿勢、２期目の重点施策等について、それともう一つは今後の市政運営についてということで、１番目、そしてまた３番目の観光問題について、今後の取り組みについてということでお答えしたいと思います。

二期目の重点施策ということで、昨日2名の議員の方から質問がありました。選挙中に市民の皆さん方にお約束、そしてまた目標とする政策について掲げていろいろ訴えてきたわけであり、その中で一貫して申し上げていることは、やはり復興を全力で取り組む、昨年の4月にでき上がった復興計画にのっとり、四つの柱、そういったものを大事にしながら、この任期中自分の責任の中で目に見える形でやっていこうということで、大きな目標を掲げたところであり、

もう一つは、昨日もお話をしましたように人口減少時代、そういったものに、この地方でできる人口減少対策を十分に市民の皆さん方、議会の皆さん方の了解をいただきながらその対策を進めていこうということであり、

またもう一つは、医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷、その三郷づくり、これをずっと継続してこの旭市のまちづくりのリーディングプランとして掲げて、頑張っていきたいと、そんなような気持ちでいるところであり、そしてまた、最後にその特例期間が先ほど、昨日からずっと言われておりますけれども、特例期間、合併特例債の期間が終了するわけであり、これらのことを見据えながら、より一層の行政改革を推進していきたいと。そのために、やはりこの市庁舎、そういった建設を、この任期中に方向性を出していきたいと、そのように考えているところであり、

細かい点につきましては、昨日も申し上げましたように、災害復興の中では最優先として被災者の生活再建ということでやっていきたいと。先ほど伊藤議員からもお話がありましたようにできる限りの、決まった形だけでなくある程度ゆとりの持てるような政策、そういったものも見出しながら、被災者に応援していきたいと、そのように考えているところであり、

人口減少対策につきましても、個々の問題について、昨日お話をしました。定住促進奨励金の助成をもう少しできないものか、そしてまた中学3年生までの子どもの医療費の無料化について、今は300円基本料金としてもらっているわけであり、それを無料化にできないか、また出産祝金の拡充、若い両親が子育てに大変悩んでいるところであり、一番大きな悩みはやはり経済的な問題があると、そんなような思いの中で、祝金の拡充そういったものも考えていかなければ、そんなように思っているところであり、

そしてまた、これはこれからの議員の皆さん方と相談しなければならないことであり、けれども、第3子以降の保育料、幼稚園料の無料化、そういったものも考えていきたい、軽減をしていきたいと、そのように思っている次第でございます。

医療・福祉の郷、食の郷、交流の郷の三郷づくりにつきましては、これまでもずっと大きな政策としてやってきたわけでありますけれども、私が一番選挙戦、そしてまたこの４年間訴え続けてきたことは、この旭市が合併してよかったと。よかったと思えない人がたくさんいるというような木内議員からのお話がありましたけれども、合併をしたことは事実でありますので、合併をしてよかったと思えるようなそんなまちづくりをしていきたい。そのためには、やはり市民一人一人がハードルを下げて、同じ目線の中で一体感を持って、同じ市民だというような意識をつくりたい、そのように考えているところであり、そういった面では、文化、スポーツ、まつり、そういったものが欠かせない。そんなような、まずは交流の郷といえましょうか、自分たちの町の中での交流を推進していきたいなど、そんなように思っているところであります。

２番目の今後の市政運営ということで、特に木内議員から人事につきましてお話がありました。人事につきましては、昇任試験なども今実施しているところでありまして、そういった中で、勤務成績、経験、人間性、そういったものを評価し、適任者を昇格させ適材適所に配置して、これからもいきたいと、そのように考えているところであります。

３番目の観光問題について、２番目の今後の取り組みについて、私のほうから答弁させていただきます。

ご承知のように、旭市の観光は夏季観光がメインと考えております。特に二つの海水浴場、飯岡及び矢指ヶ浦海水浴場へ観光客を増やす取り組みは重要な課題であります。そんな中で、夏、海に人を呼び込むための今後の取り組みについてお答えしたいと思います。

最初に、ふるさとイベント大賞に輝いた砂の彫刻美術展についてであります。今年の予定は７月１３日から３１日の１９日間の砂像の展示であります。主催者である青年会議所ＯＢの方々に、私から８月６日、７日開催の七夕市民まつりまで砂像を残していただくよう依頼をしまして、結果８日まで展示をされました。遠くから砂像を見に来たお客が、七夕まつりに参加するあるいは海水浴に楽しんでいただく等の効果があったと思われまふ。来年はできれば海水浴場開設の間、８月中旬まで砂像の展示をしていただければと考えております。

さらには、観光協会での観光地引網体験を観光資源として広くＰＲする等、さらには花火大会、宝探し、ビーチバレー大会など海岸で多くのイベントが開催されておりますが、これらのイベントと海水浴場が連携して、よりよい多くの皆さんに幾度となく旭市の海岸に来ていただけるようにしていきたいと考えております。

なお、先日、９月１日には第１回九十九里観光サーフフェスタが飯岡海岸で盛大に開催さ

れたところであります。選手は、南は九州、宮崎県、北は東北の宮城県から230名の選手が参加し、日本サーフィン連盟公認大会として熱戦を繰り広げてくれました。初めて大きな大会を旭の海岸で実施しましたが、旭市のよさを多くの方に実感していただいたと思っております。朝早くからの大会開催であり、遠方からの選手の多くは宿泊して大会に参加しており、これらのイベント開催は地域観光産業の発展につながるものと考えており、次年度以降も開催に積極的に支援してまいりたいと考えております。

その中で、選手の皆さん、応援の方々、役員の方々の中に、ぜひ来年度は宿泊施設の充実を図ってほしい、また帰りの際の旭の特産品等、土産物として持って帰りたいとの話がありました。この言葉を考えても、いいおか荘の再開または道の駅等の推進、理解していただければいいのかなと感じたところであります。

以上、観光問題の今後の取り組みについて説明いたしましたが、観光客数等現状については担当課から説明させます。

以上です。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時20分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、大きな項目2番の道路問題について、（1）今後の整備計画について、（2）生活道路の整備について申し上げます。

今後の整備計画でございますけれども、主要路線の整備計画ということで、現在施工中の路線も含めました整備計画を申し上げます。

既に工事に着手している路線としては、南堀之内バイパスと飯岡海上連絡道三川蛇園線ですが、こちらは引き続き工事を進めていきます。また、中央病院アクセス道南北線は、設計業務を終えていますが、今後は物件調査業務や用地取得に着手する予定です。そのほかには、旭市復興まちづくり計画で優先的に整備する重要路線と位置付けられた津波避難道路の整備

を計画しております。

続きまして、2番目の生活道路の整備についてであります。これまでも何度となくご質問をいただいておりますが、改めて整備基準についてご説明いたします。

まず、新しく道路を舗装する場合は、その道路が市道であることまたは市道路線認定の要件を満たした道路であることが必要になります。道路の幅員については原則4メートル以上としております。幅員4メートルについては、緊急車両の進入に支障がなく、また普通自動車のすれ違いも可能な幅員という考えに基づいております。また、幅員4メートル未満の道路であっても、工作物や建物など支障物件の移転に係る諸問題や関係地権者の同意が得られないなどの理由から、拡幅ができない道路を狭隘道路と定めておりますが、これについては予算の範囲内で舗装工事を行うものとしております。

したがって、4メートル未満の道路であっても、利用状況や路線の重要性などを考慮した上で新しく舗装することはできますが、実際には4メートル以上の道路の舗装要望が多いため、そちらを実施している状況であります。

以上です。

○議長（日下昭治） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、私のほうから観光問題につきましての中での、今年の夏の観光客数につきまして、ご報告申し上げます。主に夏の観光ということで、海水浴場の観光客数、これにつきまして報告申し上げます。

報告の前に、今年の海水浴場の開設、例年より1週間早い7月13日から8月25日、44日間、例年より1週間多く開設いたしました。

これからご報告申し上げます数は、ライフセーバー、これは市が委託しております監視員でございますけれども、ライフセーバーから提出されました海水浴客の入込数で報告申し上げます。

矢指ヶ浦海水浴場では、今年1万8,455人、飯岡海水浴場では1万4,020人となっております。昨年と比較しますと、矢指ヶ浦のほうでは4,425人の増、飯岡で5,947人の増となっております。これらの増の主な要因としましては、開設日数の増及び今年の記録的な暑さによるものが大きいと思われます。

なお、両海水浴場の震災前、平成22年と比較しますと、矢指ヶ浦海水浴場では5,525人の増、ただ、飯岡海水浴場につきましては6,222人の減ということで、飯岡につきましてはいまだ回復に至っていない、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、4番目の農業問題について、2点ほどご質問がございましたので回答申し上げます。

初めに、T P Pについて現在の状況はということでございます。

T P Pにつきましては、現在12カ国でアジア太平洋地域において、高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定として交渉が行われております。

先月の22日に日本が初参加となる交渉会合がブルネイで開かれました。関税の削減・撤廃を扱う市場アクセス分野の協定を日本として本格的にスタートしたところであります。今後、生産者団体などが聖域と位置付ける米、砂糖など重要5品目の関税維持に向けての協定が進められるものと考えております。

2点目の農畜産物の価格低迷に対する対策についてご回答申し上げます。

農畜産物の価格低迷に対する旭市独自の対策でございますが、旭市の農業産出額は千葉県1位であり、全国有数の農業を基幹産業とした市であり、首都圏を中心に農畜水産物を安定的に供給する基地として重要な役割を担っております。

しかしながら、近年、農業をめぐる情勢は、トウモロコシ主産地の干ばつや円安などの影響により穀物価格や原油価格が高騰するなど生産コストが増大する一方、農産物価格が低迷するなど農業者は厳しい経営環境にあります。また、T P Pにおいても農業分野への大きな影響が懸念されるところでございます。

このような状況の中、市といたしましては農業者に対し、指定野菜価格安定制度などの国の経営安定対策事業などを幅広く周知し制度を有効に活用するとともに、「輝け！ちばの園芸」などの支援事業を活用し、省エネで低コストの生産設備の整備と県と、連携し農業生産技術の普及に努めてまいります。また、園芸用燃油が高騰していることから、支援について、今回補正予算を本定例会に提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、5番目の（1）防災に対する対策についてのご質問にお答えいたします。

市では、今年も総合防災訓練及び津波避難訓練を実施いたしました。これらの訓練をはじめ、旭市地域防災計画などにのっとりまして、緊急的な一時避難場所となる津波避難タワー

の建設等防災施設の整備に努めてまいります。

また、大雨等により土砂災害発生のおそれのある区域については、危険箇所を把握するため、千葉県や警察、消防と合同でのパトロールを実施して、今後も継続してまいります。

さらに、今年はソフト面でも、ハザードマップや津波避難用標高マップを全戸に配布しました。ハード、ソフト両面で今後も努めてまいりたいと思います。

続きまして（２）です。車での避難訓練というご質問がございました。

一昨年の地震では、旭市に津波が到達するまで約１時間かかったわけであります。今後発生が予想されます首都圏直下型地震、南海トラフ地震、これらについては発生した場合には旭市に震源地から近いことから、より短い時間で津波が到達するものと予想されるわけであります。したがって、より迅速で秩序立てた避難が必要となります。

その際の自動車を利用した避難については、住民に対して特にルール of 周知徹底が必要不可欠と考えますので、今後の津波避難訓練においては、車を使った訓練を行い、改めて課題等を整理したい、このように考えております。

○議長（日下昭治） 木内議員。

○１５番（木内欽市） それでは再質問を行います。

まず、市長の重点施策でございますが、人口減ということを毎回うたってくれておりますが、確かに定住促進あるいは中学生の300円の無料化、出産祝金、紙おむつ、第３子以降の保育園の無料化、これも当然必要だと思いますが、私が申し上げたいのは、毎回申し上げていますが、この方々は子どもがいる方々ですね。子どもを産めなくても、なかなか産めない方々というのは結構今いるんです。新聞なんかで見ますと33%ぐらいの方が一旦は悩んでいるということでございますので、こういう方々に要するに不妊治療、これに市単独で補助金を出していただけないかと、こういうことです。そして、子どもが授かれれば即人口増になるわけですから、この点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 不妊治療ということでございます。

私どもは、職員それぞれが新聞等、国・県の状況等を常に把握するようにしております。国の動きも若干ございますけれども、やはり近隣市町村等の状況を把握しながら、この問題につきましては、議員の要望のとおり十分検討していきたいと。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 近隣市町村と比較してという、例えばお隣の銚子市と比較しても、今銚子市はそういうのが全て高齢化、福祉も全部予算を削減しているところで、これなかなか無理だと思うんです。ですから、東総の中核都市、旭市ですから、近隣に先駆けてやるのも一つの例かなと思っただけの質問でございます。金額の大小はかかわらず、旭市が始めたということで、旭市はこういうことまでやってくれているんだということになりますので、そこをぜひお考えいただけないでしょうか。金額は少なくてもいいんです。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） おっしゃるとおり、未婚と不妊治療、子どもを産めない、そういった部分でかなりの方々がいると思います。そういった実態調査も少しさせていただきながら、その不妊治療にどれだけ応援できるのかというような部分をこれから研究、精査していきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） どうもありがとうございます。

それでは、2番目の今後の市政運営について伺いたいします。

主に、先ほど市長が適材適所ということをおっしゃっていただきました。そのとおりだと思います。市役所に入りたてのころは、いろんな課を回っているいろんな仕事を覚えるというのは、これは非常に大事かと思えます。

しかし、みんな個々得意分野があると思うんですね。数字に強い方とか福祉に強い方とか、あるいは産業の分野、農業問題に強い方とか、いろいろ適材適所、あるいは建設のほうに強い方とかいらっしゃると思いますので、ある程度までいったら、先ほども適材適所とおっしゃっていただきました。こういう場合に本人の希望を、私はこういう所というそういう希望はある程度取るんですかね。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今、本人の希望をとるのかという話がございました。

本人の希望はとりません。我々がやっているのは、所属長を中心に、その本人はどういう人物だということを聞いてやっています。ですので、間接的には所属長に本人は希望を出しているかもしれません。その辺のところでもよろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 分かりました。

人事は大体恐らく、例えば警察だとか消防の場合には試験がありますよね。試験に受かればどんどん上に上がれると。ただ、役所の人事の場合には、先ほど昇任試験ということもありましたが、ほとんどは市長、副市長、総務課長この3名あたりで決めているんじゃないかと思うんです、人事は。ですから非常に難しいと、そんなことを思います。

それでちょっとお聞かせいただきたいんですが、市役所の場合には、夫婦で勤めていると課長になれないとかそんな話が聞こえてくるんですが、実際にこういうことがあるんでしょうか。お答えづらいでしょうから、私はあると想定して質問させていただきます。

もしもあるとしたら、これはちょっと時代遅れじゃないかと思うんです。例えば、旭市の場合、合併しましたね。当時、例えば干潟町の役場に入った人がいて、もう一人、飯岡町役場に入った人がいたとします。その人たちがお互いに結婚しましたと。今、合併して一つの市になりました。夫婦で勤めているわけですね。そうした場合に、夫婦で勤めたなら課長になれないなんて、こういうのがまかり通ったんでは、どうせ課長になれないんだからとか、やる気をなくしてしまうんじゃないかなということをちょっと心配するわけでありますので、そういったことはないんでしょうね。また、なくすようにしていただけるんでしょうね。市長でも、副市長でも、総務課長でもどなたでもお答えいただきたいんですが。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今、夫婦共働きのお話がありました。あるかないかと言われれば、今ははっきりないともあるとも申し上げません。あくまでも先ほど市長が言ったように、適材適所でやっているものですので、その辺をご理解よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 何でこういうことを言うかと、今この時代、別に職員の皆さんの肩を持つわけでも何でもないんですけれども、公務員の方々は非常に社会的につらいんじゃないかと思うんです。夫婦で勤めていると給料をいっぱいもらうからとか、そういうことを言われているんじゃないかなと思うんですが、皆さん方が市役所に入った時には、恐らく給料はぐっと安かったんです。東京オリンピックが五十何年ぶりで開かれますけれども、そのころから、あの池田勇人首相の所得倍増計画なんていうのが出まして、そのころからぐんぐん日本の高度経済成長が始まったわけです。

ところが、皆さん方が入った時には、そういうことですから、民間のほうが給料はずっと

よかったはずなんです。役場とか市役所に入った人は本当に給料が安くて苦勞なさったと思うんです。それでやっところまで勤めてきて、給料がよくなってきたら、その公務員がいいんだとか、公務員は高過ぎるだとか、給料下げろとか、本当に先ほども言いましたが、市長が給料を下げないというのは、本当にこれはいいことだと思います。一生懸命やっている公務員が何か悪者みたいになってしまって、今は今で逆に就職難ですから、公務員を受ける人が多いから優秀な一流大学出た人たちでもどんどん公務員試験落とされてしまいます。国立大学入るより難しいんです、今公務員になるのが。そんなに難しい試験に受かって、面接もクリアして、市役所の職員になった若い職員たち、その人たちが職場同士で結婚したり、あるいは公務員ということであれば、例えば中央病院の職員と一緒にあったりとか、あるいは消防署もそうですし、警察だってそういうことになりますね。学校の先生の場合には、夫婦で教員やっていたって優秀であれば校長になれます。しかも若い時になれます。

ですから、そういったことはもう時代遅れですから、旭市はそういうことはやめていただいて、逆に年功で誰でも課長とかそんな時代じゃなくて、若くても優秀な職員は課長に抜擢するような、そのような人事も行っってはと思いますが、最高責任者であります市長のご見解を伺います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 木内議員のお話しすること、もっともなところもありますし、一般の市民、そういった部分での考え方もまた違った立場の見方もあるのだろうと、そんなような思いがあります。

いずれにしても、人事については適材適所、それまでには昇任・昇級試験もきちっと、今やるようなシステムにしてありますので、それらを、これからも堅持しながら、あくまで人事については適材適所、そういった部分でやっていきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そういうことで、とにかく若い職員がやる気をなくさないように、一生懸命頑張ればちゃんとそれなりのポストにつくんだというようなことをお願いしたくて、今質問させていただきました。

それでは次の質問に移ります。

道路問題についてですが、やはり、先ほど、主要道路等の整備等々おっしゃっておられま

した。ただ、ここで一番やっぱり急いでいただくのは津波の避難道路だと思います。大きな地震が近いうち来るということでございますので、避難道路に関してはぜひ最優先で取り組むべきかなと、こんなふうに今感じております。中央病院のアクセス道も大事でしょうけれども、今のところ中央病院行くのにそんなに困っていないんです。うちのほうからでも5分早く出れば着くんです。南北線、完成しなくてもそんなに混んでいないですから、それもありますが、優先からいくと、私は避難道路を一番先に造るべきかなと。昨日の市長の答弁でもなかなか、許可云々ということでございますが、やはり避難道路は車で避難するためが入っているんじゃないかなと思うんです。歩いての避難道路は必要ないでしょうから、そういった意味でやっぱり避難道路の優先順位を上げていただだけませんか。先ほど4番目におっしゃったので4番目の順位かなと思っていますので、どうでしょう、課長。

○議長（日下昭治） 木内議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 津波避難道路の件でございますけれども、これは建設課のほうも上司から最優先で取り組めというそういう指示をいただいておりますので、最優先で取り組んでおります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。じゃ、そういうことでぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、3番目の観光問題についてですが、夏の観光ということをおっしゃっていただきましたが、先ほども先輩の議員からご指摘がございました。夏だけではたかが知れていると、こういうご指摘でございます。夏以外の観光、これは非常に難しいとは思いますが、やはり考えるべきだと、このように思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（斎藤秀雄君） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、夏以外の観光ということで、十分商工観光のほうは承知しております。特に今年の取り組みを一、二ご紹介させていただきたいと思っています。

旭市はあまり観光資源に本当に恵まれているとは、我々は思っておりません。ただ、いろいろ探してみるとあるのかなということで、一つは今年取り組みましたものは豊富な農水産物、そういうものを資源にしようということで、飯岡地区で貴味メロンの農家にご協力いた

だきましてメロンの収穫体験、これをはとバスの会社とタイアップしまして、2日ほど実施させていただきました。大変好評で、これからはぜひ貴味メロンをスーパーで買ってみたい、スーパーになれば貴味メロンないですかという、そういう問いを都会でやってみたい、そういうお客さんが多くいました。

現在、この秋に向かいまして県の観光誘致課と今進めておりますのは、大手と組みまして、旭市にあります花の農家とタイアップして、花を収穫あるいは買い求めいただいて、帰りに旭の豚肉を食べて帰っていただく、そういう仕掛けをしようところで現在動いております。

そういうようなことで、観光資源を作っていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ただいまお答えをいただきました。やはり私もそうかなと思います。

旭市の観光資源って別にないですから。先ほどもちょっと控室で話していました。一番行く所が多いのが飯岡の灯台の夜景なのかな。ところが、夜景は夕日が沈む時だけですから、それまではちょっと薄いと。それで、先ほども言いましたが銚子市がもう少し元気になっていただければ、銚子市へ来た方が、例えば香取神宮だとか、向こうは水郷を回って銚子市に来てくれた人が旭に寄ってくれればいいんです。ところが、銚子まで来ないので、香取神宮からまた高速で帰ってしまうと、どうもこういうような流れになっているようなんです。ですから、そういった点で、グリーンツーリズムですか、前にも一回質問したことがあるんです。農業体験をしていただくとか、そういった面でのぜひ拡充をお願いしたいと、このように思います。

それで議長、先ほどの質問、道路のほう一回抜かしてしまったんですが、戻っていいですか、2に。

○議長（日下昭治） この問題を終わってから……

○15番（木内欽市） 終わりました。

○議長（日下昭治） 簡潔にお願いします。

○15番（木内欽市） 道路のほうなんです、狹隘道路の件、2メートルぐらいの道路でもやってくれと、ただ、要望が4メートルが多いのでそちらということですが、本当に今年の夏は暑かったもので、ほこりとかが相当したんです。それで、風が吹いただけでほこりが舞い込む。車が通ったらもう窓をあけていられないと。恐らく建設課のほうにも相当苦情が行ったと思うんですが、そういった道路もぜひやってほしいと思うんです。例えばの話、4メートルで1メートル舗装するのに幾らぐらいかかりますか。ざっとでいいです。

○議長（日下昭治） 木内議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 4メートルの道路での舗装の単価ということでありまして、4メートルの幅で大体100メートルの長さですか、それで路盤はもうでき上がっていて、舗装だけ5センチ程度の舗装をするということであると、1メートル当たり1万3,000円程度だと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） たしか前回もそんな程度だったと思います。前は1万円ぐらいだと聞いたんですが。

そうすると、1,000メートルやっても1,000万円で足りるんですね。毎年これ2,000万円ずつぐらいお金をかけたら、たちまち生活道路の舗装でき上がってしまうと思うんです。そんなにはないと思うんです。うちのほうの地域で2本ですから、400メートルぐらいなんです。これを全部地域で割っていてもそんなに多い距離じゃないと思うんです、大した金額じゃないと思うんです。

ですから、毎日使う生活道路ですので、その場合にはぜひそちらのほうへ予算を回していただけたらと。たしか、前の選挙の時に市長が、結構歩くと旭って道の悪い所がありますと、舗装しなければなんていうことをおっしゃっていたんです。ですから、そういう生活道路、そうすると、うちのほうの、合併しなくてよかったなんていうのが合併してよかったになるんです。ですから一般の、今聞いて分かったんですが、普通は4メートル未満は駄目だと、こう認識してしまっているものですから、都市計画の絡みでしょうけれども、ぜひそちらのほうよろしく願いいたしたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し市長のほうから明快にお答え願います。市長。

○市長（明智忠直） 確かに生活道路ということで、玄関から大通りまで出る所が舗装になっていないというのは、随分その家庭にとってつらいところがあると思います。そういった部分では、きちっと生活道路、玄関から大通りまで出る部分については舗装して、助成をさせていきたいのと、そんなように思っておりますけれども、2メートルということはちょっと無理ではないのかなと。今の交通のいろんな状況を考えれば、2メートルでは車も1台も通れないということで、せいぜい周りの人に協力していただいて、3メートルぐらいにはしてもらいたいということが、ぜひこれからも議員の皆さん方にもお力をお貸しいただきたいな

と思いますので、よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 木内議員。

○15番（木内欽市） 分かりました。よろしくお願いします。前回は申し上げましたが、お年寄りが夫婦で住んでいて、一人は車椅子、一人は老人車、そうすると舗装がしていないと買い物に表まで出られないという、そういう切実なところもありますので、本当に2メートルはちょっと狭過ぎるかも分かりませんが、困っていますもので、簡易舗装程度でもいいからお願いしてということで、よろしくお願いしますと思います。

あと観光問題、今後の取り組みですが、私は木更津市のアウトレットへ行ったら、旭市のパンフレットが置いてあるかと思ったら、置いていないんです。旭市だけないんです。これはどういうことだったんでしょうか。千葉駅とかだと、海水浴の大きなポスターがあるんです。飯岡海岸とか矢指ヶ浦海岸はあるんですが、木更津市のアウトレットには何もないんです。よそはみんなあるんです。どういうことだったんでしょう。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今ご指摘いただきました木更津市に大きなアウトレットという施設、その中に市町村を紹介するコーナーがございます。各市町の観光パンフレットが掲示をしてある。確かに一時期、申し訳ありません、ちょっとパンフレットが不足しまして、その中に掲示ができなかった時期がございます。今は改善しまして向こうのほうへ送る、そういう段取りをしております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） では、よろしくお願いいたします。

もう一回ぐらいできますね。大丈夫ですか。

それとあと、宣伝の面で、飯岡の海岸、矢指ヶ浦の海岸を宣伝するには、安全な海ということが大きなポイントになろうかと思うんです。まず、人身というか、要するに海の犠牲者、海水浴で溺れたりとかそういう被害者が全く出ていないんです、旭市の場合はどちらも。私が記憶している限りありません。今日もちょっと飯岡の観光協会の会長に伺ったら、やっぱり私の記憶でもないかと。ですから、安心な安全な海なんです。ですから、水死者という表現が悪いでしょうけれども、水の犠牲者が一人もいない安全な海と、これを大いにアピールすべきだと思うんですけれども、この点。

それとあと、いいおか荘の場合は、飯岡のプールがなくなった影響もあるのかなと、こう

いう方もいらっしゃいますが、併せてお答えください。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員のほうからおっしゃいました、確かに飯岡、矢指、いろいろ事故が無いという記録が、実は先般ライフセーバーのほうから、今まで604日間、無事故記録を伸ばしているという、そういう資料の提供がありました。604日間というのは、大体年40日間としますと、約15年くらい事故が無いよと。それは死亡事故等含めまして、小さな事故はございます。ただ、死亡事故等が無いということでございます。

そういうようなことで、ただ、この安全につきましては、市から委託していますライフセーバー等が相当数を救出した、そういうことも聞いております。ここにつきましては、P Rの中にひとつ入れていきたいなと、そういうふうに考えています。

それと、飯岡の海水浴場につきましては、現状を見ていただきますと分かりますように、土がついてきて、離岸堤までだいぶ土がついて泳げる所が少なくなってきた、そういう状況も、自然的な状況もございます。ただ、今、議員のほうからありました飯岡の観光協会の役員さん方から聞きますと、プール、これもやはりお客が減っている一つの要因だな、そういうことで聞いております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、いいおか荘の貸し付けに当たっても、もしできればその事業者がやっていただければ、プールのほうもお願いしますということをお願いしていただければなど、このように思います。

それでは、次にT P Pについてお伺いいたします。

これは、民主党の政権の時には結構自民党は、T P Pは反対だと。米が1俵2,000円になってしまうとかかなり頑強に言っていたんですが、政権が代わってしまったらまた変わってしまっ、今聞くと重要5品目もうっかりしたら関税の除外にはならないおそれもあると聞きましたけれども、その点どうですか、分かりましたら手短で結構です。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 重要5品目ということでございますが、この重要5品目と位置付けた米などの農産品に対する状況でございます。

報道等によりますと、参加全12カ国で話し合うのが難しい関税協議は2国間で個別に進んでおります。日本はメキシコやマレーシアなど計9カ国と協議しております。日本はこの協議で、重要5品目についてはどのような扱いにするかは未定として交渉を進めておりましたが、交渉の中で、シンガポール、ペルー、チリの3カ国より日本に対し関税全廃の提案がされたとのことでございます。政府は今後、最大の壁であるアメリカ、オーストラリアとも協議に入るとともに各国との調整を本格化いたしますが、政府には強い交渉力をもって重要5品目の関税維持に向けて全力を尽くしていただきたいと願っております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、シンガポールとかペルーとか、これがやはりちょっと怖いんですよ。今まではアメリカばかりが言っていたんですが、こういう小さな国が言うてくるということは相当流れが変わっていると。裏でアメリカが言わせるんじゃないかという説もあるくらいなんです。ですからTPPに対しては、本当に油断できないなと、こんな思いでおります。情報収集に努めていただきたいと、このように思います。

関連して、次の農産物の価格の低迷についてに移りますが、米がこれ以上安くなったら、もう作る人がいなくなってしまうんじゃないかと思うんです、TPPも含めて。

それで、これは今年作況指数が100というのと、取れ高が約820万トン、年間消費量が750万トンですから70万トン余ってしまうんです。しかし、70万トンというのはそんなに大した量じゃないんです。我々国民1人が一日におにぎりを半分ぐらい食べればこの量にいつてしまうんです。ですから、米の消費をもうちょっと増やせばいいんです。

ただ、今、もう主食の座はパンに奪われてしまいましたから、これもやっぱりアメリカの戦略じゃないかなと思うんです。学校給食にパンを導入したり、あと、パン業界も商業が上手でした。朝食にパンを、すっかりこれが定着してしまっていて、いつの間にか主食の座をパンに奪われてしまったと。でありますので、これは国でないと無理でしょうけれども、市独自でも、もう少しお米を食べましょうというようなアピールを発信していただければいいのかなと。市独自でできること、産出額千葉県1位なんですから旭市がおこなってもいいと思って今質問をしています。いきなりで答えにくいでしょうが、お考えいただきたいと、思います。いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 市独自の米消費のアピールということでございます。

これは、市独自に消費を増やすということでございますが、減反政策が始まったところから米消費拡大運動というものが並行して行われてまいりました。しかしながら、米の消費量は年々減り続けておりまして、22年度ではついに1人当たり年間59.5キロというような状況でございます。

市といたしましては、消費拡大について米の力再発見事業として、米粉の普及に力を入れております。平成20年度に製粉機を購入して以来、農産物処理加工センターで市民の皆様方にご利用いただいております。また、市民を対象とした米粉料理教室の開催、また小学校での家庭教育学級での親子料理教室などへ米粉の提供あるいは講師の派遣、そういったものをしております。また、学校給食にも米粉を提供したり、あるいは米粉料理のレシピ冊子、これらを作成し、市民への配布を実施しております。

また、市内の飲食店、お菓子店ですか、こちらのほうにも米粉利用についてアンケートを実施した結果、試作していただいております、現在、米粉使用のロールケーキ、シフォンケーキ、パン、サブレなどが販売ということでございます。

また、給食でございますが、ここは以前週3回を基本とした米飯給食ということで実施しておりますが、聞きますと基本は週3日ですが、それを4日にしたりとかということで、米の消費に協力をいただいております。

今後も米消費につきましては、我々も一生懸命消費拡大に向けたPRをしていきたいと思いますが、なかなかやはり外食産業等もございますので、ちょっと厳しいところがあるのかなと思います。

お答えになるかどうか分かりませんが、現状でございます。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひよろしくお願いいたします。

米じゃなくて畜産の価格低迷もすっかり同じなんです。私の知り合いに養鶏をやっている方がいらっしゃいまして、どうですかと聞いたら、今どんどん鳥を飼っている羽数というんですか、数をどんどん減らしているというんです。もうからないんだから規模拡大しなければいけないんじゃないのかと言ったら、飼えば飼うほど餌を食べてしまうので赤字が膨らんでしまう、ですからやむなく飼っている飼育を減らしていると、こういう大変に厳しい状況です。

養豚もそうでございます。裾物といって安い所の部位は売れるそうですけれども、普通の肉は売れ行きが悪い、これも同じ状態。酪農も同じです。

倉橋にあります十数万羽飼っている大きな養鶏業者がそっくりそのまま農場ごと売却してしまいました。採算が合わないということです。ですから、こういった方面に対する補助と
いいですか、対策を何か講じるべきではと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 畜産の関係でございます。

確かに畜産業界を取り巻く環境は依然厳しい状況でございます。これは、経営安定対策として国が実施しております肉用牛の繁殖経営安定支援あるいは肉用牛肥育経営安定支援、養豚経営安定支援、それと採卵養鶏経営安定支援、その他酪農関係でも経営安定対策事業を各種実施しております。旭市といたしましては、この一助となるべく家畜伝染病予防事業ということで、各種予防接種あるいは検査、これらを本年度も予算を2,726万7,000円ほど確保して、畜産経営の安定に寄与していくために頑張っております。

いずれにいたしましても、国の事業という部分が、中には農業者のほうも出資しなくてはいけないとか、そういう条件はございますけれども、その辺の部分の緩和あるいはもっと国の手厚い部分、これらにつきましても逐一要望していきたいと思っております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、もう一項目なものでもう少し、お昼過ぎてしまいますがよろしいでしょうか。

続いて、防災行政についてお伺いをいたします。

房総沖で新たな断層が発見されました。非常に嫌な気分であります。3年以内に70%以上の確率で大地震が起こるであろうと予測する人もいます。こういった場合に、個々としても地震に備えるというようなことを日ごろから改めて周知徹底させておく必要があると思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今のご質問、ごもっともだと思います。我々は先ほど答えましたように、訓練をやるということ、啓発をするということ、施設を充実するということ、議員が言ったのは日ごろの啓発ということでありますので、重要に考えております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 9.11、ニューヨークのあのテロからちょうど今日で12年なんです。そ

の時に大勢の消防職員が瓦れきの下敷きになって殉職されました。現場に出動してです。今回も、震災の時には消防署員が、当然明け番だった消防署員に招集がかかりますね。全部、分署に詰めました。そうした場合に、これも想定外だったんでしょうが、私どもが現場を見に行った時に、車が一台もないんです。署員の車がみんな流されてしまったんです。そのほかに消防団員の車も、機庫にあった車が3台ほど流されました。

これは、日ごろ、前団長であります明智市長から受け継いでいる、消防は人のために尽くして見返りを求めないんだよという、その消防精神が堅持されているからだと思います。一言も文句を言わないんですね。

ただ、人的被害がなかったのが幸いであります。ですから、これからまた地震が発生した場合の人的被害を防ぐための対策、消防署員あるいは消防団員が被害に遭わないようにということも考えるべきだと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、お答えします。

大震災の後、4月12日に災害の発生時の対応ということで、大規模災害対応マニュアルを改正いたしました。その中で活動するわけですが、津波の到達の10分前には行動をやめて、消防職員、団員も避難する、そういうような方法、あるいは中央病院のほうにお願いしまして本館の屋上をお借りしまして、そこから目視で見まして、津波等が目視できましたら無線等で送信して、活動をやめてすぐ避難すると、そういうような形で、自分たちも生きなければ人命救助もできませんので、そういう形の方法をとるように思料しております。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 前回の場合に、相当たってから津波が襲来したんですが、これはその時に、14時46分に本震が発生していますが、それから30分後に茨城沖で大きな余震が発生しているんですね。これはマグニチュード7以上です。ですから、やはり地震の場合には連動して起きますので、地下でつながっているわけですから、片一方の断層がずれたら片一方もなると。当然、ですから先ほども言いましたが、房総沖で新たな断層が見つかったわけですね。南海トラフあるいは首都圏直下型の場合には、その断層も同じに動いて大津波が襲来するおそれというのが十分に考えられますので、そういった面で再度周知徹底というか、そういうのを図っていただきたいと、このように思って質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

最後に、車での避難訓練についてでございますが、先ほど総務課長から検討するというところでございます。私は駄目だと断られてしまうと思ったんですが、それでちょっとあれだったんですが、本当にぜひそれをお願いしたいと思います。

というのは、本来は徒歩で避難するのが、それで徒歩訓練をやっているんですが、津波が襲来して、前回6月の質問の時に滑川議員の質問で、南海トラフが起きた場合には80分後に襲来するということだったんですが、そうすると80分後に大津波が来るといった場合に、歩いて逃げるより、大体家の次に大事な財産、何百万円もする車を置いて逃げる人はいないと思うんです。みんな車で避難すると思うんです。ですから、前回の場合にはお昼だったからいいんですが、これが夜間の場合にはみんなうちへ帰っていますから、そうすると1軒の家に車2台や3台ありますので皆さん車で避難すると思うんです。それとあと、要援護者がいる所、歩いて避難するというのも無理ですから当然車に乗せて避難するんです。

だから、やるなと言っても車で避難してしまう、その場合にはパニックになりますね、想像は大体できます。夜起きた場合には、まず停電になります。前回もそうでした。信号が全くつきません。真っ暗な時に歩いて避難する人はなかなかいないと思うんです。車で避難します。ですから、そういったのを想定して、地域に合った避難訓練、ぜひそれをお願いしたいと、このように思います。これには当然警察や消防の協力が必要ですが、警察とかにその後に行きましたか、相談に。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 警察と日ごろからその話し合いはしております。今日も議員のこの質問に対して警察との連携を図っておりますので、行ったかと言われれば、行きましたということになります。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですか。私は反対されると思ったから、断るときに警察は遠いと言って断られるので、実は私も何度か行っているんですけども、言っていませんでしたから、警察はやはり全面的に協力すると、こう言っています。

ただ、国道の場合には緊急避難用の道路ですから、これは閉鎖はできないそうです。私はそれをお願いに行ったんです。例えば、八木の上あたりから迂回させて国道に進入しないように、こちら側は逆にサンモールあたりから全部車を迂回させて、1時間ぐらい避難訓練を行う場合にはどうですかと言ったら、国道の場合には緊急避難用ということになるので、緊

急車両とかが通行するので、それは国レベルの話になってしまうと。東京でやりましたねと言ったら、それはですから警視庁の、国レベルの話でこの辺では無理だということで、ただ、市道、県道の場合にはそれは十分可能だということですので、地震が発生した場合に避難をどこまでするか。一時はどこかでやっぱり大渋滞が起きしまったそうですけれども、それもやはりふだん訓練をすることによって防ぐことができると思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 先ほど、車での訓練をやりますというふうにお答えしたのは、まず一番大切なのはルール作りなんです。一番困るのが、みんな同じ道路に集中するというのが困るわけです。ですので、その意味で、どこの地区はどこの道路、どこの地区はどこの道路というルール作りが必要だということで訓練が必要ですねと申し上げましたので、その辺改めて整理させてもらいたいと思います。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それで警察からいいアドバイスをいただきました。要援護者の支援とかな場合には、なかなか民間で行くのも大変でしょうから、タクシー協会とかと例えば連携を組んだらどうですかと。そこに行ってもらう、前回の災害の時には建設協会と災害協定を結んでいて大変助かったと思うんです。ですから、そういったこともまた視野に入れてお願いしていただければなと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（日下昭治） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（日下昭治） 続いて、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（１番 大塚祐司 登壇）

○１番（大塚祐司） １番議員、大塚祐司です。一般質問を始めます。

最初の質問は、平成24年３月の第１回定例会でも取り上げた藻類から製造されるバイオ燃料についての質問です。当時とは国内外を取り巻く状況が変わりましたので再度伺います。

９月３日に発表された日本銀行が供給する通貨量であるマネタリーベースの８月の平均残高は172兆円であり、昨年11月の平均残高124兆円から大幅に増えています。現在のドル・円の為替相場は約100円で、ニューヨーク商品取引所におけるWTI、ウエストテキサスインターミディエート原油先物の価格は１バレル110ドル前後です。これを原油１リットル当たりの価格に換算すると約69円になります。前回、ドル円の為替相場が100円前後であった2009年３月の原油先物価格は１バレル40から50ドル程度です。これを原油１リットル当たりの価格に換算すると約25円から31円程度になります。

日本銀行による金融緩和と世界的な原油需給の逼迫の流れは今後も続くことが予想され、石油商品の価格下落は見込めません。旭市では重油を購入する農家に補助金を出していますが、あくまでも一時しのぎの政策にすぎません。

この問題に対する根本的な対応策は代替エネルギーの開発です。その有力な選択肢の一つが藻類から製造するバイオ燃料です。私が調査した範囲で最も価格競争力を持っているのが筑波バイオテック研究所が開発したニューストレインXから取り出すバイオ燃料で、バイオディーゼルの製造コストは１リットル当たり66円、航空燃料は90円です。この価格は、藻類の生産技術の向上により、バイオディーゼルで１リットル当たり40円台にまで低下することが予想されています。100%バイオディーゼルには軽油引取税がかからないので、旭市の業者が重油の代わりにバイオディーゼルを使うメリットは大きく、加えて精油施設、発電施設を造ることにより、旭市はエネルギーの供給基地ともなり得ます。

現在、同研究所は阿見にパイロットプラントを建設している最中です。藻類から製造されるバイオ燃料普及を見越して、試験的にバイオディーゼルを公用車等に使うとよいのではないかと考えます。

次の質問に移ります。

毎年夏になると、エイに足を刺された海水浴客などが現場であるいは病院で手当てを受けます。エイ刺傷による旭中央病院受診者数は、平成22年7月4件、8月70件、平成23年7月2件、8月20件、平成24年7月3件、8月40件であり、これとは別に相当数の受傷者が現場にて応急処置を受けているものと推測されます。

足がエイに刺された場合の処置はバケツに入れた湯に足を浸すことですが、現場ではライフセーバーが電気で沸かした湯か海の家湯を使っています。市内2か所にある海水浴場は、個人所有のプライベートビーチではないのですから、海水浴客のエイ刺傷の応急処置を民間人の善意と資金にただ乗りするわけにはいきません。市としてどのような対応ができるのかご教示願います。

次の質問に移ります。

子育て支援の一環として、千葉県は子ども医療費助成制度を設け、各市町村がそれに上乗せする形で助成枠を拡大しています。旭市では、通院、入院ともに中学校3年生まで助成し、所得制限はありません。自己負担額は、市民税所得割課税の有無によりゼロ円または300円となっています。しかしながら、近隣では匝瑳市、東庄町、横芝光町が所得制限はなく、自己負担額は一律ゼロ円です。

旭市の子ども医療費取り組みのこれまでの経緯と今後の予定についてご教示願います。

次の質問に移ります。

平成24年度から旭市でも事務事業評価が始まりました。数字による客観的な評価のみならず、行政機能について多面的に評価しており、大変質が高い事業と考えています。

本事業を生かすためには、評価を実行することが大切です。また、事務事業評価は課によって負担が重過ぎるように思えます。秘書広報課、行政改革推進課、下水道課の評価事業数が1である一方で、健康管理課18、生涯学習課13、農水産課12となっており不公平です。今後は、各班で年に1事業程度が望ましいのではないかと思います。

事務事業評価の効果と今後の予定についてご教示願います。

最後の質問に移ります。

本年5月に市長に提出された総合病院国保旭中央病院検討委員会報告書には、平成26年度末までに地方独立行政法人へと移行すべきである。その上で、できるだけ早い時期に近隣病院と経営を統合し、統一された意思のもと各病院の役割分担を明確にして地域医療を担っていくことが望ましい。しかしながら、完全な経営統合が困難であるのなら、旭中央病院に賛同する近隣病院が個別に地方独立行政法人化し、役員を相互派遣する運営方法も考えられる

との妥当な結論が書かれています。

医療を再生し、病院地域の医療が国内外のモデルとなるためには、報告書のとおり到医院改革を進めなくてはなりません。その第一歩として、市民及び職員に対する説明と意見聴取は不可欠です。今後、どのようにして説明と意見聴取を行うのかご教示願います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、私のほうから1番目と5番目につきまして回答させていただきます。

まず、藻類から製造されるバイオ燃料の試験的導入をというご質問でした。

これにつきましては、藻類から作るバイオ燃料につきましては、次世代のバイオ燃料として研究が進められておりまして、革新的なプロセスであり、数年後には航空機用として実用化されるような新聞報道がございました。試験的な導入につきましては、このバイオ燃料の製品化を見守りながら、価格や供給体制、また、エンジンやボイラーなどの影響などが明らかになった時点において検討したいと思っております。

続きまして、5番の中央病院検討委員会の報告の中で、今後市民及び職員に対しての説明と意見聴取をということのご質問です。

市民及び旭中央病院職員に対する説明会の開催予定ですが、市民の皆様への説明につきましては10月16日から地区懇談会におきまして実施させていただきます。その際、検討委員会の報告についての説明と、これらに対する市民からの意見をお聞きしたいと考えております。また、旭中央病院職員に対する説明につきましては、病院におきまして組織を通じて8月に検討委員会の報告書の説明を実施したと聞いております。

なお、市は病院設置者としてタイミングを見て、病院職員を対象に意向調査を行いたとも考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問のエイの被害、これにつきまして市ができること、これらにつきましてご回答させていただきます。

最初に、市内2か所の海水浴場での被害の状況等をご説明させていただきます。

矢指ヶ浦海水浴場、実は手当てということでライフセーバーが業務の中でいろいろなけが

の手当て、これも行うことになっております。そういうようなことで、矢指ヶ浦につきましては、今年49件の手当てを実施いたしましたという報告をいただいております。そのうちエイの被害は7件ということでございます。飯岡の海水浴場につきましては66件の手当てを行ったと。そのうちエイの被害は23件というふうなことで件数の報告をいただいております。ただ、日によって多くのエイの被害者が出ている、これは現場で我々も確認してございます。

被害に遭われた方には、まずライフセーバーによりまず応急手当てを施しまして対応しております。重傷者においては医療機関にお願いする。これも数多くあるということで聞いております。エイに刺された場合には、議員からありましたように、患部をお湯につけるなどすることによりまして毒を抜く、そういう効果があるということで言われております。議員が言われますように、応急手当てとしてお湯が不可欠でございます。お湯の確保が重要であるというようなことで理解しています。現在、2か所の海水浴場、ライフセーバー等によりまして電気ポット、こういうもので対応しておりますけれども、お湯が不足する場合、海の家等のご協力をいただいている、そういう状況でございます。

来年に向けましては、2か所にあります海水浴場、それぞれ状況が異なります。現場に合った方法でお湯を確保したい、そういうふうに考えています。例えば電気ポットの数を増やすあるいは簡易コンロを設置する、そういうようなことでお湯をなるべく多く確保したい、そういうふうに考えております。

特に被害が多い飯岡につきましては、仮にいいおか荘が再開した場合には、いいおか荘のご協力もいただきながら適切な処置をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 子育て支援課長。

○子育て支援長（山口訓子） それでは、私のほうから3番目の子ども医療費助成についての市の取り組みについてお答えいたします。

本市では、人口減少対策として、子どもが病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう医療費の助成を行っています。

初めに県の制度について申し上げます。千葉県の子ども医療費助成制度においては対象が入院では中学3年生まで、通院では小学3年生までです。自己負担金は、入院は1日、通院は1回当たりについて300円で、非課税世帯及び市民税均等割のみの課税世帯は無料となっております。また、所得制限が設けられており、医療費助成を受ける家庭の制限があります。

一方、本市の制度でございますが、平成24年4月に市独自で所得制限を廃止し、市内全て

の子育て家庭で制度の利用ができるようになっていきます。また、本年8月1日の受診分からはさらに対象年齢を拡大し、県の補助対象が、先ほど申し上げました通院等は小学3年生までであるものを中学3年生までとし、市独自の取り組みを取り入れました。また、他市では通院分の医療費助成を償還払い方式で行うこともある中で、本市では現物給付方式を採用するなどの対応もしております。

さて、自己負担金の無料化ですが、平成25年4月1日現在の情報で、県内の市の状況といましては、37市のうち匝瑳市を含みます5市が無料化を実施しております。本市では本年8月に制度を改正したばかりであり、今後県内他市の動向に注目するなど自己負担金のあり方について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、事務事業評価の効果と今後の予定はというご質問にお答えいたします。

事務事業評価は、前年度実施した事業について、目的、妥当性、有効性、効率性、公平性の四つの観点から見直しや削減余地はないかを検証し、よりよい事務事業とするための改善策を考えていこうとするものです。

平成24年度は職員の意識改革と庁内議論の促進を重点に実施しました。評価を通じて事務事業のあり方について考えることが徹底され、また、課内協議において現状や課題等の共有化が図られることで職員や組織の見直し意識の醸成に寄与しているものと考えております。また、評価結果に基づき、その事務事業の成果の向上、事業費や業務時間の削減などに向け、担当課が考えた今後の改善策を翌年度の予算編成に反映させています。

平成24年度は121事務事業の評価を実施し、事業費ベースでの予算対比では2,851万円の事業費削減となりました。さらに、改善策を平成25年度すぐに実施できなかったものについては、その後の進行管理をしっかりと行うことで着実に成果に結び付けることとしており、今後の効果を期待しているところであります。

担当課によって評価する事業数に大きな差があるので不公平だというご指摘がありました。

評価する事業の選定は、各班で一つ以上を評価することを基本にさまざまな分野から抽出することとしておりましたが、そもそも各担当課で所管している事務事業数が大きく違うこと、さらに全事業を一度は評価してみようという前提から、評価する事業数に差が生じてしまう結果となっております。

全事業の評価を実施してみた結果、次の段階では、評価の方法、簡素化や評価事業数の均等化、評価事業の選択方法等についても検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 一つ質問が漏れているんですけどもよろしいですか。1回目の質問ということで。

○議長（日下昭治） 2回目以降ということで。

○1番（大塚祐司） 4番の2、では2回目以降で、後で質問させていただきます。

まず、1番の石油製品価格上昇とバイオ燃料の導入ですけれども、こちらはT P P対策にもなります。こちらの筑波バイオテック研究所では、農家にきちんと収入を確保していただくというもとで試算しています。ですから、基本的にはこれは農業事業で、何か所かの農業法人と共同してこの事業を始めています。千葉県内でも2か所ほど農業法人が協力してやっているということで、航空燃料はもう1%程度入れることがほぼ決まっております、バイオディーゼルは非常にいいんですけれども、石油卸とトラブルになるということで、石油卸からたたかれない航空燃料をやっているとのことでした。

それで、一度、農業予算でも発電事業ができるというふうにおっしゃってしまして、どのようなものが旭市には向いているのか、こちらの会社なりに考えを持っていらっしゃいます。12月になればある程度工場ができて上がりますので、阿見はそう遠くありませんので、一度視察に行かれたほうがよいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 藻類から作るバイオ燃料につきましては、遊休農地の活用や燃料費削減など地域に貢献できる可能性があるようです。試験プラントの完成後に、視察につきましては検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、よろしくお願いします。

では、次の質問に移りますけれども、もう少し具体的に、市が責任を持ってお客さんの対応に当たると、民間の方の善意にただ乗りするわけにはいかない、特にお湯を沸かすのにお金がかかりますので、そのあたり、特に飯岡のほうが適切に処置というのはどのようなもの

が適切な処置という意味なのか、具体的にお聞かせいただけますか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） まず、議員ご承知のように、飯岡の監視塔、実はライフセーバーはご承知のように市のほうから委託をして海岸の管理をしていただいている。その中に、けがを診る、それも業務仕様書の中に入っております。飯岡につきましては、実は監視塔が相当遠いんですね。海沿いのほうにあるということで遠い、その反面、ご承知のように飯岡の土はかたく車が乗り入れできます、あそこは。そんなことで、いいおか荘とうまく連携をとることによって、車でそこまで負傷者を迎えに行けるのかなという部分、あるいは水をそこまで運べるのかなという部分がございます。そんなことで、それぞれ矢指と違った状況にありますので、適切な処置を考えていきたいと。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 初めてエイに刺された方というのはかなり痛がっていますので、そこで親切に対応してあげると市のイメージもよくなると思いますので、迅速に手配できるように、また、来シーズン考えていただきたいと思います。

では、次の質問ですけれども、子ども医療費につきましては8月に制度を改正したばかりということで、かなり旭市も頑張っているなと思います。ただ、300円払っている方々からすれば、決して私たちも収入が高くないのに何で取られるんだ、不公平だという声が上がっています。その点について、市まで届いているのかどうか教えていただきたいのですが。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援長（山口訓子） 少し不公平であろうという声が市まで届いているかという質問ですけれども、子育て支援課のほうには直接、300円という金額であるせいでしょうか、特には届いておりません。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 治療内容によっては、300円というのはあまり変わらないんですね、保険診療の負担額と。ですから、そのような声があるということだけこちらから届けておきますのでよろしくお願いします。

それから、次は行政改革、事務事業評価ですけれども、かなり頑張っているんですけれども、これは全事業これで終わったんですか。それともまだまだたくさん残っているの

でしょうか。全体の何%ぐらい24年度で終わったのか、まだこの先、健康管理課、農水産課、それからもう一つが生涯学習課、これらの課がたくさんやらなければいけないのか、そのの見通しを教えてください。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 予算書上は400ぐらいの事業があるんですが、今年やっている63事業を加えると約200に近づいたということで、削減の余地があるですとか改善の可能性のあるものについてはほぼ終わってきているというふうに考えております。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 問題は、これだけ多く事務事業評価をやって、大変労力があると思うんですけども、事務事業評価するために残業しているんじゃないかというふうに思ってしまうんですが、実際にどうですか。それは本末転倒のような気がしますけれども、実際事務事業評価が多過ぎて残業しているということになっているかどうか教えてください。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 実際の問題として残業があったかどうかについては、把握はしておりません。ただ、やはりおっしゃるとおり事業数の多い課にとっては大変だという話は聞いております。

ただ、最初に申し上げましたとおり、意識改革、それから課内の議論をしてもらおうんだということで行っておりますので、忙しかった課もあるけれども、それはそれで取りあえず我慢してほしいということで進めました。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 事務事業評価で残業してかえって人件費が増えるというのは本末転倒だと思います。

私は人件費削減は、参加しないというのは反対ではないです。ただ、理由が震災で頑張ったからではなくて、地域経済に悪影響を及ぼす、職員をお客さんに持っているお店が困るから、私はこのまま維持したほうがいいと思いますけれども、ただ、残業代、へとへとになって、残業代をもらってそのまま家に帰ってしまっただけは何の意味もありませんので、そのあたり事務事業評価が過大になり過ぎないように、特にここに出ている三つの課についてはよくよく注意していただいて、きっちり職員が帰れるように配慮していただきたいと思いますが、

今後どうされますか、この三つの課について。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 一旦終わって、次の段階ではそういったことも考えたい。

ただ、今挙がっている課はどこの課も人数の多い課でありまして、一人で例えば10事業も抱えてしまったというようなわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、次の質問に移ります。すみません、原稿から抜け落ちてしまって、市民、区長、議員からの要望と対応の公表をという質問に移らせていただきます。

これはさまざまな要望が市役所に届けられると思うのですが、市政の透明化を図るためには、これらの要望、それから、それに対してどう対応したかということ公表すると一層、どのようなことを市役所がやっているのか分かりやすくなって市民の利便性も高まると思うのですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革の一環として、市民からのさまざまな要望を全て公表してはということですが、議員のおっしゃるように、市に対するさまざまな要望についてその内容や対応状況、これを全て公表するということは、公平性や透明性を高め開かれた市政運営につながることはと思います。ただ、情報の一元化ですとか公表の方法等、難しい部分もありそうなので、慎重に検討してみたいと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） これは、実は市民の方々というのは、かなり行政に遠慮している部分があって、物を言う方というのは何回でも行政に言うんですけども、言わない方というのは、この道を直してほしいとかこの側溝を直してほしいなと思っていても、聞くまで言わないことがあるんですね。それで、日々どのようなことを要望されていて、どうするのか、行政の範囲が分かると市民も、行政の仕事はここまでだと要望しやすくなると思うんです。

さすがに、確かに市民一人一人全部やるというのは大変ですから、区長や議員からの要望というのは割と数も絞られますし公の内容がほとんどですので、これは公表する価値があるかなと。手間がかかるというのはあると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。議員と区長の要望に限って公表するというのは。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 先ほど申しましたとおり、情報の一元化をどうするかですとかどんなふうに公表するか等、いろいろ考えてみたいと思います。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員、この項目、最後の質問になりますので。

○1番（大塚祐司） これはそれほど難しくなくて、例えば議員に絞っていうと、課に対する要望は議会事務局、それから、市長、副市長に対する要望は秘書課を同伴、それから病院に対する要望は事務部経由というふうにやれば情報の一元化は図れます。ただ、確かにいろいろこの情報まで公表するか難しい面があると思います。これができたら、旭市というのは、日本中の自治体のモデルになると思いますので、私もこれはすぐに実現可能だとは思っていませんけれども、頭の片隅に置いておいていただければと思います。

では、次の質問に移りますけれども、市民から意見を聴取する、これはいいんですが、地区懇談会にいっぱい人が集まりますから、そこで丁寧に説明した上で聴取すると。やっぱり職員のほうがこれに関心持っているわけですよ。市民は実際、経営形態よりも病院の機能そのものに対する質問や要望のほうが圧倒的に多いんです。経営形態に関する心配というのは職員のほうがしているんですけども、タイミングを見てというのがよく分からないんですけども、タイミングを見てというのはいつやるということでしょうか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） このタイミングは、実際は時期のことを表しています。地区懇談会をやって、それから意見聴取をして、その辺をある程度内部としてまとめた段階で、病院のほうの職員の方々、病院は病院でもう報告の説明をやっておりまして、設置者としてその時期を見て意見の聴取をしたいというように思っています。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） こちらのほうは職種によって若干温度差があって、やっぱり市がある程度示さなければいけない部分があります。特に、共済組合がどうなるかあるいは退職手当がどうなのか、それから公務員の身分がどうなのか、このあたりはもう執行部の方御存じのとおり法律に書いてあります。地方公務員等共済組合法第141条の2、これはもう共済組合継続可能です。

それから、退職手当は精算してもしなくても、それは市が決められます。もちろん、精算

しないほうが反対者は少なくなります。これは、地方独立行政法人法第61条に書いてあります。この逐条解説に詳しく書いてあります。それから公務員の身分希望者については、市と病院の申し合わせにより、派遣するしない、どのぐらいする、そのあたりが決められます。これは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条の2に記載してあります。病院改革をうまくなし遂げる、特に地方独法というのは大規模な反対というのは出ません。公設民営や民間移譲と違って首長の首が飛ぶなんていうこともありません。これはなぜかという、職員があまり変わらないんですね。民間人になるけれども、退職手当とか共済組合とか肝心な部分が変わらない。だから反対が出ない。むしろ医療機能が向上するということがありますので、このあたり、説明する際に市としてはこう考えているんだと、なるべく変わらない形で説明していただきたいと思います。これについては、今すぐここで答弁できないと思いますので、その要望ですね。

それからもう一つ、市が説明するためにはやはり十分に、ペーパー上の知識だけではなくて、実際に独法になったところで話を、現場を見て、それから独法化したところの話を聞く。もちろん、するしないは別ですよ。するしないは別として、情報は十分に仕入れなければいけないと思うんですけども、旭市にとってモデルとなるのが山形県酒田市病院とかさんむ医療センターなんですけど、執行部としてはこの二つはもう視察に行かれたのでしょうか、どうなのでしょうか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 視察したということは私は聞いておりません。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 例えばさんむ医療センター、ここは実は医療崩壊の先駆けでして、東金病院の医師数が平成15年から3年間で半減したんです、23人から11人に。このあおりで非常に勤務が厳しくなって、当時の成東病院、内科と泌尿器科の医師合わせて9人が全員退職してしまった。ここから医療崩壊が全国に波及していくんですけども、実はこの時の病院トップと今の病院トップは同じなんです。要するに同じ能力の人がやっている。

では、今はどうなったかという、平成24年度4億円の黒字を出しました。評価委員会に出ている非常に厳しい発言で知られる長隆先生とか亀田信介先生がすばらしいと褒めたんです。そういう病院に生まれ変わった。じゃ、誰が頑張ったかと、椎名市長なんですね。椎名市長が頑張って、坂本理事長が腕を振るえるように制度を変えていって、それで、坂本先生

が平成22年4月から理事長として少しずつ変えていった。坂本先生もおっしゃっています。独法は魔法の杖じゃないよ。でも、自分たちは、責任は大きいけれどもやりがいもあると。だから、いい病院を作っていくための制度としては、これはいいよというふうにおっしゃっていました。実際にホームページを見ていただければ分かりますけれども、地方公営企業よりもオープンです。中期計画、年度計画、財務諸表、これはキャッシュフロー計算書も出されております。それから、理事会会議録、これも全部公表されています。

それから、山武市に行って何が分かるかという、市民にどうやって説明したか、議会にどうやって説明したか、それから理事長に聞いて分かることは、業績がよくなっているにもかかわらず職員満足度も高くなっているんですね。それが両方満たされている。その過程を非常に、実際、椎名市長と坂本理事長に話を聞くといいと思います。旭ネットきらめきでは、2年半前にお二人にお会いしていろいろお考えを伺っているのです。あのころと今と随分変わって今のほうがずっとよくなっていますので、ぜひ行っていただきたいと思います。

それから、もう一つ山形県酒田市病院機構については日本一の公立病院とも称されるぐらい、もともとは債務超過の大赤字の病院だったんです。日本海総合病院。ここが大きく変わって、医療再生に、医療の質も上がり、収益も改善したと、ここも大変参考になると思いますので、この二つの視察をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） 今お話がありました先進地をよく調査いたしまして、地区懇談会、それから病院の職員の意向調査等をやっていききたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（日下昭治） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 将 範

○議長（日下昭治） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（4番 太田将範 登壇）

○4番（太田将範） 日本共産党、太田将範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

まず大きな一番目として地域医療について。

（1）旭中央病院の基本理念と基本方針について。旭中央病院の基本理念として、私たち

は地域の皆様の健康を守るために常に研さんに努め、医学的にも経済的にも社会的にも適正な模範的な医療を提供しますとあり、これ全ては患者様のためにということで書いてありまして、基本方針として11項目を提示しております。6月議会をお願いしてあったんですが、質問漏れの部分でございますので、事業管理者につきましては、地域医療と病院の基本方針についてのお考えを議会の場で明らかにしていただきたいと思います。

小さな項目として2、社会保障制度改革推進法とT P P交渉参加、消費税増税について質問します。

医療と介護の分野について、今三つの重大な争点が浮上しています。医療制度改革推進法の制定により後期高齢者医療制度の創設、療養病床の削減、平均入院日数の削減、特定診断、特定保健指導などが盛り込まれました。要するに、金のかかる入院や施設から安上がりの在宅の方向が盛り込まれてきております。また、看護から介護への方向付けは、リハビリなど今まで医療が提供してきた業務を介護に担わせるという、福祉と医療の再編成がこれから進むということになってきました。

また、昨年成立した推進法は、これを一層進めるとともに、70から75歳までの高齢者の窓口負担を原則2割に引き上げる、国保の広域化による保険料の大幅増しも狙われております。

また、T P P交渉参加は、混合診療の拡大、医薬品や材料費の高騰、保険医療制度の縮小など、日米の保険会社や薬品メーカーなどの多国籍企業の利益拡大を図る売国的な交渉です。その上、来年4月から消費税が大増税されますと、医療費につきましては非課税取引となっているため、病院経営にとっては死活問題になることと思います。

負担3点セットについて、事業管理者の考え方を求めます。

3番目として、旭中央病院の経営形態について、職員、議会、市民の合意形成の方法について、先ほどの大塚議員の質問と重なりますけれども、簡単で結構ですのでお答えください。

市長におかれましては、6月議会のすぐに市長選挙があり、夏の休暇となり、明けて9月議会となり、超多忙であると思いますけれども、昨日の一般質問では公設公営と独法化という形の二つの経営形態を考えているということですが、これについてどちらを選択するのかということにつきましては、市民、議会、職員の意見を聞いて判断すると市議会でご答弁しております。超多忙中では、なかなか検討する時間もなかったと思いますが、合意形成のために考えている道筋といいますか、ロードマップみたいなものがあればご回答をお願いいたします。

次に、大きな2として介護保険について。

2011年の介護保険法の改正と社会保障制度改革推進法による影響について、推進法国民会議では、2025年の医療介護の将来図を示しましたが、この中で医療機関の病床数を削減し、平均入院日数を大幅に削減するということになっております。介護につきましては、施設数を圧縮するということが行われ、在宅介護と居住系サービスを拡大し、病床数の削減や入院日数の削減に対する受け皿を作るという構想です。入院施設介護から在宅へ、また医療から介護へ、介護から市場サービスへというように、医療と介護が玉突きのように再編成されていくという方向が出されております。介護保険と推進法、この影響について担当課からの説明を求めたいと思います。

次に、小さな2として地域密着サービスについて。3月議会で上程されましたけれども、準備状況についてどういう内容なのかご説明を受けたいと思います。特に、この問題につきましては少し勉強しましたがよく分からないものですから、少し実務的な問題も含めて説明をお願いいたします。

大きな3、住宅をはじめ住環境整備の支援について。

(1) 東日本大震災による被害者の住宅被害への支援について。震災による被害者の支援は、半壊以下ではあまりメニューが無いというふうに思われます。また、液状化の被害については特に対策が遅れています。これらの液状化につきましては、専門家チームが調査に入っていると思いますが、今まで分かったことについてご報告ください。

また、災害公営住宅については入居の募集が始まりましたけれども、家賃とか入居時の費用について、あるいは入居の時に支援があるのかどうか、こういったものについてご回答を求めます。

小さい(2) 古い造成地の道路、排水路等の対策について。旧旭市内の新川から干潟駅にかけて、小規模で古い分譲地内の私道と排水路が陥没し汚水が流れなくなったり、道路が穴だらけになったりしております。全く補修されていません。具体的な支援する方法はないのかどうか、この辺について担当課よりご回答をお願いいたします。

3番目として、住宅リフォーム制度の制定について。銚子市では、住宅リフォーム制度の経済効果が予算の16倍にも達していると報告がなされております。千葉県内でもかなりの部分でこの制度は導入されております。旭市でも検討するということが何回か続いております。そろそろご決断のほどをお願いいたします。

小さな4番目として、まちづくり推進のための総合部署の設置を求めるということです。6月議会での伊藤議員の一般質問で、二番煎じになってしまいますけれども、まちづくり推

進課というのが、島根県太田市の場合、そういった課がありまして、そこが一元的に住宅関係あるいは住環境の問題、あらゆるものを、産業の振興を含めまして全ての課がここに集まって政策を立案しております。ですから、こういった専門の部署を作ったらどうかということとで質問いたします。

最後に、4番目として一般廃棄物処理行政について質問します。

本年度新設されました最終処分場建設検討委員会について、現在どのような作業が行われているのか伺います。6月議会では、候補地については事務をまだ進めていないということですが、スケジュール表に沿ってどの程度まで行っているのか説明を求めたいと思います。

この場所での発言は以上です。これからの質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の一般質問に対し答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは地域医療についてということの3番目であります経営形態について、職員、議会、市民の合意形成の方法についてということですが、このことについては、先ほど答弁を、企画政策課のほうから答弁をしたわけでありまして、先ほど太田議員の中で質問がありました検討委員会の地方独法と公営企業全適ということで、どちらを優先していくのかというような話でありましたけれども、今の段階でどちらをとということではなくて、検討委員会の報告書、そのことを十分尊重していかなければならないということで、これから説明会、市民、議会、そしてまた職員、そういった方々に説明会を開きながら、検討委員会の報告書を詳しく説明していきたいと、そのように考えているところであります。

いずれ、私も判断をしなければならない時があると思いますけれども、その時には、その時まで地方独立行政法人と公営企業全適ということについてももう少し勉強させていただきたい、そんなように今考えているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからご質問の地域医療についての1番目と2番目についてお答えをさせていただきます。

まず、中央病院の基本理念と基本方針についてということでございますが、議員ご承知の

ように、当旭中央病院の基本理念は、全ては患者様のためにということで、地域の皆様の健康を守るために常に研さんに努め、医学的にも経済的にも社会的にも適正な模範的医療を提供することとしております。また、基本方針としては、皆様の満足と信頼が得られる病院を目指します。患者様の権利と尊厳を尊重いたしますほか、11項目の基本方針を定めておりまして、この基本理念と基本方針のもとに日々業務を推進しているところでございます。

今後とも、変わることなく良質な医療サービスの提供に職員が一丸となって努めてまいりたいと考えております。

続いて、（２）のほうの社会保障制度改革、ＴＰＰ交渉、消費税の増税についてでございますが、これらいずれにつきましても、現在国レベルで検討、交渉等が行われているものでございまして、その内容等が明らかにはまだなっていない状況でございます。こうした状況でございますので、現時点において病院にどのような影響があるかということを具体的に申し上げる状況にはまだございません。

しかしながら、この三つの中で、この秋にも国において判断がされると見込まれております消費税の増税につきましては医療機関への影響が大変大きいものと考えております。現在、国におきましても国の中央社会保険医療協議会の医療機関等における消費税負担に関する分科会におきまして、税率が８％にアップした場合の診療報酬による対応が検討されているところでございます。

増税に伴う医療機関の消費税負担問題は、当院はもとより全国の医療機関の経営に大きな影響を及ぼすことから、今後の推移につきましては私ども病院としましても十分注意してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、２番の介護保険についての２点について回答申し上げます。

最初に、１の2011介護保険法の改正と社会保障制度改革推進法による影響についてお答えします。

2011、平成23年度の介護保険法の改正の趣旨としましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるということです。本市では、介護予防の推進として、平成28年度から地域支援事業が導入され、できる限り地域において自立した日

常生活が送れるよう支援することを目的とした地域包括支援センターにおいて、要支援、要介護状態になる前から介護予防を目的とした介護予防事業とともに包括的、継続的な介護予防マネジメントが実施され、高齢者及び家族等から相談支援を行い、必要なサービス、医療につなぐための調整を行っております。また、高齢者の安否確認を兼ねた配食サービスや寝たきりなどの在宅の高齢者に紙おむつの支給等も行っています。

このような事業を実施し、できる限り、住みなれた場所で安心して日常生活が送れるよう、介護保険事業の適切な運営及び高齢者サービスの充実に努めております。

次に、社会保障制度改革推進法による影響ですが、先日、社会保障制度改革国民会議が国に最終報告書を提出しましたが、医療と介護の連携と地域包括ケアシステムというネットワークの構築として、医療から介護、病院施設から地域在宅への観点から、医療の見直しと介護の見直しは一体で行う必要があるとされ、第6期介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置付けられました。介護保険制度の改革として、要介護度の低い要支援者向けのサービスを段階的に市町村事業に移行とか、高所得者の自己負担を1割から引き上げとか、低所得者の介護保険の負担軽減などの改革を27年度に実施されと言われております。

本市としましては、国や県の動向を見ながら、来年度策定する第6期介護保険事業計画の中で検討していきたいと考えております。

次に、地域密着型サービスについてお答えいたします。

地域密着型サービスは、今後増加が見込まれます。認知症高齢者や重度の要介護の高齢者が住みなれた身近な地域で安心して暮らし続けることができるよう、平成18年度に介護保険の新たなサービス体系の確立として創設されたサービスで、市の指定により開設されるものです。原則として他の市町村のサービスは受けられません。サービスは、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、あと地域密着型介護老人福祉施設、認知症生活介護、認知症対応型通所介護などがあります。

平成24年度から地域密着型の新しいサービスとして、定期巡回・随時対応型の訪問看護介護や小規模多機能型居宅介護などが創設されましたが、本市においては今のところ事業所の参入はございません。現在、旭市、本市では認知症対応型共同生活介護が4か所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護が2か所ある状況でございます。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、3番の（1）になります東日本大

震災による住宅再建への支援内容につきましてご説明させていただきます。

住宅再建に係る支援につきましては、国の被災者生活再建支援制度、旭市液状化等被害住宅再建支援事業、旭市被災者住宅再建資金利子補給制度の三つがございます。

初めに、国の被災者生活再建支援制度について申し上げます。支援内容につきましては、被害状況が全壊、大規模半壊または半壊でやむなく住宅を全部取り壊した世帯が対象で、2人以上の世帯ということでお話しさせていただきます。加算支援金という部分がありまして、これは住宅の再建方法によって支援金の額が変わるものでありますが、居住する住宅の貸借ですと50万円、居住する住宅の補修ですと100万円、居住する住宅の建設、購入ですと200万円となります。加算支援金の申請期限は27年4月10日までとなっております。

次に、旭市液状化等被害住宅再建支援事業について申し上げます。支援内容につきましては、これも2人以上の世帯ということでお話しさせていただきますが、液状化等の住宅地盤被害により、半壊、一部損壊被害を受けた住宅の地盤を復旧した世帯に対して、上限100万円、また半壊被害を受けた住宅を補修、屋根や壁などですが、補修した世帯に対しまして25万円を上限に支援しております。申請期限につきましては27年3月31日となっております。

次に、旭市被災者住宅再建資金利子補給制度について申し上げます。支援内容につきましては、被災住宅に代わる住宅を建設、購入を市内で行う方または市内の被災住宅の補修を行う方で、平成23年3月11日から平成26年3月31日までに融資の実行を受けた方を対象に、100万円以上500万円以下を対象限度額として年2%までを5年間、利子補給するものでございます。

以上です。

○議長（日下昭治） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ただいまの東日本大震災による被災者の住宅等の再建、補修についての中で、災害公営住宅に関しまして、家賃、それから入居時の費用等につきましてご質問がございました。これは募集案内等をお配りした中にも詳しく記入させていただいたところでございますけれども、まず家賃でございますが、一番安い、収入のない方、これは今の見込みですと1DKで4,700円、3DKで8,100円程度。それから、今回収入基準に特例が設けられておりますことから、最大、収入超過もしくは高額所得というような方がいらっしゃれば、1DKで民間並み、これは4万600円、それから3DKで6万9,600円という家賃設定になろうかと思います。

それと、そのほかの費用ということで、実際に家賃に併せまして敷金というものが発生し

ます。これは、公営住宅の入居に当たりましては、他の住宅と同様に家賃の3カ月分となります。ただ、これにつきましては、収入のない方も多いということから、申請によりまして免除することができる旨、皆様にはお知らせしてございます。

それと、当然共益費というものもあるということでご理解いただければなと思っています。
災害公営住宅は以上です。

○議長（日下昭治） 一般質問は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時25分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き太田将範議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、大きい項目の3、住宅をはじめ住環境整備の支援を求め
るの（2）古い造成地の道路、排水路等への対策についてお答えいたします。

造成地や宅地開発等による私道については、排水施設や舗装の新設、また、排水不良の解消や舗装の補修等について相談や要望を受けております。これらを含めた私道の整備については、工事費の一部を助成する旭市私道整備助成事業補助金交付要綱がありますので、この制度をご利用いただき、道路の所有者の皆様で対応していただくよう回答しております。

旭市私道助成事業補助金交付要綱の対象とするためには、道路の幅員が4メートル以上であること、一般通行の用に供されていること、排水施設の整備に関しては流末排水に支障のない道路であること等幾つかの要件があります。また、既に舗装されている私道を部分的に補修する場合や、当該私道の敷地所有者の同意が得られない場合等、助成事業の対象とならない要件もございます。

助成の内容は、補助率が2分の1以内で、補助限度額が150万円です。なお、補助限度額につきましては、平成25年2月に100万円から150万円に改正し、個人負担の軽減を図っておりますので、私道整備に関しましてはこの助成制度をご利用いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私のほうからは、3番目の（1）と（3）についてお答えいたします。

（1）の中で、液状化に関して専門家チームによる調査に入っていると思うが、その状況はどうかというご質問ですけれども、現在、液状化により被災した土地の整備については液状化対策事業計画を策定しているところでございます。本計画は、再液状化による災害の発生を防ぐための対策工法の検討について進めているものでありまして、内容は道路等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進するものでございます。

旭市の液状化の特徴は、砂鉄の採掘跡での被害が一番大きいということで、現在その範囲を特定しながら、地震による再液状化の解析を行うものですけれども、検討委員会の中でも、当初のボーリングの数よりもっと増やして精度を上げて検討したほうがいいということで、今現在数を増やしてボーリング調査を行っているところでございまして、その結果によりまして解析を行って、今後対策を考えていく予定であります。現在の状況はそういうところですので、ボーリング調査の最終的な結果を待っている状況でございます。

次に、（3）番のほうですけれども、住宅等リフォーム制度の制定についてということで、住宅リフォーム制度につきましては、リフォームが進むことにより居住環境の向上や定住促進、人口減少の施策の一助になり得るものであり、さらには建築業界の経済の活性化につながっていくことは理解しているところでございます。

しかしながら、旭市におきましては平成19年7月から、地震に備えまして自宅の耐震性を診断することに対し助成する木造住宅の耐震診断費助成制度を実施しておりまして、平成24年5月からは耐震診断後の耐震改修に対しても補助制度を新設したところでございます。

また、東日本大震災により被害を受けた方の住宅再建のための利子補給制度も現在実施しているところでありまして、現段階では、被災者の住宅再建支援を最優先といたしまして、それと併せまして震災の教訓を生かしまして災害に強いまちづくりを進めるために、建築物の耐震改修対策を中心に推進していきたいと考えておりますので、住宅リフォームへの助成制度につきましては、その次の段階での検討事項と考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、3の（4）まちづくり推進のための総合担当部署についてお答え申し上げます。

旭市では、まちづくりを総合的に推進していく上で、所管課は企画政策課です。一概にまちづくりといえますとかなり広くなりまして、まちづくりを推進するための個別的な施策は、それぞれの部署において進めております。総合調整する部署の企画政策課には、市の重要施策の推進に関すること、また、三郷構想に関することを強力に進めるため、政策推進班を設置するとともに、企画政策課の課名のとおりに、政策形成機能の充実を図っておるところであります。

島根県大田市のお話がありました。この大田市においては、まちづくり全般ではなくて定住促進に特化してのことであるようではありますが、旭市は大田市とは地域性やその人口規模が異なると思います。各課がそれぞれの役割のもとに連携をとって施策を進めていくことが好ましいと考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、最後の4番目、一般廃棄物処理行政について、東総広域におけるごみ処理最終処分場計画の進捗状況でございますが、広域最終処分場につきましては、銚子市内に設置することを前提に、平成25年3月27日に東総地区広域最終処分場候補地選定委員会を設置し、同委員会において候補地等の選定を行っております。現在までに3回の委員会を開催しており、今年度末に銚子市内から最終処分場候補地を選定し、東総地区広域市町村圏事務組合への結果の提言がされる予定でございます。

なお、最終処分場の供用開始時期は平成32年度を計画しております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） では、再質問をさせていただきます。

まず、地域医療の中央病院の基本理念と基本方針についてということなんですが、この基本理念と基本方向が、第一に病院あるいは市の執行部、議会、市民全員が共有するということが非常に大切なことだと思います。この理念と基本方針がやはり中期計画だとか長期計画あるいは年次計画、これに具体化されなければいけないと思います。この計画が具体化されるならば、計画と行動を明確にして、旭市民全体、ここに見えるような形の、見える化が大切になってくると思います。理念と基本方針につきましては、中央病院の掲げている社会的使命、ミッションと呼ばれているものですが、具体的な取り組みをやっぱり旭市民が見えるということが必要になると思います。

特に、非営利の市民病院が事業を安定的に発展させるためには経営の強化が必ず必要になってきます。一定の収益が確保されなければならないということなんですけれども、非営利の市民病院が発展するためには、常に組織のミッションに立ち返ること。これを職員、市民に繰り返し伝えることが大変重要なことだと思います。

ミッションなき経営合理化は、組織行動面における企業化と職員組織における官僚制とともに惹起する危険があると。特に、NPOといいますか非営利団体の中では、そういう総括がされております。ですから、もしよろしければ、こういう理念を具体化する上で、事業管理者から考え方を聞かせていただければ、あればお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 病院の理念につきましては、これはもう既にかかなり前からこの理念を掲げておりまして、病院の印刷物等には必ずこの理念あるいは基本方針については全部印刷してございますし、さらに病院の各所に、主な所には掲示物として掲げてあります。当然、議員のおっしゃるとおり理念が最初にあって、そこから全ての計画が始まるわけでありまして、これはもう職員に対してもそのような形で周知しておるという形であります。

それから、市民に対してどうかというと、入院のパンフレットだとかそういうものについては全部、そこに理念、基本方針、これについては以前より掲げております。それに基づいた毎年の目標、中期計画も掲げてありますし、財政につきましては市の広報にも定期的に掲載してございます。

このようなことで、うちはほかの病院と比べても、これに関しては少なくとも外部監査においてもA B C Dという、よくできました、できていますと、こういうようなお褒めの言葉をいただいていることでありまして、全国の病院の中でもこれはちゃんとしっかりやっているつもりでおりますが、まだそれは十分至らない点もあることはあると思いますが、そういうときはまたいろいろご指摘いただきたいなど。具体的をお願いしたいと、心より思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 病院のほうは事業管理者のほうで行っていると思いますけれども、議会のほうは、今日は私はこういう形で一般質問させていただきまして、議員の皆さん方にこういう考え方があるんだよということをきちっと伝えることができたと思うんですけれども、あと、市の執行部と市民に関しては、やはり市民の皆さんにこの中身をきちっと伝える必要があるのではないかというふうに思います。

そのことをお願いしまして、次の（２）のほうの社会制度改革推進法とＴＰＰと３点セットについて質問させていただきます。

二次医療圏については、かなり大きな台風が吹いているよというようなことを前回、事業管理者がおっしゃっていましたが、この３点セットは二次医療圏の暴風程度では済まない、病院の存続、この地域の存続に関して非常に大きな影響が出てくるというふうになります。私どもは自営業者の団体の職員をしているわけですが、恐らくこれでかなり商売をやめる人が出てくるというふうに思います。農家の方々も、これ以上灯油だとか軽油が高くなったならば、もうハウスをやめようというような方が随分出てきております。ですから、これにつきましては、８月に報告が出ております。これから、もう路線を決めていくという形のものになっておりますので、大体影響らしきものは出てきているなと思いますけれども、もし事業管理者のほうでご意見がございましたらお願いいたします。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうで再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、８月６日に社会保障制度改革国民会議から報告書が出ております。ただ、これはまだ報告書の段階ということで、今後国会等で法改正が必要な事項がこの中にかなり盛り込まれておりまして、何点か私ども病院にとっても大きな事項が含まれているかと思えます。その中で、私どもとしては２点ほどかなり大きな事項が入っているなというふうに思っております。

その一つが地域の医療ビジョンを今後策定していこうということで、当該地域において、今後の人口とか、あるいはどういった病気が多いかというようなことを勘案して、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能をどう配置していくかということを都道府県が主体となって医療ビジョンを策定していくというような項目が入っています。この項目については、'14年の通常国会で法改正を行った後、'17年度をめどに整備を進めるというようなことが書かれております。

もう一点が病院の機能の分化を進めるということで、紹介状のない大病院の外来患者には定額負担を設けるというようなことも新聞報道になされておりますが、これにつきましても、これは選定医療費ということではなくて、病院としてではなく全国的な規模で半ば強制的に行うということですので、法改正が必要になってくることから、'15年の通常国会で法改正を行いまして、'17年度までをめどに実施するというようなことが閣議決定されましたプロ

グラム法案の骨子の中に書いてあります。

こういった内容が、今後病院にとっては大きな影響を及ぼしてくるというように考えております。

以上です。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○４番（太田將範） 次のところの（３）のほうに移らせていただきます。

病院の経営形態ということで、市長にお聞きしたいんですけれども、先ほどの話では、独立行政法人も公営企業全適もほぼ同じでありあまりメリットが無いというふうな話をしておられました。御存じのように、公営企業会計というのは26年より法改正となり、今後経営の透明性や計画性も増し、経営の自由度を増すことになっております。この法改正を待って判断してもいいのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 病院を取り巻く環境は年々変わると思います。旭中央病院の経営検討委員会、そんな中で、今中央病院にできる病院経営の安定性、持続性、そういったものがどんなものなのかということで、検討委員会を立ち上げて検討委員会、半年くらいかけて検討していただいたわけであります。その検討結果を報告書にまとめていただきましたので、その報告書はやはり尊重していかなければ。私どもが頼んだわけでありますので、その検討委員会の報告書は尊重してこれから進めていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○４番（太田將範） 公営企業法会計が改正されますと、かなり民間の商法の規定と近くなってくるんですね。さまざまな形で影響が出てきます。そういったことから、これが26年に開始ということで、病院のほうではそれに沿って、全適の場合、準備は進むだろうかと思います。ですから、それと独法化と果たしてどちらがいいのかどうかという比較もしなければならぬと思うんです。

このことはいいんですけれども、その前に、先ほどありましたように、推進法、T P P、消費税増税をやられると。特に医療法改正で2006年か2007年ぐらいにもう方向性は決まっていますので、施設の入院から介護だと、そちらのほうに全てシフトしていくということで、ベッド数を削減する方向が出ているわけですね。ですから、それがもうどんどんやられていくということと、来年の４月には消費税増税になるという可能性が非常に高くなってきて

いる。それから、T P Pも今年中に何とか入れなければならないということになってきますと、二次医療圏では、吉田院長がおっしゃっていましたが、台風が来ていると。今度は台風が三つ来ているんですよ。ですから、大変な問題になるということで、私の意見といたしましては、この経営形態の問題を今ここで非常に大変な時期に議論するよりは、しばらく先送りしたほうがいいのではないかとこのように思うのですがいかがでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） それらのこと、26年に公営企業法が改正するという、そういったことも視野に入れながら、検討結果、検討委員会の報告書をきちっと報告をしながら、市民、職員、そして議会それぞれの合意形成を、どれがいいのかというような部分も含めて今調整をこれからしていきたいと、そんなように思っております。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） では、次の介護保険について質問させていただきます。

医療と介護、看護を、地域を担う職員の方々ですけれども、この方々の資格について、どういうふうなことが今議論されているのでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 資格についてということですが、市では包括支援センターがございまして、その中で、保健師、主任ケアマネ、社会福祉士等で地域のケアマネジメントを実際に行っている状況でございます。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 次に、介護保険につきましては、事業のやり方といたしましては被保険者と事業者の契約ということになっております。ですから対等の立場で契約をするということになっているんですけれども、医療のほうにつきましては、一応現物給付ということで、お医者さんのほうにかかれば、それだけの給付を請求していくということになるわけです。ですから、これが再編成の中でちゃんぽんになってきますので、どういう形でこれから行くのかという、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 先ほども病院の事務部長のほうでお答えがありましたけれど

も、国民会議の報告書のまだ段階ですので、具体的に動きも話もございませんので、今後国の動向を見ながら対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○４番（太田將範） 次に、介護保険料の今後の予測ということにつきまして、分かる範囲でお答えいただけますでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） あくまで予測ということでございますけれども、平成24年度に第５期の介護保険事業計画の時の保険料でございますけれども、第４期から比べまして約３割値上がりしました、基準額におきまして。この次に改定するのは平成27年度になると思っておりますけれども、３割とはいかないまでも若干の１割から２割というような、今はっきりお答えはできませんけれども、高齢者はどんどん増えておりますので、その状況は今後も続くと考えております。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○４番（太田將範） ありがとうございます。

次に、３の住宅をはじめとする住環境整備の支援についてということで質問させていただきます。

災害公営住宅の、先ほどお聞きしましたけれども、安い部分と非常に負担の大きい部分があるということで、あと、敷金３カ月というのはちょっと厳しいのではないかという声が出てきているんですね。この辺につきましては、特に大規模半壊から全壊ということですので、かなり自分たちの什器備品だとかさまざまな生活用品が失われている方々にとって負担になるのではないのかなと思います。ですから、これについては軽減措置とかそういったことについて、例えば２年間は家賃を半額にするとか、そういった措置がとれるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 敷金につきましては、先ほど申し上げましたとおり確かに基準３カ月、ただ、申請により免除も可ということがございますので、その辺はご相談いただくことが必要かなと思います。

それと、家賃のほうをさらに低減ということでございますが、先ほどの4,700円と言ったのは低減したその金額になっていると。実際の基準額でいきますと、本来家賃というのは、計算しますと1DKで1万5,300円程度、それから3DKですと2万6,200円程度、これが10年間の軽減措置がございますので、そこで当初4,700円程度、約3分の1以下に一番収入のない方はしていくという制度でございますので、これをさらにという形はちょっと難しいかなということで考えております。

○議長（日下昭治） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 分かりました。

住宅リフォームの3番目、住宅リフォーム制度の制定についてということで、これは大田市のまちづくり推進課のほうの中の計画にも入っているんですね。こういったものが全て網羅されてこのまちづくり推進課というのが、要するに住環境から住まい、それから空き家バンクだとかグリーンツーリズムだとか、そういった産業政策まで全て入ってきていて、そこが要するにワンポイントで相談に乗れるという、そういう組織になっているんです。ですから、こういった組織を作りまして、そこにいろいろな情報を集約して行って、そこに相談すれば、旭市に定住するためには何でもできますよと、相談できますよという、そういうシステムらしいんですね。ですから、そういう形でやはり組織形態を考えていく必要があるんじゃないかと思うんです。

もう一つは、旭市の場合は近隣市町村と比べますと人口の減少率は低いんですね。銚子ですと1,000人から1,200人減っています。旭は二、三百人ですから、結局、銚子市あたりでこういうものを作られて、仁義なき戦いが始まるんですよ。実際、島根県は県内で人口の取り合いをやっているんですよ、はっきり申しますと。要するに大田市は、島根からでもどこからでも人口を集めてくるという、そういう方向なんです。ですから、一番焦っているのは銚子市だと思うんです。ですから、必ず旭市の人口を狙ってくると。そういう仁義なき戦いが始まりますので、この辺でやはり旭市も腹を据えて人口対策、これをやっておく必要があるんじゃないかと思います。これについては市長のお考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田將範議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 人口減少についてはさまざまな要因があると思います。そんな中で、同じ地域の自治体が人口の取り合いというようなことをするのではなくて、やはり新しい施策を持って、旭市に魅力のあるものを作っていくって、旭市に来てくれると、そういったような

魅力あるまちづくり、そういった部分をこれから行っていくためには何が必要なのかという部分もこれからみんなで考えながら、一つには企業誘致といいましょうか、企業誘致がなかなか、大企業の状況が今、今はオリンピックがあつて相当いいんですけれども、これまでのように企業誘致というばかりに頼られるわけではありませんので、そういった中で内部の、今の既存の企業、あるいはまた病院やら市役所、そういった部分の就職、そういった部分も確実にできるような体制を作っていかなければと、そんなように今思っているわけで、その一つが、私は起爆剤としての道の駅だと、そんなように思っているので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 道の駅とか、そういうものもこの中に含めていろいろ造っているというパターンなんです。ですから、そういうふうに関口を集めるというんですか、あるいは子育てを支援するというのは、とにかく外から来た方に1か所で相談に応じることができると、で、なおかつ空き家バンクで旭市の土地を欲しいという方については、宅建業界の方々が査定をしたり工事を発注したりして契約に立ち会ってくれるということで、非常に安心した形での取引ができるというふうになっています。

ですから、こういうふうに関口に進んでいる所を東総地域の中で最初にやっておかないと人口を取られますよと、あるいは東京から引っ張ってくるのに、旭市というのは非常に魅力のある町なんですね。ですから、その辺をやはりきちっとした発信をするという過程もあるんです、ここが。ですから、そういったものをしていただければと思うんですがいかがでしょうか、検討していただきたいんですが。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 太田議員のご意見を尊重しながら、そういったことも視野に入れながら庁内で検討していきたいと、そのように思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。

では、次に東総広域のほうの広域処理の問題について質問させてください。

6月議会の時には、最終処分場候補地はまだ決まっていないというような話でした。昨年の12月の高橋議員への回答につきましては、3月に最終処分場用地選定にかかわる選定委員会を設置する予定であつて、25年度を目標にして用地選定を行う予定でいるということにな

っております。

それから、同じ質問で4回目に、最終処分場もごみ処理場も同じ市でやるということは、そのことは大変重いと、そう考えておりますので、もしそれが駄目ということになれば、この問題は全部ゼロになるのではないかと、そのように思っていますという回答を市長はしております。ですから、用地の問題、それにつきましては25年度の3月末、これにつきまして、一応事務的な手続きを全て終了するというような方向でよろしいのでしょうか。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 最終処分場は、先ほど環境課長からお話がありましたように、この3月に作りまして4回やっております、検討委員会を。今年度中に最終処分場の選定をするということで、今お願いしているわけでありますので、先ほど、この前の議会での質問で、これが最終処分場ができなかったら、この広域ごみ焼却場の問題はゼロになるというような話も確かにしましたけれども、それにならないように、今一生懸命関係市で頑張っているところでありますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（日下昭治） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 分かりました。じゃ、この回答につきましてはそのとおりだということによろしいですね。

以上で一般質問を終わります。

○議長（日下昭治） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（日下昭治） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時58分

平成25年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成25年9月26日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（21名）

1 番 大 塚 祐 司
3 番 宮 澤 芳 雄

2 番 飯 嶋 正 利
4 番 太 田 將 範

5 番 伊 藤 保
 7 番 平 野 忠 作
 9 番 林 七 巳
 1 1 番 景 山 岩三郎
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

6 番 島 田 和 雄
 8 番 伊 藤 房 代
 1 0 番 向 後 悦 世
 1 2 番 滑 川 公 英
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 刃 田 哲 雄
 行政改革推進課長 林 清 明
 企画政策課長兼被災者支援室長 伊 藤 浩
 税 務 課 長 佐 藤 一 則
 環 境 課 長 新行内 弘
 健康管理課長 野 口 國 男
 子育て支援課長 山 口 訓 子
 商工観光課長 堀 江 隆 夫
 建 設 課 長 高 野 晃 雄
 下 水 道 課 長 石 毛 隆
 消 防 長 佐 藤 清 和
 病院事務部長 菅 谷 敏之史
 庶 務 課 長 横 山 秀 喜
 生涯学習課長 佐久間 隆

副 市 長 加 瀬 寿 一
 秘書広報課長 堀 江 通 洋
 総 務 課 長 米 本 壽 一
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市民生活課長 馬 淵 一 弘
 保険年金課長 加 瀬 喜 久
 社会福祉課長 加 瀬 恭 史
 高齢者福祉課長 石 毛 健 一
 農 水 産 課 長 大久保 孝 治
 都市整備課長 林 利 夫
 会 計 管 理 者 宮 應 孝 行
 水 道 課 長 鈴 木 邦 博
 病院経理課長 土 師 学
 学校教育課長 菅 谷 充 雅
 体育振興課長 石 嶋 幸 衛

監査委員
事務局 長

田 杭 平 三

農業委員
事務局 長

高 木 寛 幸

事務局職員出席者

事 務 局 長

伊 藤 恒 男

事務局次長

向 後 嘉 弘

開会 午前 10 時 0 分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（日下昭治） 議案第 1 号から議案第15号までの15議案及び請願第 1 号の 1 件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第 1 決算審査特別委員長報告

○議長（日下昭治） 日程第 1、決算審査特別委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長林七巳議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 林 七巳 登壇）

○決算審査特別委員長（林 七巳） それでは、決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成24年度旭市一般会計決算の認定について、議案第 2 号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第 3 号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ

いて、議案第4号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成24年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第8号、平成24年度旭市病院事業会計決算の認定についての発議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月13日及び17日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において議案の説明のため執行部より、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査の内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、市税の収納率が改善されてきているが、平成24年度はどのような取り組みをしたのかとの質疑では、預貯金や給与、生命保険など財産調査件数を増やし、それに伴って、差し押さえ件数も増やしたとの答弁がありました。

2点目として、福祉タクシー利用助成事業について、タクシー事業者数と利用数はどのくらいかとの質疑では、事業者数は33社で、利用人数は560人との答弁がありました。

最後に、3点目として、災害に強い地域づくり事業の備品購入費の具体的な内容はとの質疑では、カセットガス式発電機を20機、防災備蓄倉庫を三川小と飯岡小の2か所、避難所用の間仕切りを150セット購入したとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

汚泥等運搬処理業務委託料863万8,980円の内容はとの質疑では、汚泥の処分量は412トンで1トン当たりの運搬費用を含め約2万1,000円になる。また、搬出先は栃木県で、セメントの材料として排出しているとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、職員数について、事務員が増員しているが、その理由と業務内容はとの質疑では、患者の待ち時間を短縮させる施策の一つとして、医師の事務作業を軽減することを目的に、医師の事務作業補助員を増員したとの答弁がありました。

2点目として、平成24年度の企業債の償還は11億1,800万円だが、今後再整備事業の償還を迎え、返済のピーク時期とその償還額はとの質疑では、返済のピークは平成27年度で、償還額は24億6,300万円となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号から議案第6号までと、議案第8号の7議案は全員賛成で認定することと決

し、議案第7号は全員賛成で原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年9月26日、決算審査特別委員長、林七巳。

○議長（日下昭治） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（日下昭治） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第２号について採決いたします。

議案第２号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第２号は認定することに決しました。

続いて、議案第３号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第３号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第３号について採決いたします。

議案第３号、平成24年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第３号は認定することに決しました。

続いて、議案第４号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第４号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第４号について採決いたします。

議案第４号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、平成24年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

続いて、議案第6号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

続いて、議案第7号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、平成24年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第7号は可決及び認定することに決しました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、平成24年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（日下昭治） 日程第3、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の

報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 平野忠作 登壇)

○建設経済常任委員長（平野忠作） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、財産の無償貸付についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月19日午前10時より、議会委員会室において議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

江ヶ崎地区の排水施設の修繕費について、毎年どの程度費用がかかっているのかとの質疑では、江ヶ崎地区は供用開始から15年が経過し、今回のポンプ修繕は初めてだが、毎年300万円から400万円の修繕を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第15号の質疑について申し上げます。

大浴場について、貸付先業者はどのように考えているのかとの質疑では、貸付先業者としては、ボイラー等、機器の修理費用の問題もあるが、大浴場はホテルの経営上、重要な施設として考えており、再開を視野に入れて検討していきたいと伺っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年9月26日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（日下昭治） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 島田和雄 登壇)

○文教福祉常任委員長（島田和雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において本委員会に付託されました議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成25年度

旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市子ども・子育て会議条例の制定についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月20日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第9号の審査内容について、主な質疑2点とその答弁内容を申し上げます。

1点目として、小規模介護施設整備事業284万4,000円について、小規模介護施設のスプリンクラー設置に対する補助ということだが、市内の全施設にスプリンクラーが整備されているのかとの質疑では、高齢者福祉課が所管する認知症グループホームは市内に4か所あり、3か所については平成22、23年度で整備が終了し、今回の施設が最後となるとの答弁がありました。

2点目として、子ども・子育て支援事業について、どのような委員で構成されるのかとの質疑では、事務局の案としては学識経験者1名、教育関係者3名、保育関係者2名、子育て支援事業従事者2名、保護者5名、そのほか市長が認める者2名の計15名を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年9月26日、文教福祉常任委員長、島田和雄。

○議長（日下昭治） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○議長（日下昭治） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、旭市防災会議条例及び旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月24日午前10時より、議会委員会室において議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第9号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

災害復興基金積立金については、補正後の残高と充当を予定している事業の具体的な内容はとの質疑では、災害復興基金積立金の残高は16億9,513万7,000円で、充当する事業は津波で床上浸水を受け、半壊以上の被害を受けた住宅で市内に住宅再建を行う世帯に対し、その費用の一部を補填するものであると答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年9月26日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（日下昭治） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（日下昭治） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第9号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、旭市子ども・子育て会議条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、旭市防災会議条例及び旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(日下昭治) 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、財産の無償貸付について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(日下昭治) 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長(日下昭治) 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 島田和雄 登壇)

○文教福祉常任委員長(島田和雄) 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において付託されました陳情第1号、生活保護法を「改悪」しないよう意見書の提出を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は9月20日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、生活困窮者支援団体等、一部の団体からの反対意見があるものの、全国知事会や全国市長会から生活保護制度を見直すよう提言が出されている。不正受給者をなくすためにも法律の改正が必要ではないかとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり賛成者はなく、不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年9月26日、文教福祉常任委員長、島田和雄。

○議長（日下昭治） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（日下昭治） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより陳情第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号、生活保護法を「改悪」しないよう意見書の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時51分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議長（日下昭治） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成25年旭市議会第3回定例会、議事日程その3、本日9月26日木曜日をご覧いただきたいと思います。

このあと、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決、以上のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（日下昭治） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。

発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１ 発議案上程

○議長（日下昭治） 追加日程第１、発議案上程。

発議第１号の１発議案を上程いたします。

発議第１号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

◎追加日程第２ 提案理由の説明

○議長（日下昭治） 追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号について、提出者木内欽市議員、ご登壇願います。

（１５番 木内欽市 登壇）

○１５番（木内欽市） それでは、発議第１号について提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

「地方税財源の充実確保」を求める意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

１．地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

（１）地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することより、一般財源総額を確保すること。

（２）特に地方の固有財産である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるように増額すること。

- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について。

- (1) 地方が担う義務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5 : 5」とすること。

その際、地方消費税の充実など税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（日下昭治） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（日下昭治） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を順次議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（日下昭治） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（日下昭治） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 米本壽一 登壇）

○総務課長（米本壽一） 篤志寄附を受納しましたので、ご報告いたします。

1つ、金34万2,000円を住宅エコポイント事務局様より、6月21日受納いたしました。

1つ、金10万円を、ともにがんばろう東日本実行委員会様より、6月26日受納いたしまし

た。

1つ、金10万6,000円を関松秀様より、7月1日受納いたしました。

1つ、豚肉280キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、7月11日受納いたしました。

1つ、金40万円を株式会社エージ・ジャパン様より、7月11日受納いたしました。

1つ、金10万円をカレーで旭を元気にする会様より、8月16日受納いたしました。

1つ、一輪車10台及びホッピング3本を野ばらの会様より、8月21日受納いたしました。

1つ、金20万円を情報産業労働組合連合会千葉県協議会様より、8月27日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（日下昭治） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成25年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 2分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 日 下 昭 治

副議長 景 山 岩三郎

議員 嶋 田 茂 樹

議員 高 橋 利 彦